

第3次常総市 男女共同参画計画



常総市
令和6年3月

はじめに



一人ひとりが個人として尊重され、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、SDGsの目標5にある「ジェンダー平等の実現」をはじめ、「ダイバーシティ社会の実現」にもつながる、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

本市においては、「常総市男女共同参画推進条例」の制定、「第2次常総市男女共同参画計画」の策定を行い、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策を積極的に展開してきました。その結果、一定の成果は見られたものの、意識調査の結果においては依然として、固定的役割分担意識が根強く残っている状況にあります。

このような現状を踏まえ、社会情勢の変化や市民及び企業意識調査の結果等を考慮し、男女共同参画社会の実現に向け、さらなる推進を図るため「第3次常総市男女共同参画計画」を策定いたしました。

計画のスローガンを「多様性を尊重し ともに活躍・成長できる 常総市」と掲げ、性別を含めた様々な多様性を尊重し、誰もが自分らしく能力を発揮できる社会の実現を目指して取り組んでまいります。

加えて本計画では、ワーク・ライフ・バランスの促進をはじめとして、固定的役割分担意識の解消、暴力やハラスメントを許さない社会づくりに向けた啓発、多様な視点を取り入れた防災・災害対策等、意識変容の必要性和ジェンダー平等を推進していくための体制整備・強化策を盛り込みました。市民、事業者及び関係機関の皆様には、より一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、意識調査等を通して貴重なご意見をお寄せいただきました市民及び企業の皆様をはじめ、ご尽力を賜りました常総市男女共同参画推進審議会委員の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和6年3月

常総市長
神尾岳志

第1章 計画策定にあたって

第1節	計画策定の趣旨	3
第2節	計画の期間	3
第3節	計画策定の背景	4
第4節	計画の位置づけ	5
第5節	計画の策定体制	6
第6節	男女共同参画に関する国内外の動き	7

第2章 常総市の男女共同参画の現状と課題

第1節	本市の現状	13
第2節	男女共同参画に関する意識調査	19
第3節	前計画の推進状況と課題	21

第3章 計画の基本的な考え方

第1節	基本理念	25
第2節	施策の体系	26

第4章 施策の展開

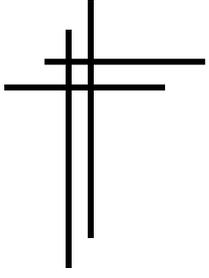
基本目標1	一人ひとりを尊重する男女平等の意識づくり	32
基本目標2	自分らしく暮らせるまちづくり	38
基本目標3	あらゆる分野における男女共同参画の推進	46

第5章 計画の推進

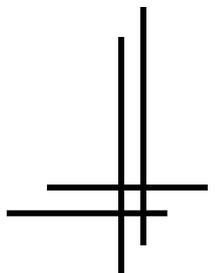
第1節	推進体制の整備	55
第2節	計画の進行管理	55
第3節	目標値の設定	56

資料編

1.	計画策定の経緯	59
2.	意識調査結果概要	60
3.	第2次常総市男女共同参画計画（後期実施計画）事業一覧	90
4.	常総市男女共同参画推進条例	92
5.	常総市男女共同参画推進審議会委員名簿	96
6.	常総市男女共同参画推進本部設置規程	97
7.	常総市男女共同参画推進本部委員名簿	100
8.	常総市男女共同参画推進委員名簿	101
9.	諮問書	102
10.	答申書	103



第1章 計画策定にあたって



第1節 計画策定の趣旨

我が国では、令和2（2020）年12月に「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」を閣議決定し、基本的な方針の中では「男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものである」としています。

常総市では、よき伝統は文化としてはぐくみ、地域の特性を生かし、安心して生き生きと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現を目指し、平成19（2007）年3月に「常総市男女共同参画推進条例」を制定しました。その後、計画の改定を経て、平成31（2019）年3月に策定した「第2次常総市男女共同参画計画（後期実施計画）」を指針に、市、市民及び事業所が一体となり、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。

こうした中、令和5（2023）年度にて「第2次常総市男女共同参画計画」が満了することに伴い、これまでの取組や市民意識調査の結果を踏まえ、国・県の動向や社会情勢の変化に対応し、より効果的に施策を展開するため、「第3次常総市男女共同参画計画」を策定しました。

なお、本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、DV防止法という。）」に基づく「市町村基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法という。）」に基づく「市町村推進計画」を包含しています。

第2節 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

計画期間の終了年度には進捗状況や社会状況を勘案したうえで、本計画について見直すこととします。

■ 計画の期間

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
常総市 男女共同参画計画	第2次常総市男女共同参画計画 前期実施計画					第2次常総市男女共同参画計画 後期実施計画					第3次 常総市男女共同参画計画				
常総市総合計画	基本構想					じょうそう未来創生プラン 基本構想									
	後期基本計画					前期基本計画					後期基本計画				

第3節 計画策定の背景

男女共同参画社会とは…

男女共同参画社会は、男女が互いに人権を尊重し、「男性」や「女性」というイメージにあてはめてしまうことなく、一人ひとりが持っている個性や能力を十分に発揮できる豊かな社会のことです。

どうして男女共同参画を進めるの？

男女共同参画を進める理由は、平等な社会の実現、労働市場の活性化、多様性と創造性の促進、家庭と職業の両立の支援、健康と安全の向上など多岐に渡り、社会全体の発展とより公正な社会の構築に向けた重要な取組となるからです。

男女共同参画社会の基本法律は？

「男女共同参画社会基本法」です。

定義は、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第二条）とされています。

参考：独立行政法人国立女性教育会館HP

■ 男女共同参画社会を実現するための5本の柱

第三条	第四条	第五条	第六条	第七条
男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。	社会における制度又は慣行についての配慮 固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。	政策等の立案及び決定への共同参画 男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。	家庭生活における活動と他の活動の両立 男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要があります。	国際的協調 男女共同参画社会の形成のためには、国際社会と共に歩むことも大切です。国際社会における動向を踏まえ、国際的な連携・協力のもと取り組む必要があります。

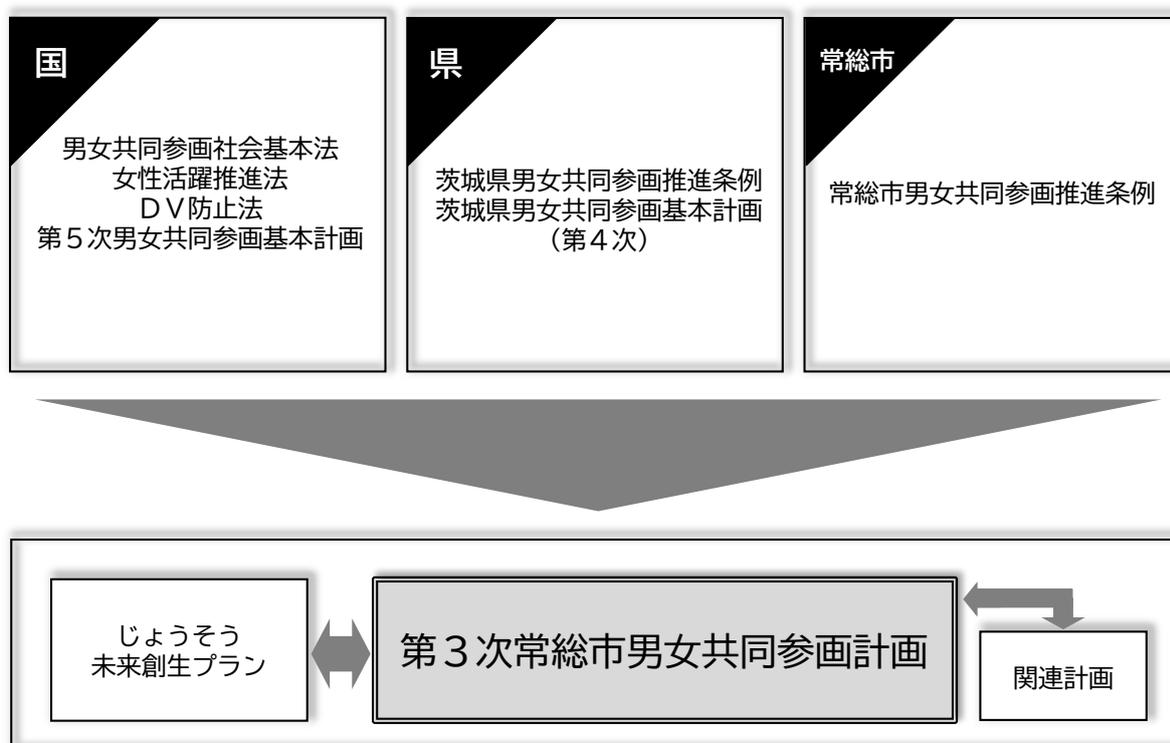
参考：内閣府男女共同参画局HP

第4節 計画の位置づけ

本計画は、「常総市男女共同参画推進条例」第8条に規定する基本的施策として位置付けられ、市の男女共同参画政策を総合的、計画的に進めていくための指針となり、「じょうそう未来創生プラン^{※1}」をはじめ、市の各種計画等と整合性を図り、市民の理解と協力のもと、地域の各種団体、企業、行政等が一体となって推進していくものです。

また、「女性活躍推進法」第六条第2項に基づく「市町村推進計画」、「DV防止法」第二条の三第3項に基づく「市町村基本計画」を包含し、女性の活躍推進に向けた取組やDVの防止及び被害者の保護・自立支援に関する取組を行う計画として位置づけます。

■ 計画関係図

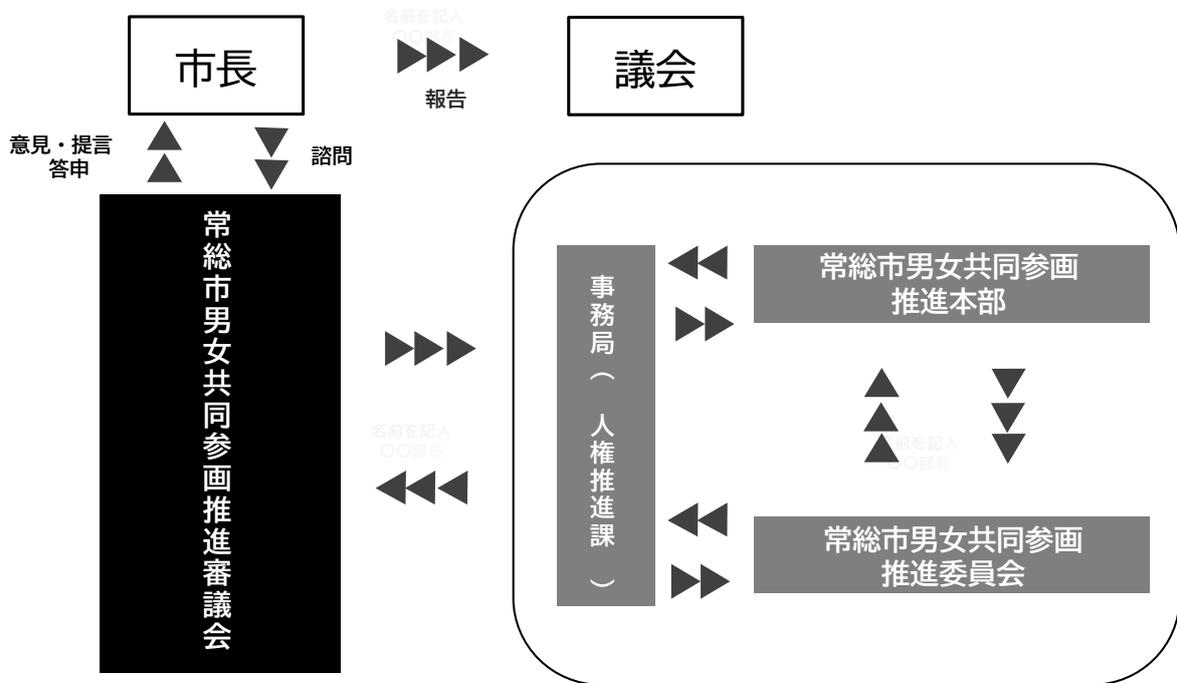


^{※1} じょうそう未来創生プラン：本市のあるべき姿と進むべき方向性の基本的な指針として、市民の皆さまにまちづくりの長期的な展望を示すもので、本市のまちづくりや地域経営の最上位に位置づけられる計画です。

第5節 計画の策定体制

1 策定体制

次の体制により本計画を策定します。



第6節 男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界の動き	国の動き	茨城県の動き	常総市の動き
昭和60年 (1985年)	「国連婦人の10年ナイロビ世界会議」開催	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」の批准に向け、国籍法や戸籍法の改正、「男女雇用機会均等法」の公布等国内法を整備		
平成2年 (1990年)			「茨城県女性対策推進本部」設置	
平成3年 (1991年)			「いばらきローズプラン21」策定 「いばらきローズプラン21推進委員会」設置	
平成4年 (1992年)		「育児休業法」施行		
平成5年 (1993年)	「国連世界人権会議」開催(ウィーン) 「ウィーン宣言」採択 国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	「パートタイム労働法」施行 中学校家庭科男女必修開始		
平成6年 (1994年)		総理府に「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会」設置 内閣に「男女共同参画推進本部」設置 子どもの権利条約批准 高校家庭科男女必修科目開始	福祉部に「女性青少年課」設置	
平成7年 (1995年)	「第4回世界女性会議」開催(北京) 「北京宣言」、「行動綱領」採択	改正「育児介護休業法」施行		「女と男との共生プラン水海道」(市内24の女性団体の代表)を組織化
平成8年 (1996年)		「男女共同参画2000年プラン」策定	「いばらきハーモニープラン」策定	
平成9年 (1997年)			「茨城県立婦人教育会館」の名称を「茨城県女性プラザ」に改称	「女性団体みつかいどう事業委員会」(旧水海道市内25の女性団体の代表)設立
平成11年 (1999年)		「男女共同参画社会基本法」施行 改正「男女雇用機会均等法」施行	「女性青少年課」を福祉部から知事公室へと組織改編	
平成12年 (2000年)	国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー規制法」施行 「介護保険法」施行		

第1章 計画策定にあたって

年	世界の動き	国の動き	茨城県の動き	常総市の動き
平成13年 (2001年)		「DV防止法」施行 中央省庁等改革により、新たに内閣府に「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」設置	「茨城県男女共同参画推進条例」施行 「茨城県女性対策推進本部」を「茨城県男女共同参画推進本部」に改称	企画課に「男女共同参画室」設置 「男女共同参画に対する市職員の意識調査」実施
平成14年 (2002年)		改正「育児介護休業法」施行	「茨城県男女共同参画基本計画」策定 「茨城県男女共同参画実施計画」策定	「水海道市男女共同参画プラン策定委員会」、 「水海道市男女共同参画庁内推進会議」、 「水海道市男女共同参画推進ワーキングチーム」設置 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成15年 (2003年)		「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」施行		「市民懇談会」実施
平成16年 (2004年)		改正「DV防止法」施行		「水海道市男女共同参画計画」策定
平成17年 (2005年)	第49回国連婦人の地位委員会「(北京+10)閣僚級会合」(ニューヨーク)	「第2次男女共同参画基本計画」策定 改正「育児・介護休業法」施行		
平成18年 (2006年)	「第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(東京)		「茨城県男女共同参画実施計画」策定	合併により「常総市」となる 「男女共同参画に対する市職員アンケート調査」及び「市内事業所アンケート調査」実施
平成19年 (2007年)		「仕事と生活の調和(ワークライフバランス)憲章」、 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		「常総市男女共同参画推進条例」制定・施行 「常総市男女共同参画推進審議会」設置
平成20年 (2008年)		「女性の参画加速プログラム」の決定 改正「DV防止法」施行		「女性相談窓口」開設 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成21年 (2009年)		改正「育児・介護休業法」施行		「常総市男女共同参画計画(改訂版)」策定
平成22年 (2010年)	第54回国連婦人の地位委員会「(北京+15)閣僚級会合」(ニューヨーク)	「第3次男女共同参画基本計画」策定		機構改革により市民協働課に「男女共同参画室」設置
平成23年 (2011年)	「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」正式発足		「茨城県男女共同参画基本計画(第2次)」策定	男女共同参画広報紙「じょうそう」創刊号発行

年	世界の動き	国の動き	茨城県の動き	常総市の動き
平成24年 (2012年)		「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画策定		「DVと子どもの虐待」相談員養成講座実施
平成25年 (2013年)		「男女共同参画の視点からの防災復興の取組指針」作成 改正「ストーカー規制法」施行		「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成26年 (2014年)	第58回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク）	内閣府に「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 改正「DV防止法」施行	「ウィメンズパワーアップ会議」設置	「第2次常総市男女共同参画計画」策定
平成27年 (2015年)	第59回国連婦人の地位委員会（国連「北京+20」）開催（ニューヨーク） 国連持続可能な開発サミット開催（ニューヨーク） 「持続可能な開発目標」（SDGs／エスディーズ）採択	「第4次男女共同参画基本計画」策定		市職員の「ワーク・ライフ・バランスに関する意識調査」実施
平成28年 (2016年)	第60回国連女性の地位委員会開催（ニューヨーク）	「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定 「女性活躍推進法」施行	「茨城県男女共同参画基本計画（第3次）」策定	高校においてデートDV防止啓発講座実施
平成29年 (2017年)		改正「ストーカー規制法」施行		「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 高校においてデートDV防止啓発講座実施
平成30年 (2018年)		「政治分野における男女共同参画推進法」施行		
平成31年 (2019年)	第5回国際女性会議WAW! W20開催（日本）			「第2次常総市男女共同参画計画（後期実施計画）」策定
令和2年 (2020年)		「第5次男女共同参画基本計画」策定 改正「女性活躍推進法」施行	「女性プラザ」と「女性プラザ男女共同参画支援室」の機能を一元化し「男女共同参画センター」設置	
令和3年 (2021年)		改正「ストーカー規制法」施行	「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」策定	機構改革により人権推進課「男女共同参画係」から「ダイバーシティ推進係」へ改称
令和4年 (2022年)	第66回国連女性の地位委員会開催（ニューヨーク）			「男女共同参画社会に関する市民意識調査」及び「男女共同参画社会に関する企業意識調査」実施

持続可能な開発目標 (SDGs)

平成 27 (2015) 年に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 (2030) 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 の目標と 169 のターゲットから構成され、社会・経済・環境上の様々な課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組み、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



ジェンダーギャップ指数

GGI (Gender Gap Index : ジェンダーギャップ指数) はスイスの「世界経済フォーラム」が独自に算出したもので、「経済」、「教育」、「健康」、「政治」の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示しています。令和5 (2023) 年の日本の総合スコアは0.647、順位は146か国中125位 (前回は146か国中116位) でした。日本は、過去最低の順位となり、先進国の中では最下位で、かつ、東アジア・環太平洋地域においても最低レベルとなり、男女の格差は大きいといえます。

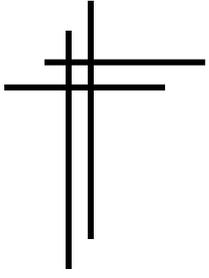
順位	国名	指数
1	アイスランド	0.912
2	ノルウェー	0.879
3	フィンランド	0.863
4	ニュージーランド	0.856
5	スウェーデン	0.815
⋮	⋮	⋮
105	韓国	0.680
107	中国	0.678
⋮	⋮	⋮
125	日本	0.647

『世界 146 か国中、
日本は 125 位』

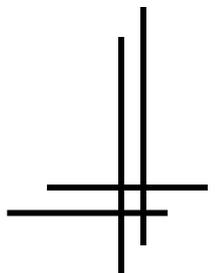
■各分野における日本のスコア

分野	順位	指数
経済	123位	0.561
政治	138位	0.057
教育	47位	0.997
健康	59位	0.973

出典 : 「Global Gender Gap Report 2023」



第2章 常総市の男女共同参画の現状と課題



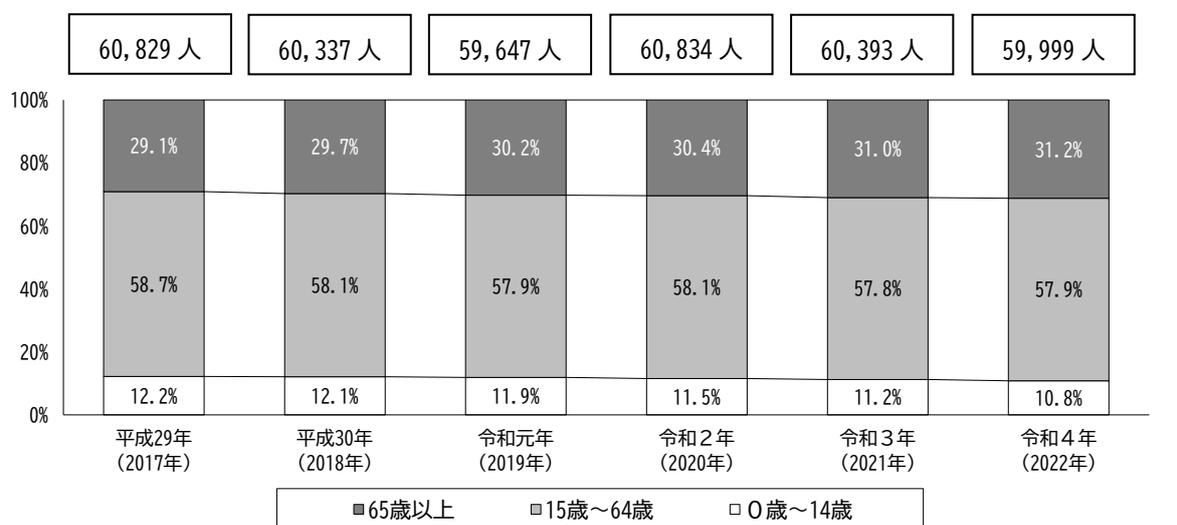
第1節 本市の現状

1 人口の状況

本市の総人口は、年々減少していましたが、令和2（2020）年に一旦増加となり、その後再度減少となりました。その一方で、65歳以上の高齢者人口は、年々増加しており、令和4（2022）年には高齢化率（65歳以上）は31.2%となっています。

また、15歳～64歳の生産年齢人口も、令和2（2020）年に一旦増加となり、その後再度減少となりました。0歳～14歳の年少人口は、年々減少しており、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

■ 人口の推移と人口構成比の推移



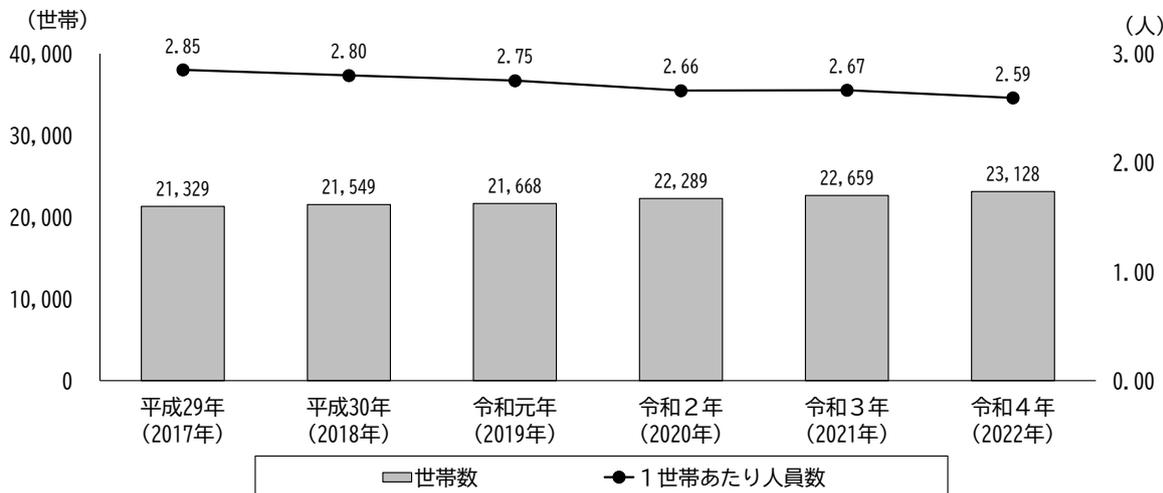
資料：茨城県常住人口調査【常総市】（各年10月1日現在）

2 家族の状況

本市の世帯数は、年々増加し、令和4（2022）年には23,128世帯となっています。

一方で、1世帯あたりの人員数は年々減少傾向にあり、令和4（2022）年には2.59人となっており、核家族化が進行していることがうかがえます。

■ 世帯数の推移



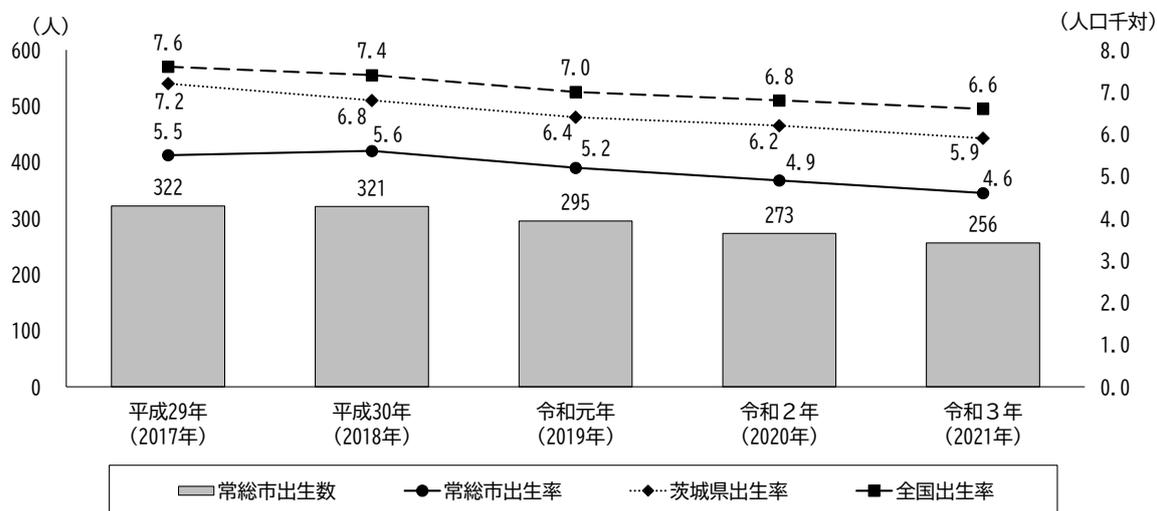
資料：茨城県常住人口調査【常総市】（各年10月1日現在）

第2章 常総市の男女共同参画の現状と課題

3 出生の状況

本市の出生数は、令和3（2021）年に256人となり、過去5年間で最も少なくなっています。また、出生率（人口千人に対する出生数の割合）も全国及び茨城県の水準より低くなっています。

■ 出生数及び出生率の推移

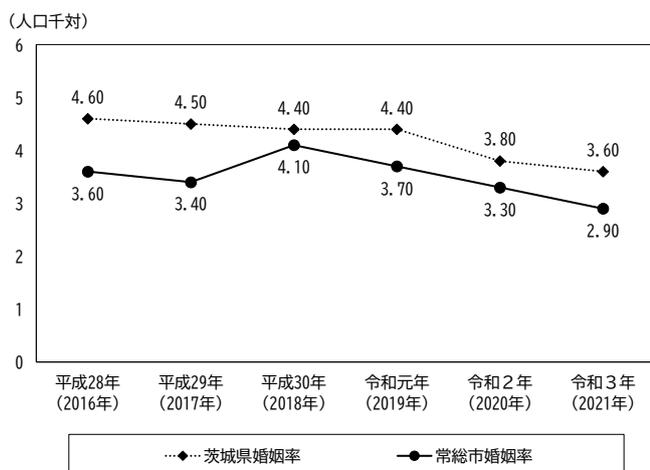


資料：茨城県人口動態統計【常総市】

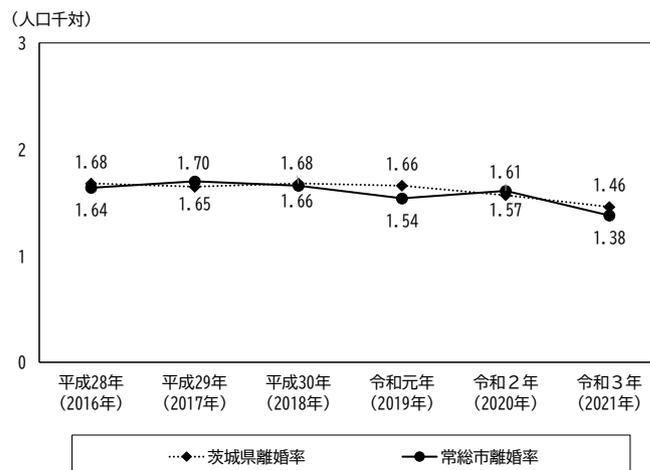
4 婚姻・離婚

本市の婚姻率は、平成30（2018）年から年々減少傾向となっており、県平均を下回っています。離婚率については、平成29（2017）年、令和2（2020）年に県平均を上回ったものの、年々増減を繰り返しています。

■ 婚姻率の推移



■ 離婚率の推移



資料：茨城県人口動態統計【常総市】

5 労働の状況

本市の労働力人口（15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの）の男女比は、男性が年々減少している一方、女性は増加しています。

また、女性の年齢階級別労働力率^{※2}は、全国的に出産・子育て期にあたる30歳代で大きく低下するM字カーブ^{※3}を描く傾向が続いていましたが、近年、M字はなだらかに改善しており、くぼみのない「台形」に近づいています。

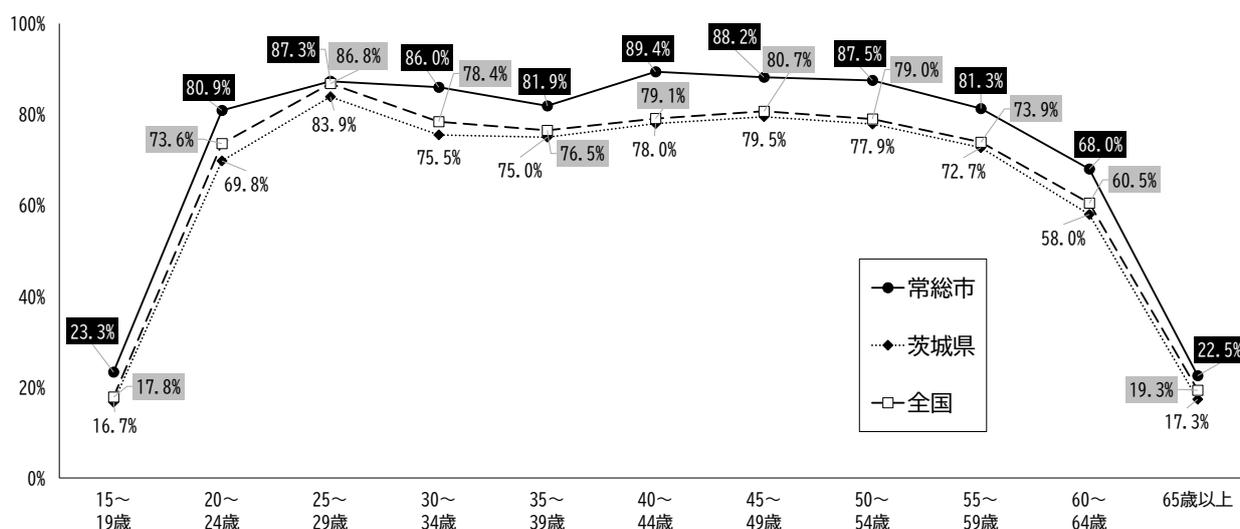
本市では、全ての年齢階級において、全国及び茨城県の割合を上回っています。

■ 労働力人口の推移

	労働力人口（人）			男女比（%）		
	男性	女性	総数	男性	女性	総数
平成22（2010）年	20,805	14,499	35,304	58.9%	41.1%	100.0%
平成27（2015）年	17,979	13,223	31,202	57.6%	42.4%	100.0%
令和2（2020）年	17,850	13,923	31,773	56.2%	43.8%	100.0%

資料：国勢調査

■ 女性の年齢階級別労働力率の比較



資料：国勢調査（令和2（2020）年）

※2 労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（就業者及び完全失業者）の割合のこと。

※3 M字カーブ：日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。

第2章 常総市の男女共同参画の現状と課題

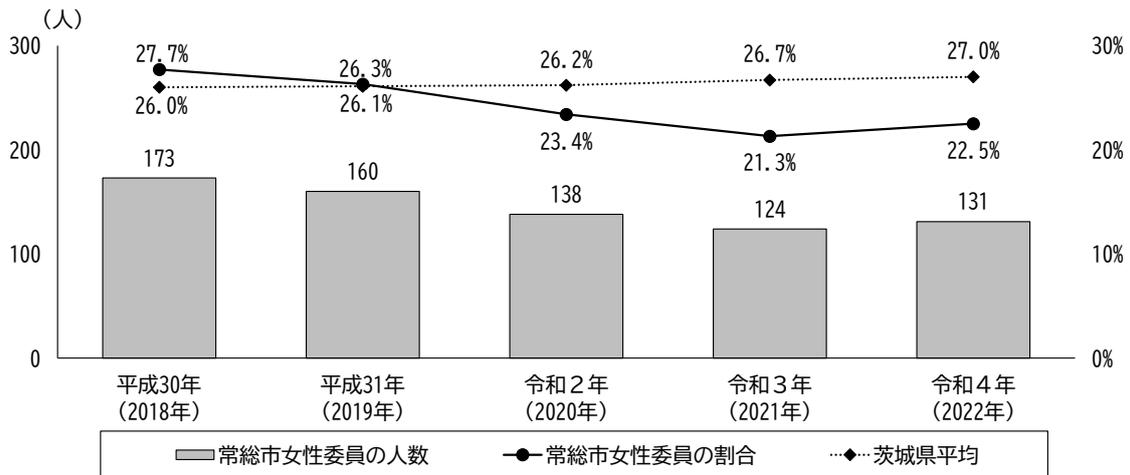
6 女性の参画の状況

男女共同参画社会を実現するためには、政策や方針決定の場に男女が共同参画し、意見や考え方を反映させていくことが重要とされています。

本市の審議会等における女性委員の割合は、平成31（2019）年までは県平均を上回っていましたが、令和2（2020）年以降県平均を下回っており、令和4（2022）年は22.5%となっています。

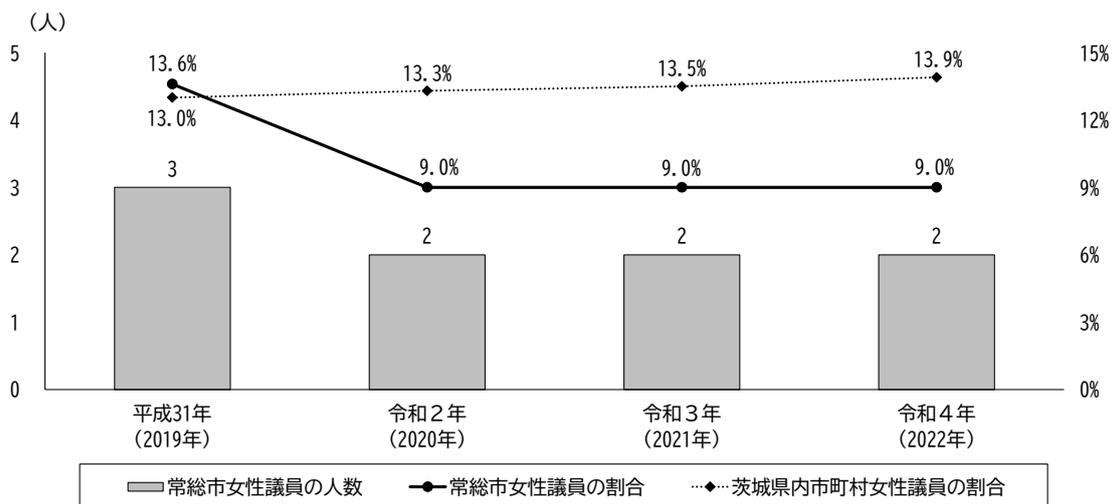
市議会における女性議員の割合は、令和2（2020）年に9.0%となり、茨城県内市町村よりも低く推移しています。

■ 地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における女性委員の割合



資料：内閣府男女共同参画局（各年4月1日現在）

■ 市議会における女性議員の割合



資料：常総市議会事務局（各年4月1日現在）
茨城県市町村課行政グループ（各年1月1日現在）

7 配偶者等に対する暴力

「DV防止法」が平成13(2001)年に成立してから、女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、また、深刻な社会問題であると認識されてきました。

近年では、新型コロナウイルスの影響で、生活不安・ストレスによる配偶者等に対する暴力は増加する傾向があります。

本市においては、平成20(2008)年4月から、女性相談業務を開始し、様々な相談に対応しています。その内、DVに関する相談では、県女性相談センター、警察等、関係各課と連携をとり、被害者支援につないでいます。

■ 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

	施設数	相談総数	相談の種類			男女の割合	
			来所	電話	その他	女性	男性
全国	302 箇所	122,478 件	34,522 件	82,922 件	5,034 件	97.43%	2.57%
茨城県	3 箇所	1,662 件	339 件	1,275 件	48 件	97.41%	2.59%

資料：内閣府男女共同参画局（令和4（2022）年度）

■ 本市の女性相談件数

	相談内容	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
女性相談日 (毎月1回～2回)	DV	0	0	0	0	2
	DV以外	42	35	19	27	23
女性相談日以外 (対応件数)	DV	14	11	31	19	25
	DV以外	8	6	5	14	9

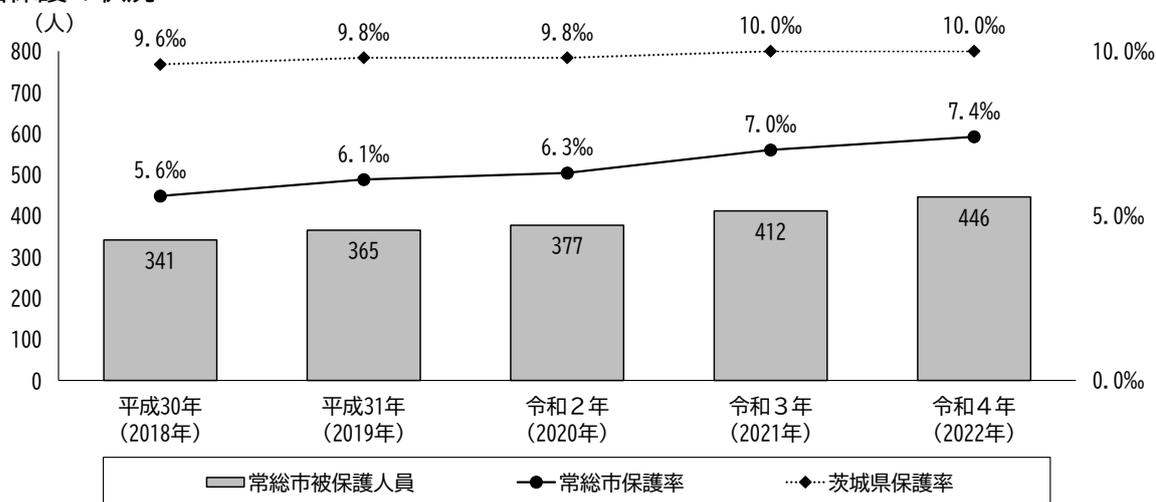
資料：常総市人権推進課（各年3月31日現在）

第2章 常総市の男女共同参画の現状と課題

8 生活困窮者等の状況

本市の生活保護の状況を見ると、年々増加傾向となっておりますが、県全体よりは低く推移しています。

■ 生活保護の状況※4

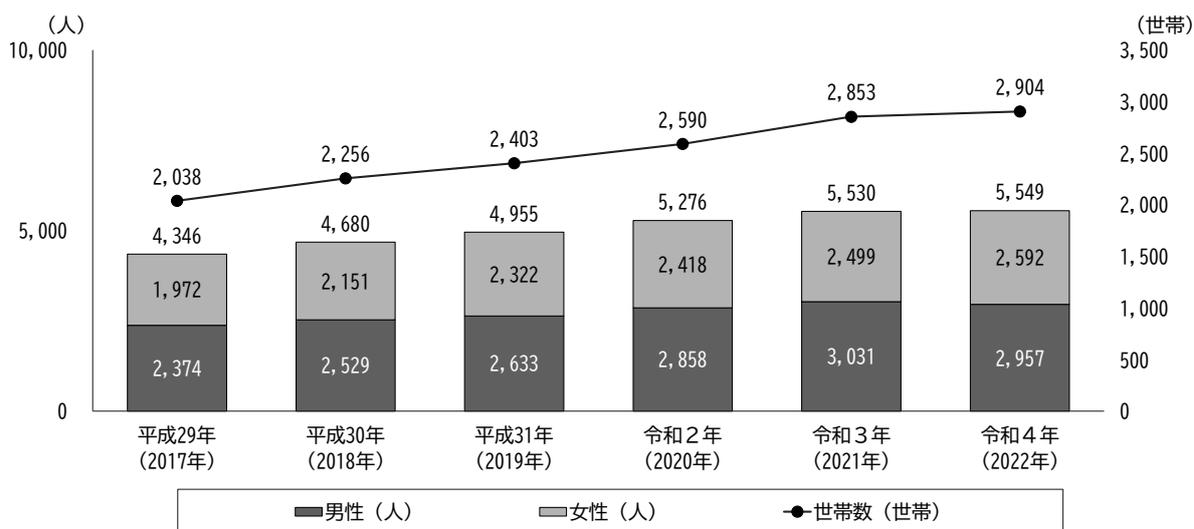


資料：茨城県市町村別保護状況（各年4月末現在）

9 国際化の状況

本市の外国人の人口は、年々増加傾向となっており、市の人口の約1割を占め、国籍は40か国以上と多国籍化しています。そのため、「やさしい日本語」の職員研修やホームページでの情報提供など外国人への行政サービスにも力を入れています。また、外国人の多い小中学校へ外国人児童生徒支援員の配置も行っています。

■ 外国人住民人口の状況



資料：茨城県住民基本台帳【常総市】（各年1月1日時点）

※4 保護率（%）：人口1,000人当たりの被保護人員の割合のこと。

第2節 男女共同参画に関する意識調査

1 意識調査の実施（資料編 P. 60～P. 61 参照）

市民及び市内事業所を対象とし、男女共同参画に関する意識と課題を把握し、男女共同参画社会の実現に向けた取組に反映させていくことを目的として、令和4（2022）年10月28日から令和4（2022）年11月12日まで意識調査を実施しました。

2 調査の総括

（1）市民意識調査（資料編 P. 62～P. 87 参照）

18歳以上の市民から1,500人を無作為抽出の上、調査を実施し、491件の回答がありました。

①男女の地位の平等感

「家庭の中」、「教育の中」では、約半数が「平等」と回答しており、男女平等の意識は根付いてきているとみられます。一方、「政治の場」、「しきたりや習慣」においては、「男性優遇」と回答した割合が過半数を占め、「平等」と回答する割合が低い結果となりました。

また、項目ごとに世代別の回答を比較するとその差が明らかになりました。

「家庭の中では」、「日常の家事（洗濯・掃除）」、「病人や高齢者の介護」については、年代が若いほど「平等」と思う割合が高くなっている傾向がみられました。

一方、「職場の中」、「政治の場」では、「平等」と思う割合は、壮年期の働き盛り世代が最も高くなっています。

②固定的役割分担意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」との考え方をどう思うかについて、平成29（2017）年の調査と比較すると、女性は、「賛成」、「どちらかといえば賛成」を合わせた『賛成』が7.5ポイント減少し、令和4（2022）年は18.2%となりました。「どちらかといえば反対」、「反対」を合わせた『反対』は5.5ポイント増加し、56.5%となりました。

その一方、男性は、あまり変化はみられず、令和4（2022）年では「どちらかといえば反対」、「反対」を合わせた『反対』が42.6%となっています。

依然として、男女の意識の差に開きがあるものの、徐々に意識は変化しています。

③ドメスティック・バイオレンス（DV）相談

「ドメスティック・バイオレンスの被害にあったとき、だれ（どこ）に相談したか」については、「だれ（どこ）にも相談しなかった」と回答した割合が最も高い結果となりました。

④防災・災害対策

「地域における防災・災害対策において、男女共同参画の視点で特に重要なこと」を問う質問では、「防災や災害に関する知識の習得を進める」との回答が最も多く、次いで「防災拠点（避難所）の設備に女性の意見を反映させる」、「女性の意見を踏まえて、災害備蓄品を準備する」、「災害に関する各種計画や対応マニュアルなどに男女共同参画の視点を入れる」の順となりました。

第2章 常総市の男女共同参画の現状と課題

(2) 企業意識調査（資料編 P.88～P.89 参照）

常総市内事業所 125 社を対象とした意識調査を行い、51 社から回答を得ました。

①女性の活躍推進における取組について

「女性の活躍を推進する上で、現在取り組んでいること」を問う質問では、「責任のある仕事を任せている」と回答した企業が最も多く、次いで「会議・打合せなどに積極的に参加させている」、「採用、昇進において、性別による差異がないようにしている」の順となりました。

②ハラスメントについて

「ハラスメントに対する取組をしているか」を問う質問では、約7割が「している」と回答しています。具体的な取組の内容は、「就業規則にハラスメント禁止を規定している」と回答した割合が最も多く、次いで「社内報やポスターにてハラスメントに関する方針等を記載、配布しPRしている」、「事業所内に相談窓口を設置している」の順で多い結果となりました。

第3節 前計画の推進状況と課題

1 前計画の評価

前計画に示した実施事業の進捗状況について、令和4年度における施策ごとの5段階の評価結果は以下のとおりです。

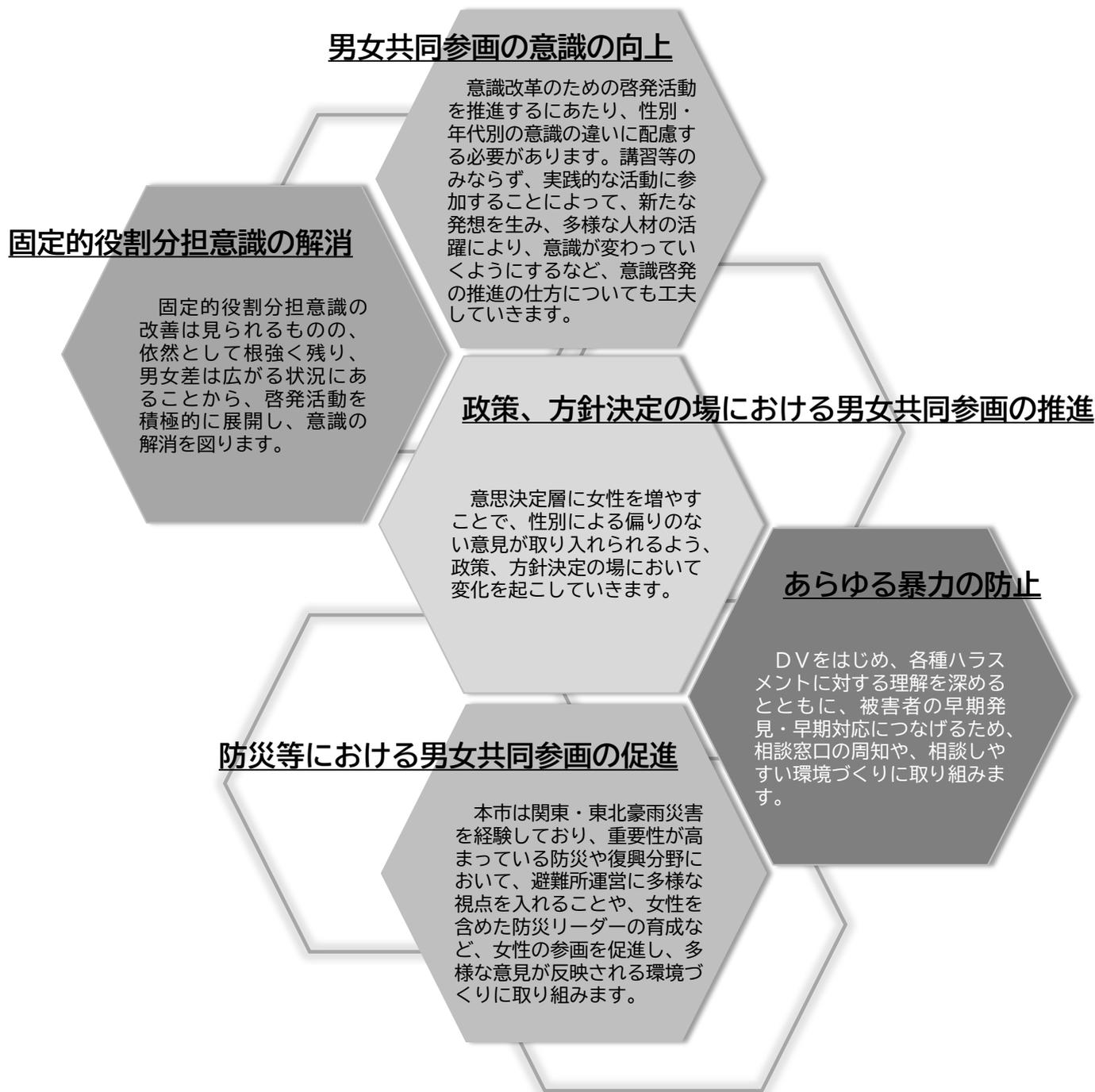
基本目標	施策の方向性	A評価	B評価	C評価	D評価	E評価	項目計	A評価達成率
一人ひとりを大切にする 男女平等の意識づくり	家族を思いやる意識づくり	14	3	3	0	0	20	70.0%
	地域で分かち合う意識づくり	3	3	1	0	0	7	42.9%
	働く場で助け合う意識づくり	6	3	1	0	0	10	60.0%
	教育の場で育ち合う意識づくり	4	0	0	0	0	4	100%
	国際的視野を身につける意識づくり	2	0	0	0	0	2	100%
いろいろな生き方ができる 男女共同参画の環境づくり	家庭で進める環境づくり	3	3	3	1	0	10	30.0%
	地域で進める環境づくり	6	5	3	0	0	14	42.9%
	働く場で進める環境づくり	4	2	2	0	0	8	50.0%
	教育の場で進める環境づくり	3	1	0	0	0	4	75.0%
	国際社会で進める環境づくり	3	0	0	0	0	3	100%
お互いに支えあう ための土台づくり	健やかなこころとからだを保つ土台づくり	5	4	0	0	0	9	55.6%
	すべての人が安らかに暮らせる土台づくり	8	3	1	3	2	17	47.1%

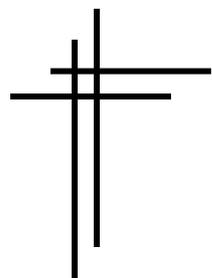
《 評価方法 》

A評価：評価点 100点～80点 B評価：評価点 79点～60点 C評価：評価点 59点～40点
D評価：評価点 39点～20点 E評価：評価点 19点～0点

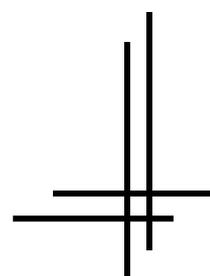
2 今後取り組んでいくべき課題

本市の現状や意識調査の結果から、以下の課題を解決するため、さらなる啓発や取組を行い、男女共同参画社会の実現を目指していきます。





第3章 計画の基本的な考え方



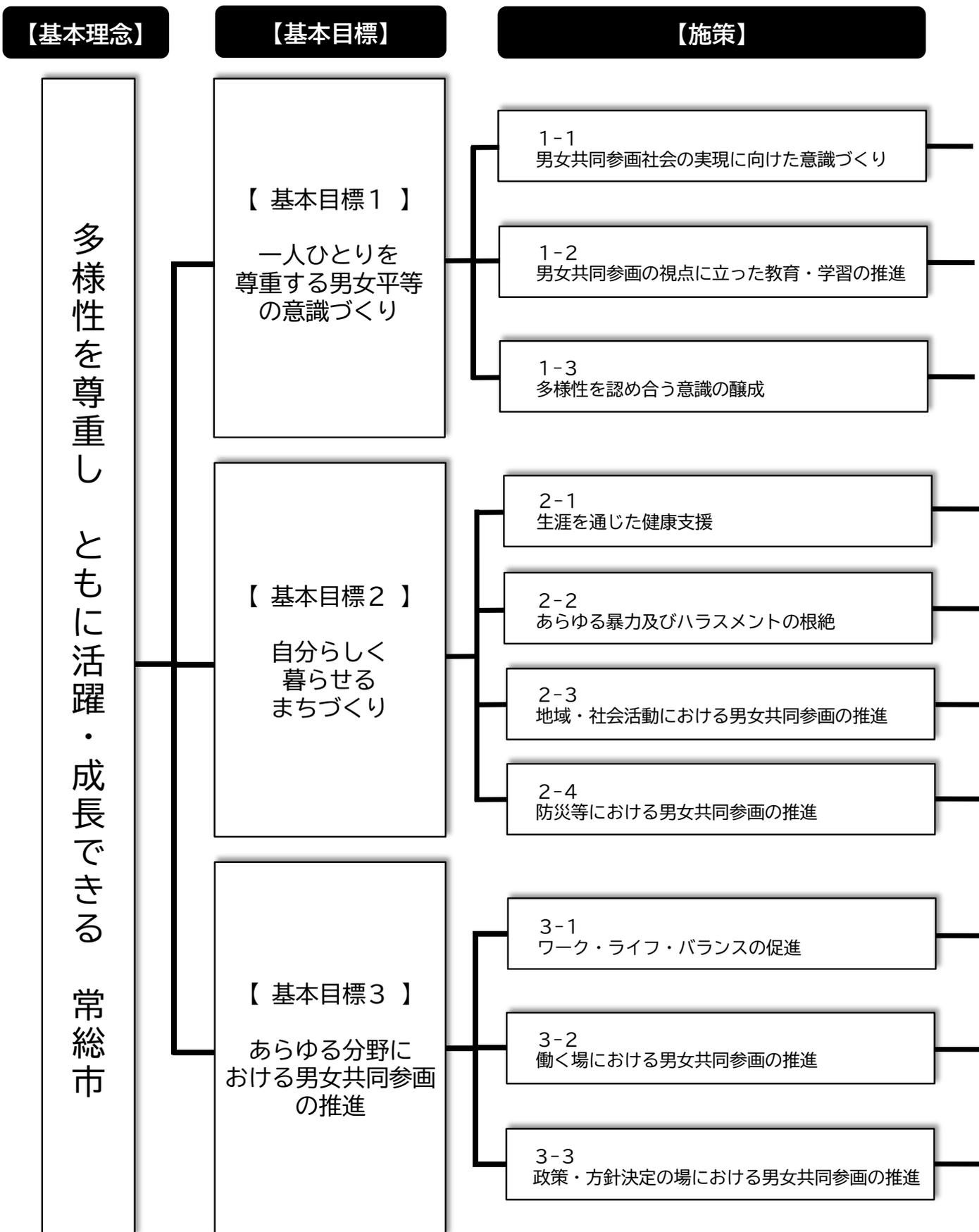
第1節 基本理念

性別にとらわれず一人ひとりが尊重され、自分らしく活躍できるよう、「すべきこと」、「できること」から市民一人ひとりが意識的に取り組んでいくことが必要です。男女共同参画をより前進させるため、全世代で性別を含めた様々な多様性を更に認め合うことの重要性を共有しながら、その先にある男女共同参画社会の実現に向け、市が一丸となり着実に取組を進めます。

市では、次のとおりスローガンを定め、男女共同参画社会の実現を目指します。

「多様性を尊重し ともに活躍・成長できる 常総市」

第2節 施策の体系



【施策の展開】

- (1) 広報活動の充実
- (2) 情報の収集と提供
- (3) 家庭・地域における男女共同参画の推進

- (1) 男女共同教育の推進
- (2) 教職員等の意識啓発
- (3) 生涯学習における男女平等教育の推進

- (1) 多文化共生・理解の促進
- (2) 多文化共生に向けた地域活動の推進
- (3) 性の多様性への理解促進

- (1) 健康に関する意識づくり
- (2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ
(性と生殖に関する健康と権利)の啓発

- (1) 暴力を許さない社会意識の啓発
- (2) 各種ハラスメント防止対策の推進
- (3) 被害者の保護・支援の推進

- (1) 子ども・子育てへの支援
- (2) 高齢者、障がいのある方への支援
- (3) 生活上の困難や課題に直面する方への支援

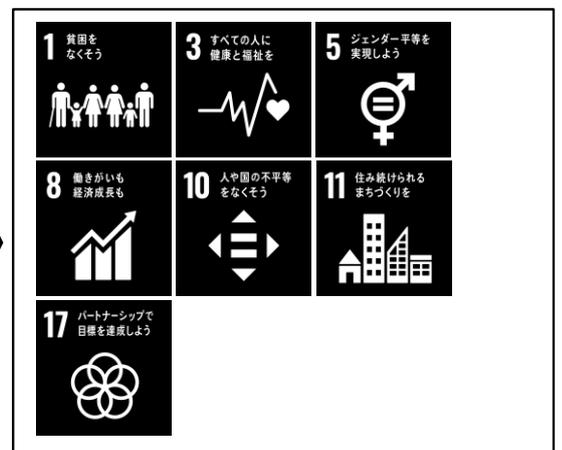
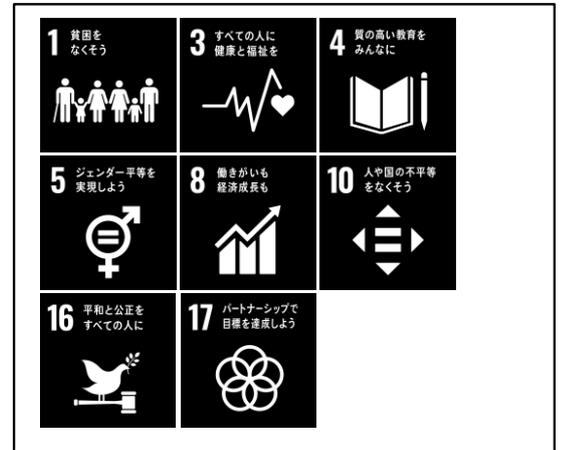
- (1) 男女共同参画の視点に立った防災・災害対策の推進

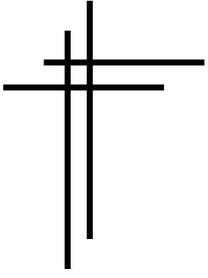
- (1) ワーク・ライフ・バランスに係る意識啓発の推進

- (1) 男女の雇用機会における平等の推進
- (2) 女性の能力を発揮できる環境づくり
- (3) 多様な働き方の支援
- (4) 家族経営等への男女共同参画の推進

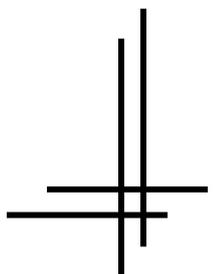
- (1) 審議会等への女性の登用の推進
- (2) 女性人材の発掘・育成

【関連するSDGs】





第4章 施策の展開





基本目標1 一人ひとりを尊重する男女平等の意識づくり

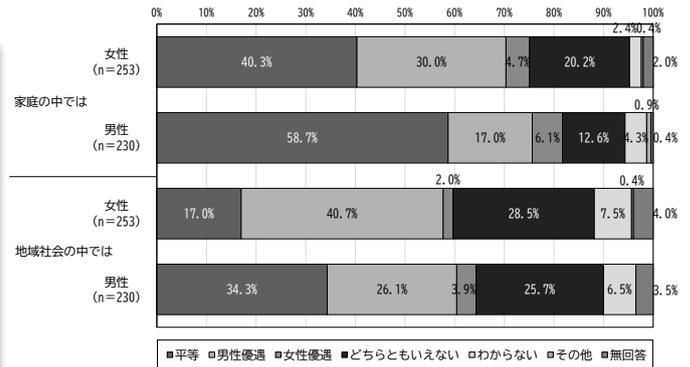
1-1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

■ 現状と課題

1. 男女平等の意識啓発

- 本市では、男女平等の意識が根付いてきているものの、分野によっては意識の差があります。
- 市民意識調査結果によると、「家庭の中では」約半数が男女平等と回答する一方で、「地域社会の中では」女性は17.0%、男性は34.3%となっています。

Q. 男女の地位の平等感について



資料：令和4年度常総市男女共同参画社会に関する市民意識調査 P. 63、P. 65 参照

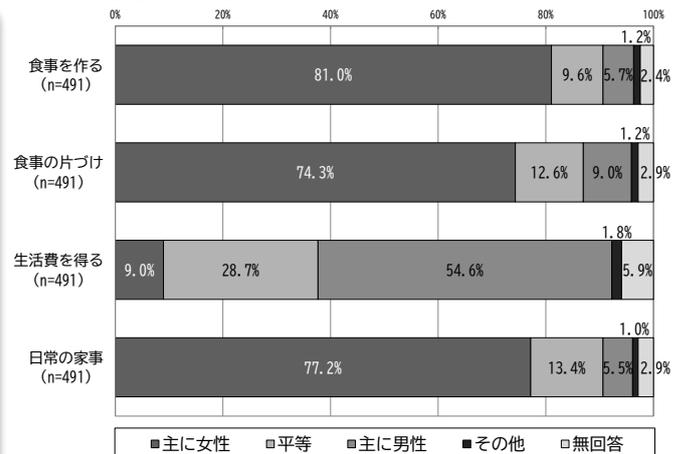


男女平等の意識を変えていくためには、個々の意識改革が必要です。

2. 固定的役割分担意識の解消

- 本市では、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的役割分担意識が根強く残っています。
- 市民意識調査結果によると、家庭内の役割について、「主に女性」と回答したのは「食事を作る」で81.0%、「食事の片づけ」が74.3%、「日常の家事」が77.2%となっている一方で、「生活費を得る」は、9.0%になっています。

Q. 家庭内の役割分担について



資料：令和4年度常総市男女共同参画社会に関する市民意識調査 P. 67 参照



人々の意識の中で長い時間をかけて形づくられてきた性別による固定的役割分担意識を解消し、差別的扱いを受けない社会の形成が必要です。

■ 具体的な事業内容

(1) 広報活動の充実

NO.	事業名	事業内容	担当課
1	男女共同参画に関する情報提供	男女共同参画広報紙や共同参画だよりを通して意識啓発を図る。	人権推進課
2	メディアを用いた男女共同参画の啓発	SNSを通して、男女共同参画に関する事業の紹介など、情報発信をする。	人権推進課
3	幅広い世代に向けたわかりやすい広報活動	性別に偏らない表現を用いて広報紙やSNSを活用し情報発信をする。	秘書課

(2) 情報の収集と提供

NO.	事業名	事業内容	担当課
4	市民意識調査の実施	男女共同参画に関する市民の意識を把握するため、意識調査を実施する。	人権推進課
5	男女共同参画関連図書の収集と企画展の実施	関連図書を図書館資料として所蔵する。また、特集コーナーを開設する。	図書館

(3) 家庭・地域における男女共同参画の推進

NO.	事業名	事業内容	担当課
6	男女共同参画講演会	講演会や研修会等の実施により男女共同参画の意識改革を図る。	人権推進課
7	家庭生活に関するセミナー	男性向けの家事・育児講座を開催し、固定的性別役割分担意識の解消を図る。	人権推進課
8	人権・同和問題講演会や研修会	人権・同和問題に関する講演会を主催及び他団体主催研修会等に参加し、あらゆる人権問題に関する差別意識の解消に向けた啓発を図る。	人権推進課
9	市政懇談会の実施	地域が抱える課題や意見を共有し、今後のまちづくりにいかす。	秘書課
10	各種イベントへの男女の参画促進	市内の団体へ参加を呼びかけた上で、イベントを開催する。	商工観光課
11	公民館まつりの開催	地域住民との協働により公民館まつりを開催する。	生涯学習課

1-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

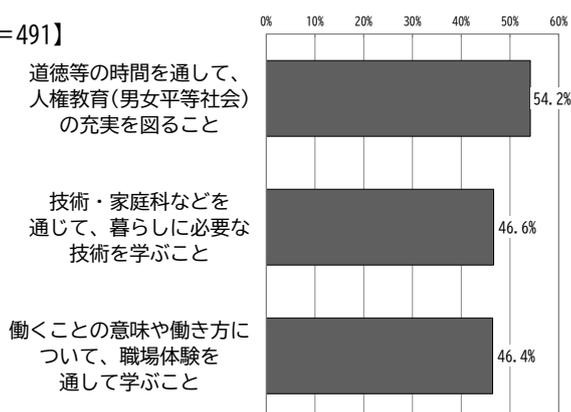
■ 現状と課題

1. 次世代を担う子どもたちへ男女共同参画の理解促進

- 男女共同参画社会づくりの活動においては、固定観念に基づいて語られる「あるべき論」の見直しを図ることが重要です。
- 児童・生徒の発達段階に応じ、男女平等や男女の相互理解と協力の重要性について指導の充実を図るとともに、将来を見通した自己形成ができるよう男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育を進めていくことが求められています。

Q. 学校教育の中で特に力を入れてほしいと思うもの

【n=491】



資料：令和4年度常総市男女共同参画社会に関する市民意識調査 P.71 参照



一人ひとりの個性や能力に応じた将来の進路選択ができるよう、子どもの頃から男女共同参画や男女平等、人権の尊重、性差に関する偏見の解消が必要です。

2. 教職員の男女共同参画に関する意識啓発

- 教職員の男女共同参画に関する意識は、子どもたちをはじめ教育を受けている者の意識に大きな影響を及ぼすことから、男女平等を推進する教育の内容が充実するよう、教職員に対する研修等の取組を推進します。



学校等の教育現場において、教職員の男女共同参画の視点に立った教育が求められています。

■ 具体的な事業内容

(1) 男女共同教育の推進

NO.	事業名	事業内容	担当課
12	学校教育における男女共同参画	学校生活全般においてあらゆる機会を通じて家族を思いやる心の育成を図る。また、家庭環境に十分に配慮しながら道徳や学校行事の中で意識の高揚を図る。	指導課
13	個性をいかす学校生活の推進	学習指導形態（グループ・ペア学習）指導形態（TT・少人数指導）等の工夫をする。	指導課
14	学校教育における性教育の実施	ゲスト・ティーチャー、保健師、養護教諭等の活用等により、小中学校で思春期の性教育を実施する。	指導課
15	全校集会を活用した 人権尊重の意識啓発の充実	小中学校において実施している集会活動の中で「なかよし集会」、「国際交流集会」、「高齢者との交流集会」等で、児童生徒の人権意識の啓発を図る。	指導課
16	政治参画意識の醸成 NEW	常総市の将来を担う子どもたちが、中学生議会を通して、政治への関心を高め、性別に関係なく参画していくための意識を醸成する。	指導課

(2) 教職員等の意識啓発

NO.	事業名	事業内容	担当課
17	一人ひとりを 大切にする教職員研修会	学校人権教育の一環として、各小中学校において、校内研修を充実するとともに市人権教育研修会への全職員参加や各種研修会・講演会の参加報告等、職員の人権意識の高揚を図る。	指導課
18	個性をいかす保育	職員の勉強会を実施し、乳幼児の成長に合わせた保育を実施する。	こども課

(3) 生涯学習における男女平等教育の推進

NO.	事業名	事業内容	担当課
19	家庭教育学級	人権問題のひとつとして、男女平等の意識づくりに取り組む。	生涯学習課
20	生涯学習講座	生涯学習を通して結成された自主サークルの中から、講座の講師を募集し、登用を促進する。	生涯学習課

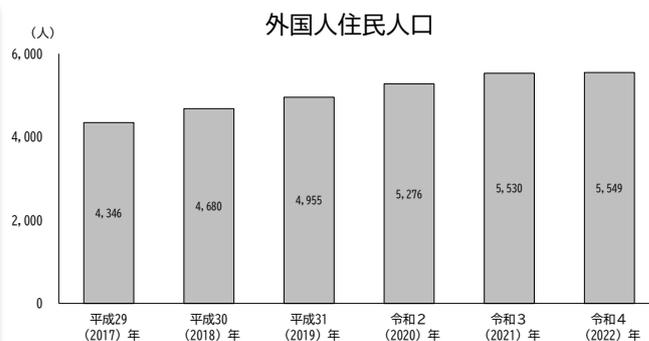
1-3 多様性を認め合う意識の醸成

■ 現状と課題

1. 外国人のニーズに対応できる体制を整えた安心して暮らせる環境づくり

○グローバル化が進展する中で、人種・国籍などの違いだけでなく、それぞれの文化や価値観、生活習慣について理解し尊重することが重要です。

○市民一人ひとりが国籍、性別、民族を問わず人権を尊重し、外国人市民を地域社会の一員として受け入れることが求められています。



資料：常総市住民基本台帳（各年1月1日）
P.18 参照



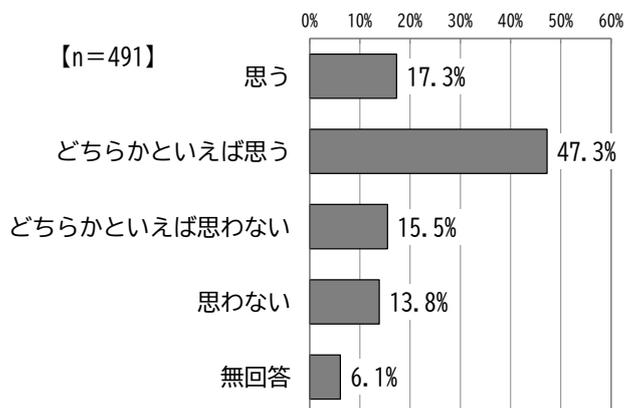
外国人が安心して暮らせるよう、サポート体制の強化が必要です。

2. 性的マイノリティ（性的少数者）^{※5}に対する理解促進

○性的マイノリティに関する認知度は少しずつ広がっていますが、多様な性のあり方に対する理解が十分でないため、ありのままで生きることが困難な状況におかれている人々がいます。

○性のあり方の多様性を理解し、認め合い、一人ひとりがお互いの個性や多様性を尊重しながら共に生きる地域社会の実現を図る必要があります。

Q. 性的マイノリティに対する社会的な関心が高まっていると思うか



資料：令和4年度常総市男女共同参画社会に関する市民意識調査
P.82 参照



仕事や学校、医療など、性的マイノリティ当事者が直面する困難は様々であり、広く理解促進に努める必要があります。

※5 性的マイノリティ：レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーなど、性のあり方が少数派の人々を広く表す総称。

■ 具体的な事業内容

(1) 多文化共生・理解の促進

NO.	事業名	事業内容	担当課
21	外国人への情報提供	外国人住民が安心して暮らせるための情報発信及び相談体制の充実を図る。	市民と共に考える課
22	外国人のための生活相談	国籍に関係なく相談を受け対応する。	市民課
23	学校における国際理解の促進	市内幼稚園・小中学校にALTを派遣し、外国人とのコミュニケーションを図り、国際理解を深める。	指導課
24	外国人児童生徒 のための学習支援	外国人児童生徒が多く在籍する小中学校に、外国人児童生徒支援員を配置し、授業の支援及び、外国人保護者と学校の間で通訳・翻訳業務を行う。	指導課

(2) 多文化共生に向けた地域活動の推進

NO.	事業名	事業内容	担当課
25	多文化共生事業	民間や市民活動団体による交流事業や日本語教室等の拡充や促進を図る。	市民と共に考える課

(3) 性の多様性への理解促進

NO.	事業名	事業内容	担当課
26	性の多様性に関する意識の啓発 NEW	性の多様性に関する理解や偏見・差別のないよう啓発を図る。	人権推進課
27	性別にとらわれない進路指導	児童生徒が性別にとらわれず、個性をいかして主体的に生き方を選択し、自立して生きることのできるよう進路指導の充実を図る。	指導課

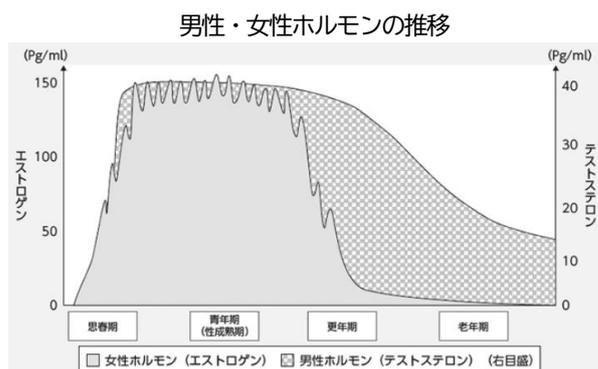
基本目標2 自分らしく暮らせるまちづくり

2-1 生涯を通じた健康支援

■ 現状と課題

1. 性差や年齢に配慮した健康維持支援

- 男女共同参画社会にとって、だれもが互いの身体的特性を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生活することは非常に重要なことです。
- 身体的特性に配慮し、生涯を通じた健康保持・増進の取組が求められています。



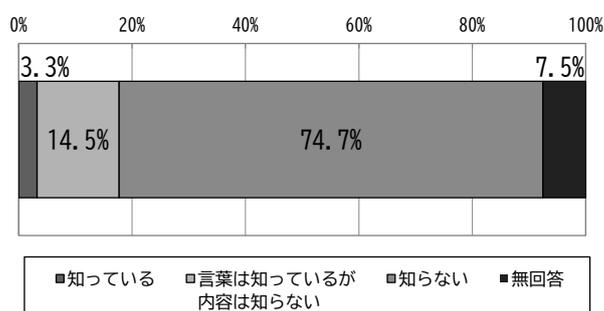
男女がともに生涯にわたって心身ともに健康に生活できるよう、ライフステージに対応した、健康保持・増進の取組が必要です。

2. リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利) ※6

についての意識啓発

- 男性と女性にはそれぞれの特性がありますが、特に女性には、妊娠や出産のための身体的機能が備わっており、各年代において男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。
- 女性が自らの心と身体の健康管理ができるように、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の概念の十分な理解と、人権を尊重しつつ、女性の健康の保持や性と生殖に関する健康・権利等に配慮することが求められています。

Q. リプロダクティブ・ヘルス/ライツの認知度



【n=491】

資料：令和4年度常総市男女共同参画社会に関する市民意識調査 P.84 参照



女性自らが選択し自己決定できるよう、男女ともにリプロダクティブ・ヘルス/ライツについて理解した上で、男女がともに尊重し合い、この権利について認識を深めることが必要です。

■ 具体的な事業内容

(1) 健康に関する意識づくり

NO.	事業名	事業内容	担当課
28	成人病検診の実施	39歳以下の市民を対象に成人病検診を実施し、若年層からの生活習慣病の予防・早期発見につなげる。	保健推進課
29	ライフステージに対応した健康診査	国民健康保険加入者で30歳以上の人間ドック・脳ドック検診受診者の費用補助及び40歳以上の特定健康診査・後期高齢者医療制度健康診査を実施、健診結果により特定保健指導を実施し、メタボリックシンドロームの重症化を予防する。	健康保険課 保健推進課
30	健康づくりに関する教育講座	各種健康教室、相談及び講演会を開催し、健康に関する正しい知識の普及・啓発を図る。	保健推進課
31	健康づくりに関する参加型教室	市民歩く会やグラウンド・ゴルフ大会等、健康づくり事業の推進を図る。	生涯学習課
32	生涯スポーツの推進	各種スポーツ大会及び教室を開催し、事業の充実を図る。	生涯学習課

(2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）^{※6}の啓発

NO.	事業名	事業内容	担当課
33	生涯を通じた健康支援	乳幼児訪問や健診の際、家族計画を含め相談指導を行う。	保健推進課

※6 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：平成6（1994）年の国際人口開発会議の行動計画及び平成7（1995）年の第4回世界女性会議の北京宣言及び行動要領において提唱された概念で「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。性や子どもを産むことに関わる全てにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられること、自分の身体に関することを自分自身で選択し、決められる権利のこと。具体的には、子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠や出産、全ての新生児が健全な小児期を享受すること、またそれらに関する情報と手段を得ることができる権利のこと。

2-2 あらゆる暴力及びハラスメントの根絶

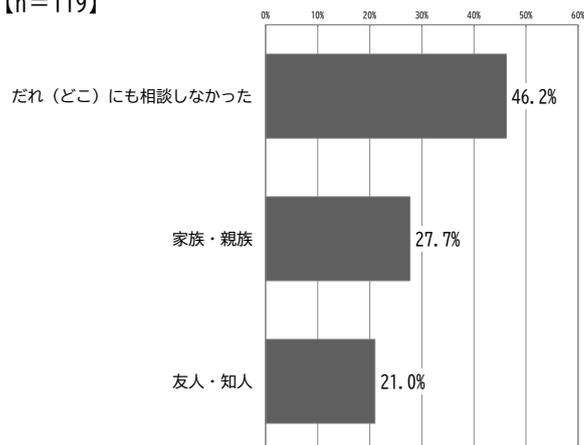
■ 現状と課題

1. あらゆる暴力に対する意識啓発

- 暴力は、重大な人権侵害であり犯罪です。男女を問わず決して許されるものではなく、男女共同参画の推進を阻害する重大な社会問題となっています。
- 新型コロナウイルス感染症に伴う生活不安やストレスなどからDVの増加と同時に児童虐待も問題になっています。
- 市民意識調査結果によると、DV被害にあったときの相談先について、「だれ(どこ)にも相談しなかった」が46.2%となっています。

Q. DV被害にあったときにだれ(どこ)に相談したか

【n=119】



資料：令和4年度常総市男女共同参画社会に関する市民意識調査 P.75 参照



広報紙、ホームページをはじめ、様々な媒体等を通して暴力に対する意識啓発を行うとともに、被害に遭ってしまった場合に、女性だけでなく、男性も含め全ての人が気軽に相談できる体制の整備が必要です。

☑ 女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク



内閣府男女共同参画局では、女性への暴力の問題に対する社会の認識が更に深まるよう、「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を制定しました。

このシンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

■ 具体的な事業内容

(1) 暴力を許さない社会意識の啓発

NO.	事業名	事業内容	担当課
34	DV(ドメスティック・バイオレンス) 相談窓口の周知	DV防止啓発のため、広報紙や共同参画だより等により啓発活動を行う。また、被害者支援へ向け、相談窓口の周知を行う。	人権推進課
35	学校関係者等を対象としたDV防止啓発	DV被害者にも加害者にもならないための自覚や意識を育むため、高校生、教職員を対象にしたデートDV防止啓発講座を開催する。	人権推進課

(2) 各種ハラスメント防止対策の推進

NO.	事業名	事業内容	担当課
36	各種ハラスメント防止の啓発	各種ハラスメントに対する認識を深め、防止に向けた意識啓発を図る。	人権推進課

(3) 被害者の保護・支援の推進

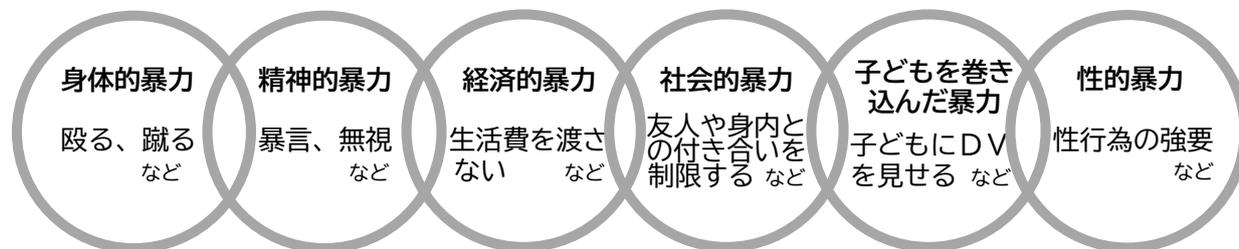
NO.	事業名	事業内容	担当課
37	DV被害者支援	DVに関する相談を受け、必要に応じて関係機関と連携を図り、被害者の支援を行う。	人権推進課

☑ 暴力の種類

一口に「暴力」といっても様々な形態が存在します。これらの様々な形態の暴力は単独で起きることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。

また、ある行為が複数の形態に該当する場合があります。

子どもが見ている前で配偶者に暴力を振るうこと(面前DV)は子どもへの心理的虐待にあたります。



2-3 地域・社会活動における男女共同参画の推進

■ 現状と課題

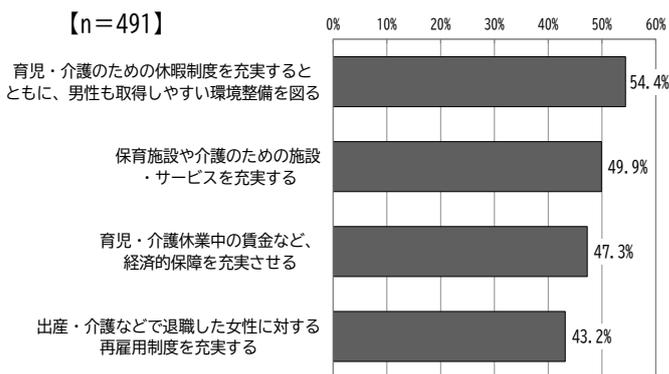
1. 地域全体で子どもや子育てを支援する意識の醸成

○だれもが生き生きと暮らすためには、互いが協力し合い、多様な考え方や生き方を認め合う環境づくりが必要です。

○特に子育てにおいては、地域全体で子どもや子育て家庭を支援する意識を醸成し、家庭と地域とのつながりを深める体制づくりが必要です。

○安心して子育てに取り組めるよう、子育て支援に関するサービスの充実が求められています。

Q. 男性も女性も働きやすい社会にするために必要なこと



資料：令和4年度常総市男女共同参画社会に関する市民意識調査 P.80 参照

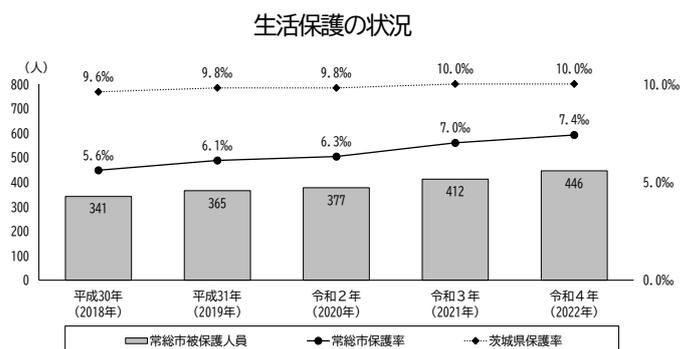


安心して子育てに取り組めるよう、地域全体で子どもや子育てを支援する意識を醸成し、互いに尊重・協力し、男女共同参画社会の実現と、まちの活性化を推進するような地域づくりが必要です。

2. 高齢者や障がいのある人が安心して生活できる環境づくり

○全国的に、社会的孤立やひきこもり、8050問題、生活困窮等、個人や世帯が抱える生活課題は多様化・複雑化しています。

○本市においても、高齢者や、障がいのある人、ひとり親家庭等が安心して暮らすことができるよう、社会環境の整備が必要となっています。



資料：茨城県市町村別保護状況【常総市】各年4月 P.18 参照



高齢者・障がいのある人・ひとり親家庭等が抱える様々な悩みや問題を解消するため、関係機関による相談体制を充実させ、だれもが自分らしく生きることのできる社会づくりが必要です。

■ 具体的な事業内容

(1) 子ども・子育てへの支援

NO.	事業名	事業内容	担当課
38	プレパパ ・ママ教室の開催 NEW	妊婦やパートナー及びその家族に対し、妊娠期から出産・子育てに関する情報提供や相談支援を行うことで、孤立した育児を予防する。	保健推進課
39	要保護・要支援児童等への 支援体制の充実	定期的に要保護児童対策地域協議会を開催し、関係各課及び関係機関と連携の上、支援体制の充実を図る。	こども課
40	子育て講演会	「食育」の大切さを知ってもらう講演会及び「子育て支援」に関する講演会を実施する。	こども課 (子育て支援センター)
41	就学前児の子育て相談	就学前年度に、児童デイサービスセンターと協力した子育て相談業務を実施する。	指導課
42	適応指導教室	適応指導教室において、相談活動体制の充実を図る。	指導課
43	子どもが健やかに 育つための支援	医療福祉費支給制度、すくすく医療費支給制度を実施する。	健康保険課
44	子育て支援	新生児訪問や乳幼児健診、また民間の子育てサークルも含めて各教室で子育て支援を行う。	保健推進課
45	小児医療体制の充実	休日や夜間における小児救急患者の医療を確保するために、協力病院が輪番制で診療を分担し、いつでも安心して救急医療が受けられるよう支援を行う。	保健推進課
46	子ども会などの 子どもの活動の充実	地区子ども会育成支援に努め、各種事業を実施する。	生涯学習課
47	スポーツ少年団の活動	スポーツ少年団による研修会等を実施する。	生涯学習課
48	青少年健全育成活動の充実	青少年相談員や青少年育成市民会議による各種事業を実施する。	生涯学習課
49	防犯活動の推進	子どもを守る防犯ボランティアによる活動の支援を行う。	生涯学習課

第4章 施策の展開

(2) 高齢者、障がいのある方への支援

NO.	事業名	事業内容	担当課
50	高齢者見守りサポート事業	在宅で生活する高齢者が安心して暮らせるように緊急通報装置を貸与し、見守り事業の拡充を図る。	幸せ長寿課
51	家族介護教室	市内の介護保険事業所及び医療機関に委託し、介護技術や介護者の健康維持のために家族介護教室を開催する。どのような立場の介護者でも参加できる教室を目指し、参加者数を増やす。	幸せ長寿課
52	認知症カフェ	NEW 在宅で介護している家族を支援するため、介護者間で交流できる事業を実施する。認知症カフェ（千姫ちゃ屋）を定期的に開催することで、認知症の人やその家族、医療や介護の専門職、地域の人など、だれもが気軽に参加できる「集いの場」となるように周知する。	幸せ長寿課
53	高齢者相談事業	地域包括支援センター等での24時間相談体制を実施する。	幸せ長寿課
54	介護予防推進員制度	介護予防推進員を養成することで、一人ひとりが介護予防に向けた取組に参加し、いくつになっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように支援を行う。	幸せ長寿課
55	障がいのある方の社会参加活動への支援	障がいのある方々が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい当事者、その家族や地域住民等による地域における自発的な活動を支援することにより共生社会の実現を図る。	社会福祉課
56	障がいのある方の就労支援	就労相談のあった障がいのある方に対しては、各種就労支援策の説明や利用の提案を行い、関係機関と連携をとりながら必要に応じた支援を行う。	社会福祉課

(3) 生活上の困難や課題に直面する方への支援

NO.	事業名	事業内容	担当課
57	福祉相談事業	生活困窮者の相談により関係機関と連携をとりながら必要な支援を行う。また継続支援等も行い生活の安定を図るため就労支援を行う。	社会福祉課
58	市民相談事業	法律相談や行政相談、一般相談業務を実施する。	市民課
59	女性相談事業	女性相談窓口を周知し、悩みに応じて適切な助言及び支援を行う。	人権推進課
60	結婚相談、ふれあいパーティーの開催	少子化対策のため、ふれあいサポーターによる結婚相談や結婚促進に関する事業を実施する。	市民課

2-4 防災等における男女共同参画の推進

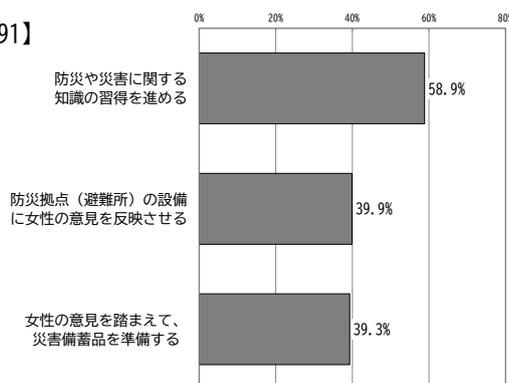
■ 現状と課題

1. 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

- 過去の災害対応の経験と教訓から、防災・復興においては女性の参画とリーダーシップは不可欠です。
- 平時より防災活動を推進するため女性リーダーの育成と、地域における個々の役割分担を明確にし、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策が求められています。

Q. 防災・災害対策で、男女共同参画の視点で特に重要なこと

【n=491】



資料：令和4年度常総市男女共同参画社会に関する市民意識調査 P.83 参照



地域の防災分野における男女のニーズの違いや女性への配慮等、男女共同参画の視点に立った防災体制の確立が必要です。

■ 具体的な事業内容

(1) 男女共同参画の視点に立った防災・災害対策の推進

NO.	事業名	事業内容	担当課
61	あらゆる人に配慮した避難所運営	長期化する避難所生活では、男女の性差による配慮が必要であるため、避難所の運営には、女性のリーダーを配置する等多様な意見を反映させる。	防災危機管理課 各避難所担当課
62	女性防災リーダーの育成	訓練や研修会等に一人でも多く女性の参画を求め、女性防災リーダーの育成を行う。	防災危機管理課

基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画の推進

3-1 ワーク・ライフ・バランスの促進

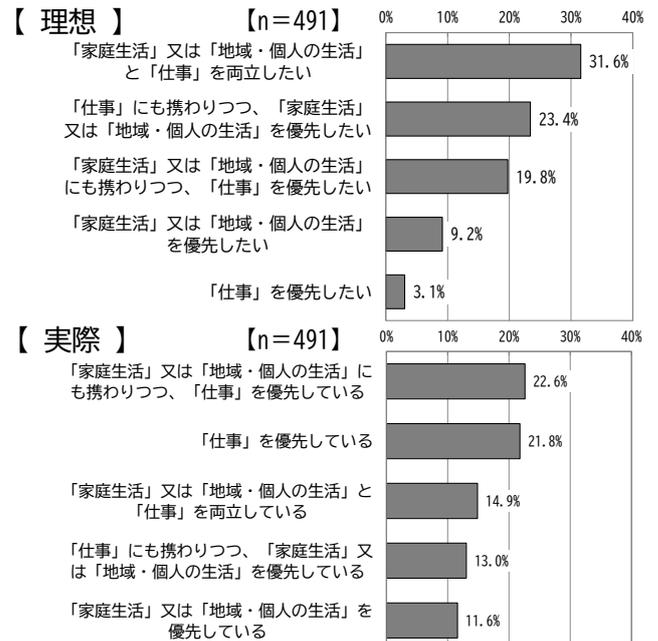
■ 現状と課題

1. 女性活躍のためのワーク・ライフ・バランスの意識啓発

○男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の改正、女性活躍推進法の制定、子育て環境の充実等により、企業における女性管理職の割合が徐々に増えるなど一定の改善は図られています。

○市民意識調査結果によると、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の状況において、理想は『「家庭生活」又は「地域・個人の生活」と「仕事」を両立したい』が最も多い一方、実際は、『「家庭生活」又は「地域・個人の生活」にも携わりつつ、「仕事」を優先している』が最も多くなっています。

Q. 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の状況について



資料：令和4年度常総市男女共同参画社会に関する市民意識調査 P.77 参照

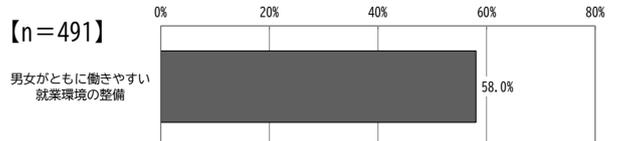


女性があらゆる分野において能力を発揮し活躍するためには、ワーク・ライフ・バランスの推進と、女性自身がエンパワーメント※7を高められるよう意識づくりが必要です。

2. 多様な働き方ができる環境の整備

○働き方や暮らし方が多様化する中、だれもが多様な働き方や生き方を自由に選択できるよう、職場環境の整備等が求められています。

Q. 男女共同参画の実現のために今後市が力をいれていくべきこと



資料：令和4年度常総市男女共同参画社会に関する市民意識調査 P.86 参照



働き方や暮らし方が多様化する中、だれもが個性と能力を発揮できる環境整備が必要です。

※7 エンパワーメント：自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

■ 具体的な事業内容

(1) ワーク・ライフ・バランスに係る意識啓発の推進

NO.	事業名	事業内容	担当課
63	事業所に向けた啓発活動	仕事と家庭・地域・個人の生活を両立するため、情報提供を通して企業へ働きかける。	人権推進課
64	事業主及び労働者に向けたワーク・ライフ・バランスの推進	市内事業所への広報紙等の配布やSNSを利用した情報提供により、意識啓発を図る。	商工観光課

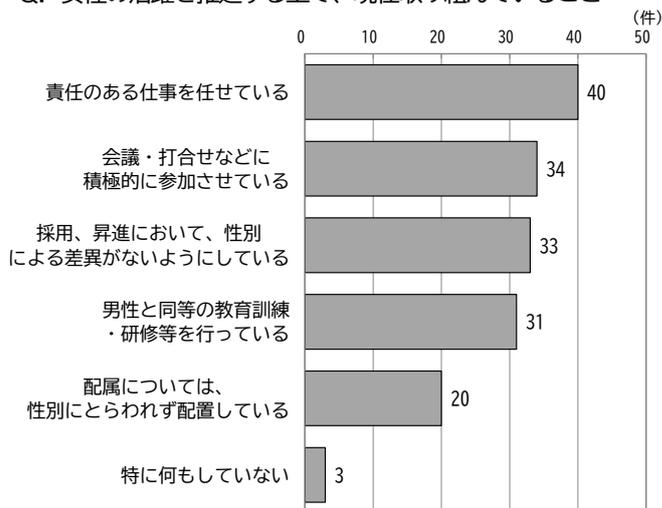
3-2 働く場における男女共同参画の推進

■ 現状と課題

1. 女性の活躍推進に対する理解と実践の働きかけ

- 人口減少や少子高齢化が進む中で、働き方や暮らし方、家族のあり方も多様化しています。
- 男女間の格差は完全には解消されてはならず、管理職への登用をはじめ、女性に比べて男性が優遇されているという意識が根強いのが現状です。
- 企業意識調査結果によると、女性の活躍を推進するうえで、現在取り組んでいることについて、多くの企業が「様々な取組を行っている」と回答した一方で、「特に何もしていない」と回答した企業もありました。

Q. 女性の活躍を推進する上で、現在取り組んでいること



資料：令和4年度常総市男女共同参画社会に関する企業意識調査 P.88 参照



働く場における男女平等の機会及び待遇を実質的に確保するため、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法等の関係法制度の周知、労働環境や条件に関する情報提供が必要です。

■ 具体的な事業内容

(1) 男女の雇用機会における平等の推進

NO.	事業名	事業内容	担当課
65	企業説明会及び企業見学会の開催 NEW	中高生を対象とした、市内の企業説明会及び見学バスツアーを開催し、雇用への促進を図る。	商工観光課
66	事業所向けの啓発活動	市内事業所を対象に男女共同参画に関する法改正をはじめとする情報提供を行う。	人権推進課

(2) 女性の能力を発揮できる環境づくり

NO.	事業名	事業内容	担当課
67	一般事業主行動計画の策定促進	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定について、情報提供による啓発を図る。	人権推進課
68	ポジティブアクション※ ⁸ の啓発	女性の能力発揮のため、市民や事業所へポジティブアクションに関する情報を発信し、啓発を図る。	人権推進課
69	農業分野における女性の育成	農業関係の最適な情報等を女性の活動に向けて支援を行う。	農業委員会事務局

(3) 多様な働き方の支援

NO.	事業名	事業内容	担当課
70	一時預かり、延長等保育事業	延長保育・一時預かり等、多様な保育施策の充実を図る。	こども課
71	求職時預かり事業	求職活動に専念できるよう支援を行う。	こども課

(4) 家族経営等への男女共同参画の推進

NO.	事業名	事業内容	担当課
72	家族経営協定の推進	農業経営が次世代に継承されるよう家族経営協定を締結することを推進する。	農政課

※⁸ ポジティブアクション：固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に事実上生じている差があるとき、それを解消しようと企業が行う自主的かつ積極的な取組のこと。単に女性だからという理由だけで女性を「優遇」するためのものではなく、これまでの慣行や固定的な性別の役割分担意識などが原因で、女性は男性よりも能力を発揮しにくい環境に置かれている場合に、こうした状況を「是正」するための取組のこと。

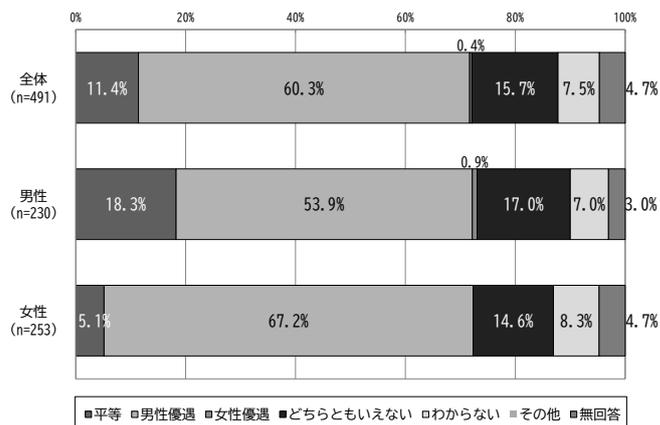
3-3 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進

■ 現状と課題

1. 意思決定の場への主体的な女性参画

- 政策・方針決定過程においては、男性の方が優遇されていると感じている人が多い現状です。
- 市民意識調査結果によると、政治の場における男女平等について、「女性優遇」という回答が0.4%であるのに対し、「男性優遇」という回答が60.3%となっています。
- 本市の審議会等における女性委員の割合は、令和4（2022）年で22.5%となっています。

Q. 男女の地位の平等感について【政治の場では】



資料：令和4年度常総市男女共同参画社会に関する市民意識調査 P.62、P.66 参照



男女共同参画社会を形成し、活力ある社会を構築するためには、多様な視点や、新たな発想を取り入れる等の観点から、あらゆる分野で女性の参画を推進し、様々な立場の意見を取り入れることが必要です。

2. 幅広い視野を持った女性人材の育成

- 国は、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度」という目標を掲げています。
- あらゆる分野への女性の登用の促進が求められています。

Q. 男女共同参画の実現のために今後市が力をいれていくべきこと



資料：令和4年度常総市男女共同参画社会に関する市民意識調査 P.86 参照



地域特性を踏まえた地域の活性化や、課題解決に多様な視点の1つとして女性の視点をいかし、幅広い視野を持った女性人材の育成が必要です。

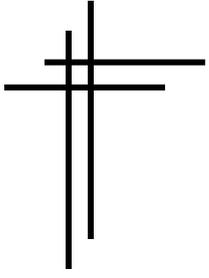
■ 具体的な事業内容

(1) 審議会等への女性の登用の推進

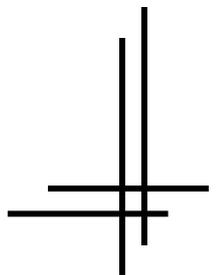
NO.	事業名	事業内容	担当課
73	各種審議会・委員会への 女性登用の促進	女性人材リストを作成し、女性登用を促進する。	人権推進課

(2) 女性人材の発掘・育成

NO.	事業名	事業内容	担当課
74	女性団体との連携及び活動支援	女性団体と緊密に連携するとともに活動を支援することで、市民協働による地域における男女共同参画社会に向けた活動を促進する。	人権推進課
75	女性のボランティア講師の登用	様々な分野のボランティア講師を募集し、特色のある教室を開催する。	生涯学習課
76	女性団体への支援	生活改善グループ連絡協議会への協力と支援を行う。	農政課
77	女性消防団員の入団促進	火災予防・応急手当・地域交流・消防団活動の普及啓発や火災予防パレードを行うほか、訪問による児童クラブ・幼稚園・保育所への火災予防啓発及び一般住宅への住宅用火災警報器の設置を推進する。 また、災害時には避難所において災害弱者等の対応を行う。この活動の中で必要性をPRし、入団を促進する。	防災危機管理課



第5章 計画の推進



第1節 推進体制の整備

1 役所における組織

(1) 常総市男女共同参画推進本部の運営

男女共同参画関連施策を総合的かつ計画的に実施するため、庁議の構成職員を主に組織する常総市男女共同参画推進本部を運営するとともに、庁内関係課で構成する常総市男女共同参画推進委員会を活用し、計画の推進体制の充実を図ります。

(2) 常総市男女共同参画推進審議会の運営

市長の附属機関として、市民、事業者、識見を有する者及び関係団体の代表者で組織する常総市男女共同参画推進審議会を運営し、男女共同参画基本計画の策定、推進に関する施策等の進捗状況の確認などを実施します。

2 市民参画、連携の強化

(1) 市民参画の促進

男女共同参画に関する施策を着実に推進するためには、市民一人ひとりの理解と取組が必要であることから、本計画を広く市民に周知し、あらゆる分野において男女共同参画の視点を深めることに努めるとともに、意思決定過程における市民との連携を図ります。また、市民等と行政との協働による施策の推進を図るために、市民や団体等との連携を強化し、様々な分野へ積極的な市民参画を促進し、市政への意見の反映と男女共同参画の機会の拡充に努めます。

(2) 事業者との連携

男女共同参画社会を実現するためには、事業者が男女共同参画に関する理解を深めることが重要です。事業者との連携を図り、男女が職場と家庭生活の両立ができるよう職場環境づくりへの取組の促進を図ります。

(3) 国や県、近隣市町村との連携

男女共同参画に関する施策は、就労・医療・相談事業等、常総市単独で行うことが困難な広域的、専門的な事業が多いことから、国及び県の関係各機関の指導や助言、協力を仰ぎながら、施策の推進に努めます。また、県西地区10市町による「県西ブロック男女共同参画研究会」などと連携を図りながら、近隣市町村との連携を更に強化・充実させていきます。

第2節 計画の進行管理

本計画の進行管理については、「男女共同参画計画進捗状況報告書」を作成し、各課の実施事業を毎年公表します。

また、常総市男女共同参画推進審議会において、事業の実施状況を把握し、男女共同参画の推進に関する施策や、その他必要な事項を定め、あらゆる機会において男女共同参画社会の啓発に努めます。

第3節 目標値の設定

取組の効果を検証するため、基本目標の施策ごとに目標値を定め、評価・見直しを行います。

■ 基本目標1 『一人ひとりを尊重する男女平等の意識づくり』

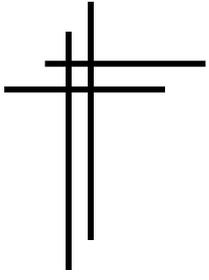
施策	令和10(2028)年度 目標値
1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	講演会等参加者の理解度 80.0%
2. 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	小中学生の意識調査の結果において「思いやり教育」の理解度 60.0%
3. 多様性を認め合う意識の醸成	市民意識調査の結果において「性的マイノリティに対する社会的な関心が高まっている」と答える割合 70.0%

■ 基本目標2 『自分らしく暮らせるまちづくり』

施策	令和10(2028)年度 目標値
1. 生涯を通じた健康支援	特定健康診査受診率 42.0%
2. あらゆる暴力及びハラスメントの根絶	市民意識調査の結果において「DV被害にあったとき、だれ(どこ)かに相談した」と答える割合 55.0%
3. 地域・社会活動における男女共同参画の推進	プレパパ・ママ教室の参加者 年間110人
4. 防災等における男女共同参画の推進	避難所開設及び運用担当者 女性登用率 30.0%

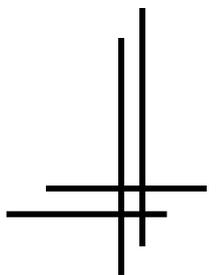
■ 基本目標3 『あらゆる分野における男女共同参画の推進』

施策	令和10(2028)年度 目標値
1. ワーク・ライフ・バランスの促進	市民意識調査の結果において「仕事と生活の調和について家庭生活又は地域・個人の生活と仕事を両立している」と答える割合 25.0%
2. 働く場における男女共同参画の推進	市民意識調査の結果において「男女の地位の平等感が職場の中では平等」と答える割合 30.0%
3. 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進	各種審議会・委員会への女性登用率 30.0%



資料編

資料編



1. 計画策定の経緯

日付	内容
令和4（2022）年 8月	令和4年度第1回常総市男女共同参画推進委員会開催
10月	令和4年度第1回常総市男女共同参画推進本部会議開催
	令和4年度第1回常総市男女共同参画推進審議会開催
	男女共同参画社会に関する市民意識調査実施 調査の対象 1,500人 回収数 491人 回収率 32.73% 男女共同参画社会に関する企業意識調査実施 調査の対象 125社 回収数 51社 回収率 40.80%
令和5（2023）年 6月	令和5年度第1回常総市男女共同参画推進委員会開催
7月	令和5年度第1回常総市男女共同参画推進本部会議開催
	令和5年度第1回常総市男女共同参画推進審議会開催
8月	令和5年度第2回常総市男女共同参画推進委員会開催
	令和5年度第2回常総市男女共同参画推進本部会議開催
9月	令和5年度第2回常総市男女共同参画推進審議会開催
10月	令和5年度第3回常総市男女共同参画推進本部会議開催
11月	令和5年度第3回常総市男女共同参画推進審議会開催

2. 意識調査結果概要

1 調査概要

本計画の策定にあたり、18歳以上の市民及び市内事業所を対象とした意識調査を実施しました。結果の概要については、以下のとおりです。

	市民意識調査	企業意識調査
調査対象	常総市在住の18歳以上の市民	市内事業所
対象数	1,500人（無作為抽出）	125社
調査方法	郵送配布、郵送回収・ウェブ回答	
調査期間	令和4（2022）年10月28日～令和4（2022）年11月12日	
回収数	491人	51社
回収率	32.73%	40.80%

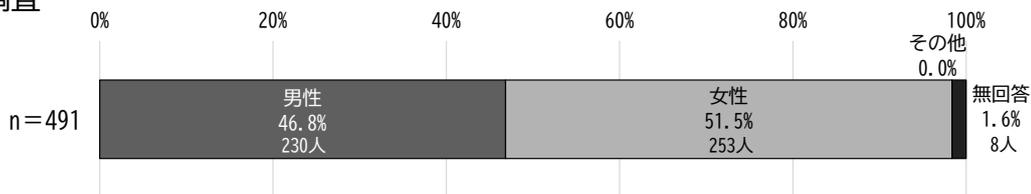
2 調査項目

市民意識調査	企業意識調査
男女の地位の平等に関する意識について	男女共同参画に関する用語について
家庭生活・地域活動について	女性の活躍推進における取組について
教育について	女性管理職登用における取組について
人権問題について	ハラスメントについて
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について
就業関係について	育児・介護について
固定的役割分担意識について	SDGs（エスディーゼーズ）、性的マイノリティについて
SDGs（エスディーゼーズ）、性的マイノリティについて	防災対策における男女共同参画について
新型コロナウイルス感染症について	男女共同参画社会について
防災対策について	
男女共同参画社会について	

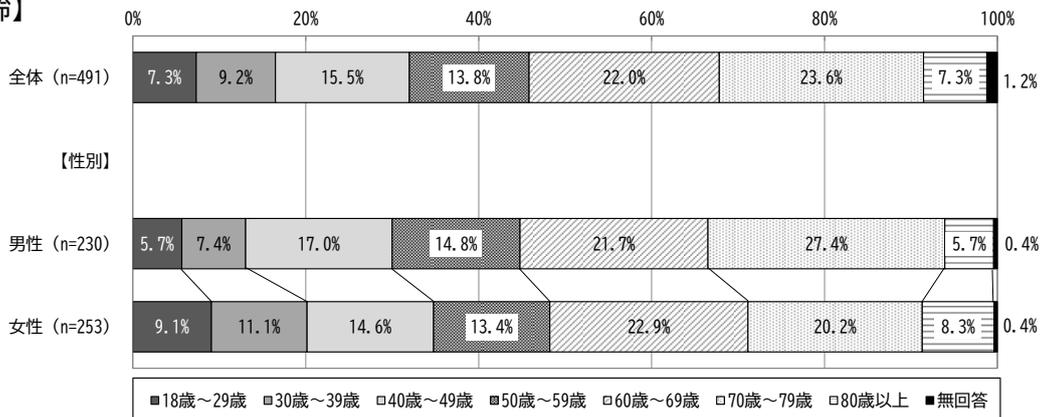
3 回答者属性

・ 市民意識調査

【性別】

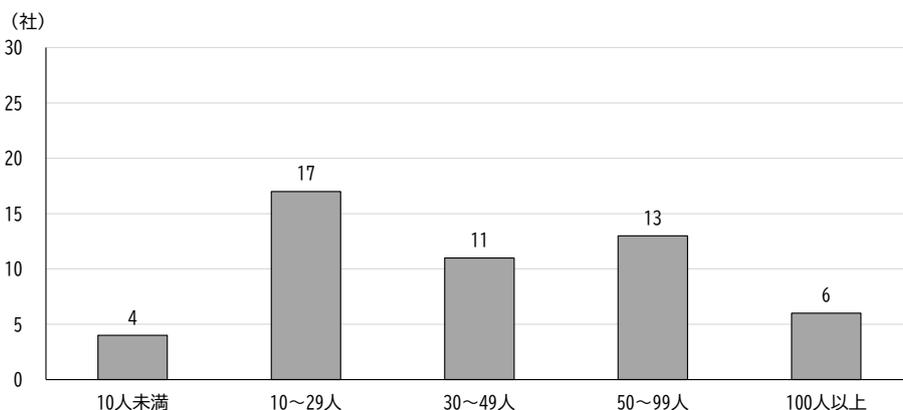


【年齢】

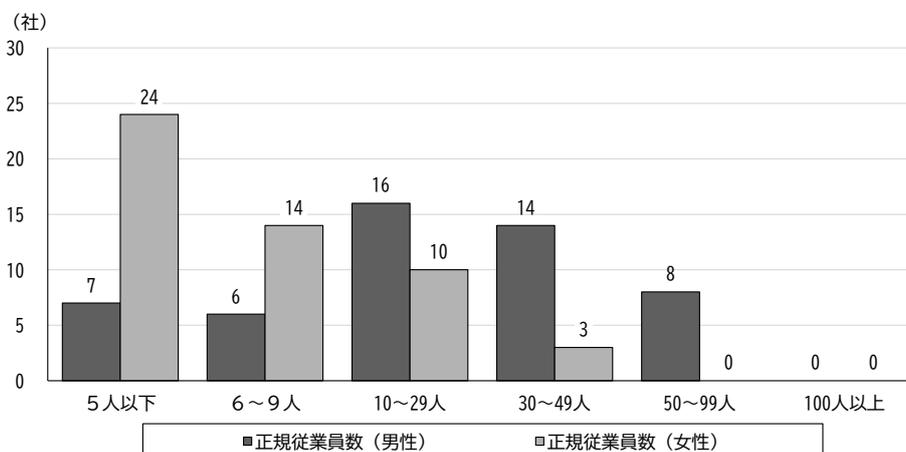


・ 企業意識調査

【従業員規模】



【正規従業員数】

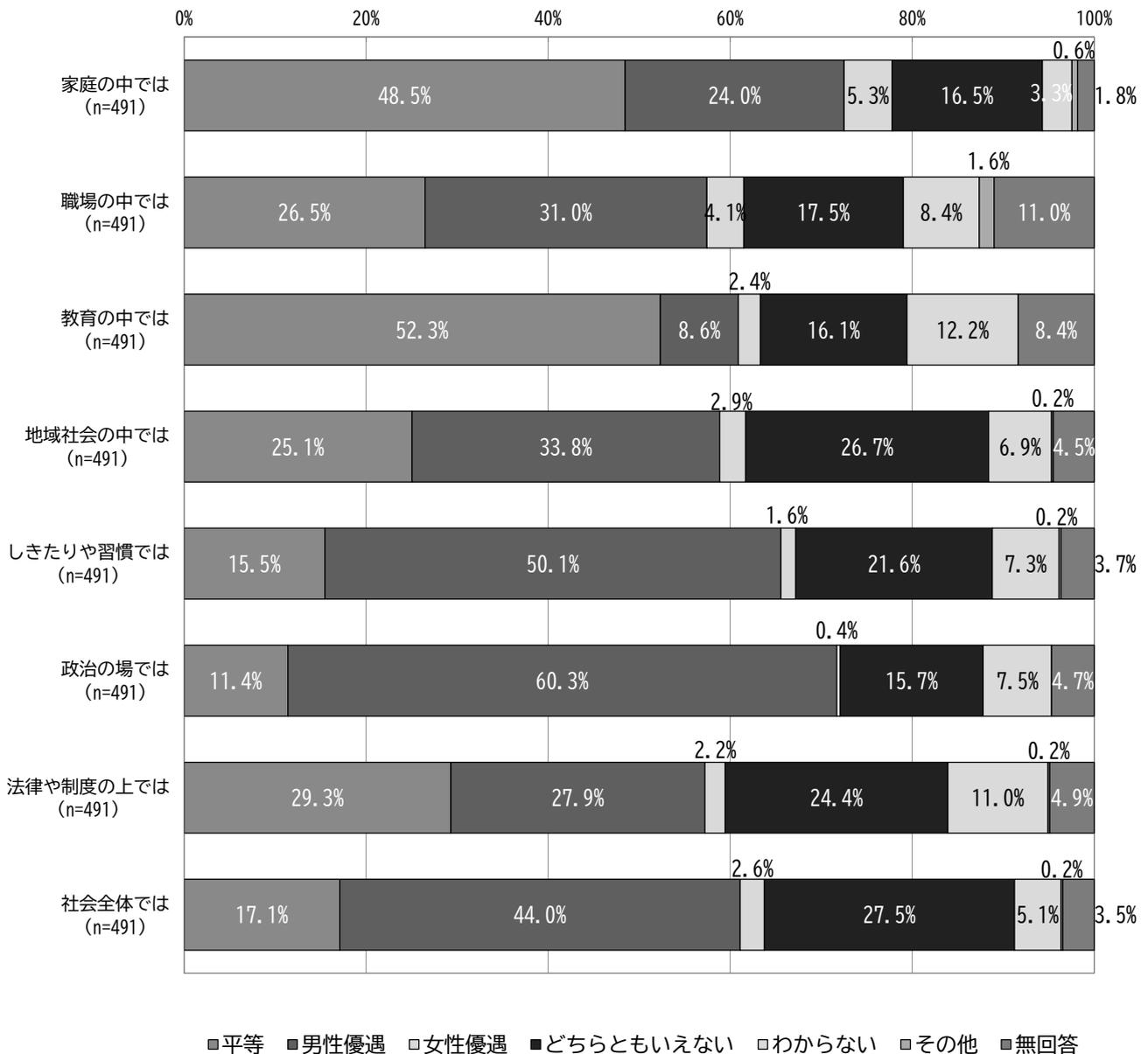


4 市民意識調査結果概要

(1) 男女の地位の平等感

問. あなたは、次にあげる分野において、男女の地位が平等になっていると思いますか。

全体を通して、男女平等の意識が根付いてきていることがうかがえるものの、分野によっては平等の回答者数には差があります。家庭の中、教育の中では、約半数が平等であると回答している一方、政治の場、社会全体では平等と回答した割合は低い結果となりました。



【平成 29（2017）年調査時及び年代別の比較】

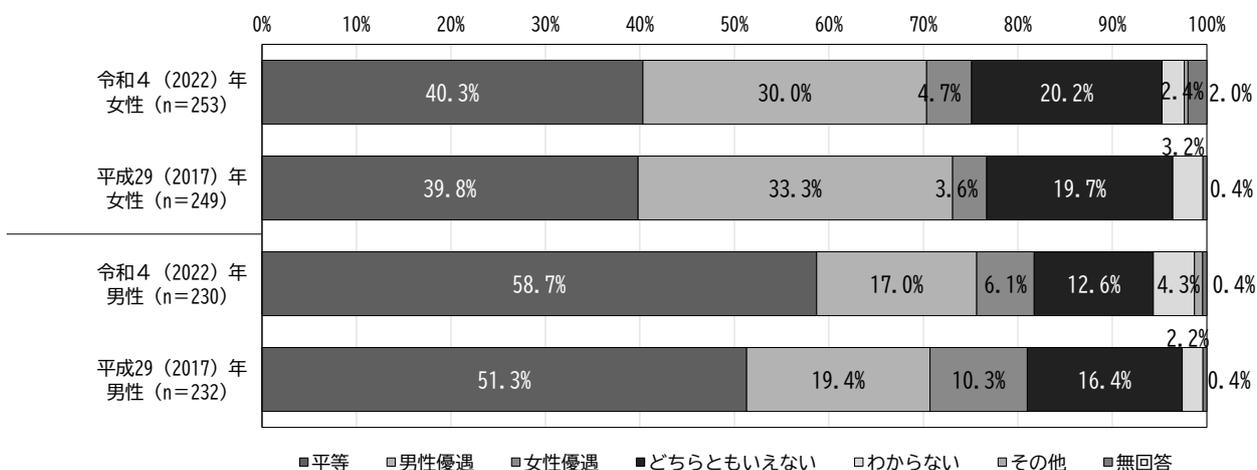
・ 家庭の中では

家庭の中での男女の地位の平等について、平成 29（2017）年の調査と比較すると、女性は、「平等」と思う割合はあまり変化がみられませんでした。が、「男性優遇」と思う割合は 3.3 ポイント減少しています。

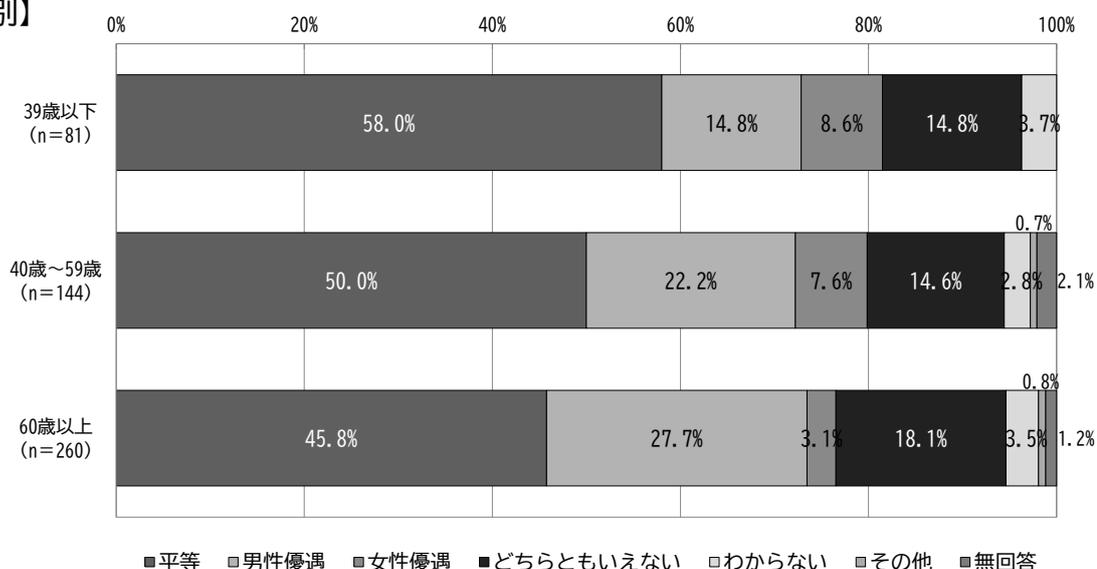
反対に、男性は、「平等」と思う割合が 7.4 ポイント増加しており、「男性優遇」と思う割合が 2.4 ポイント、「女性優遇」と思う割合が 4.2 ポイント減少しています。

また、年代別でみると、「60 歳以上」の世代で「平等」が 45.8%となっていますが、若年層になるほど「平等」と回答する割合が高くなっています。

このことから、男性の若年層ほど「平等」と回答する割合が高く、意識の差異がみられます。



【年代別】



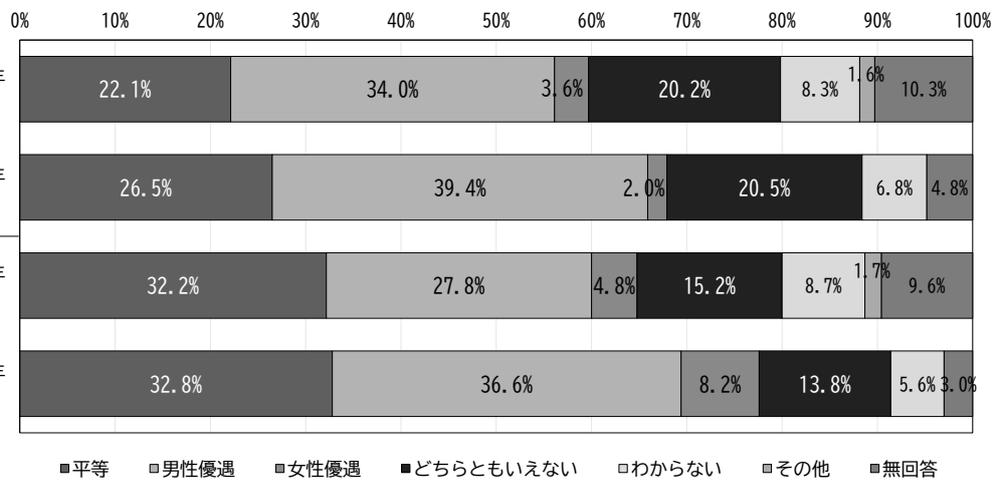
・ 職場の中では

職場の中での男女の地位の平等について、平成 29（2017）年の調査と比較すると、女性は、「平等」と思う割合が 4.4 ポイント減少しており、「男性優遇」と思う割合が 5.4 ポイント減少しています。

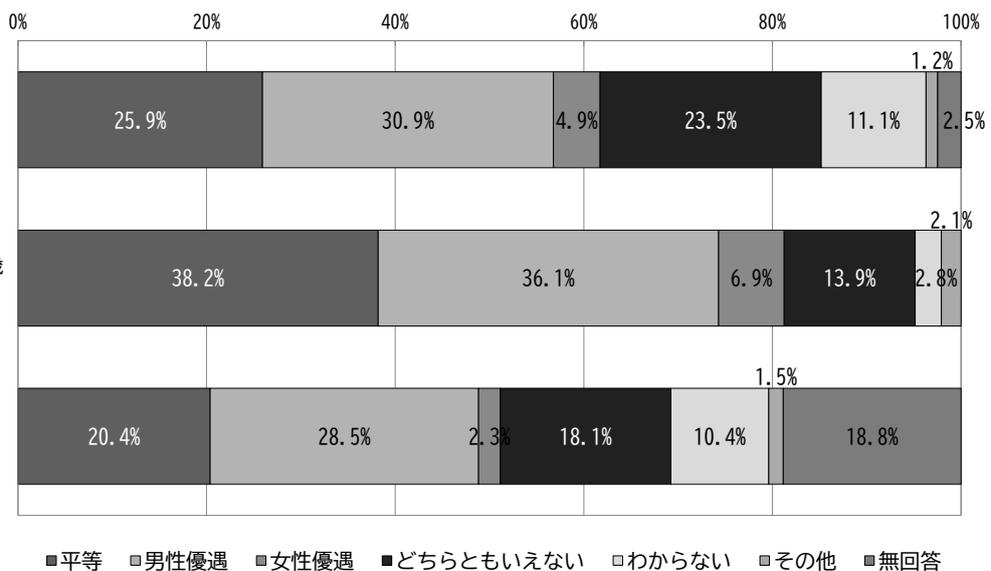
反対に、男性は「平等」と思う割合はあまり変化がみられず、「男性優遇」と思う割合が 8.8 ポイント減少しています。

また、年代別でみると、「40 歳～59 歳」の世代で「平等」と思う割合が 38.2%と最も多くなっています。

このことから、女性の「平等」と思う割合が低くなってはいるものの、年代別でみると壮年期の働き盛り世代の「平等」と思う割合は高い傾向がみられます。



【年代別】

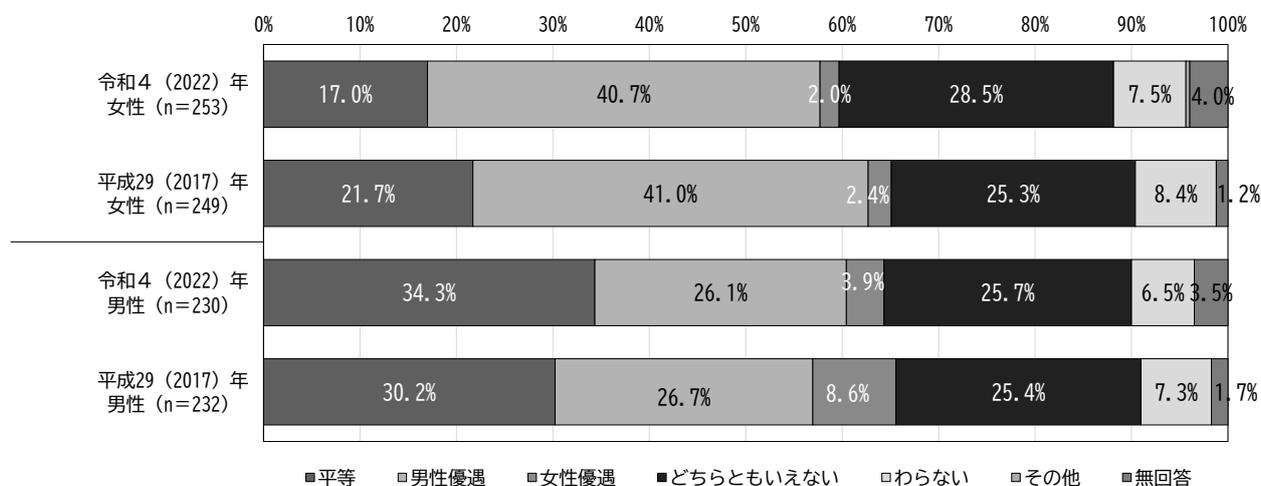


・地域社会の中では

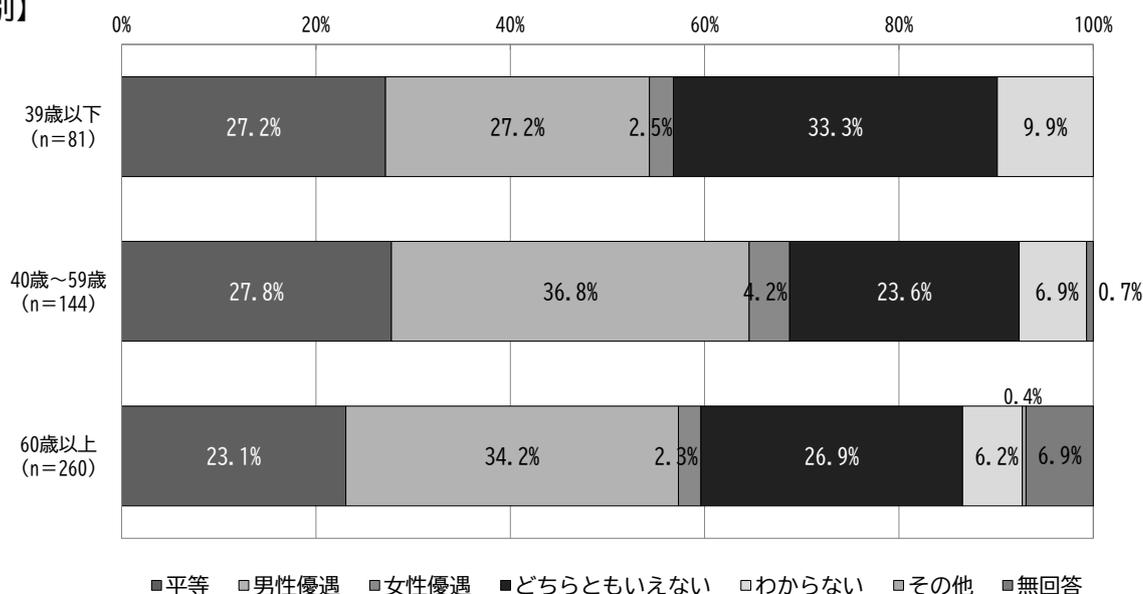
地域社会の中での男女の地位の平等について、平成 29（2017）年の調査と比較すると、女性は、「平等」と思う割合が 4.7 ポイント減少しており、女性の平等意識が低くなっている傾向がうかがえます。

反対に、男性は、「平等」と思う割合が 4.1 ポイント増加しており、男性の平等意識が高くなっている傾向がみられます。

また、年代別でみると、「40 歳～59 歳」の世代では、「男性優遇」と思う割合が 36.8%と最も高くなっている一方、39 歳以下では、「どちらともいえない」が 33.3%と最も高く、世代別に差があることが明らかになりました。



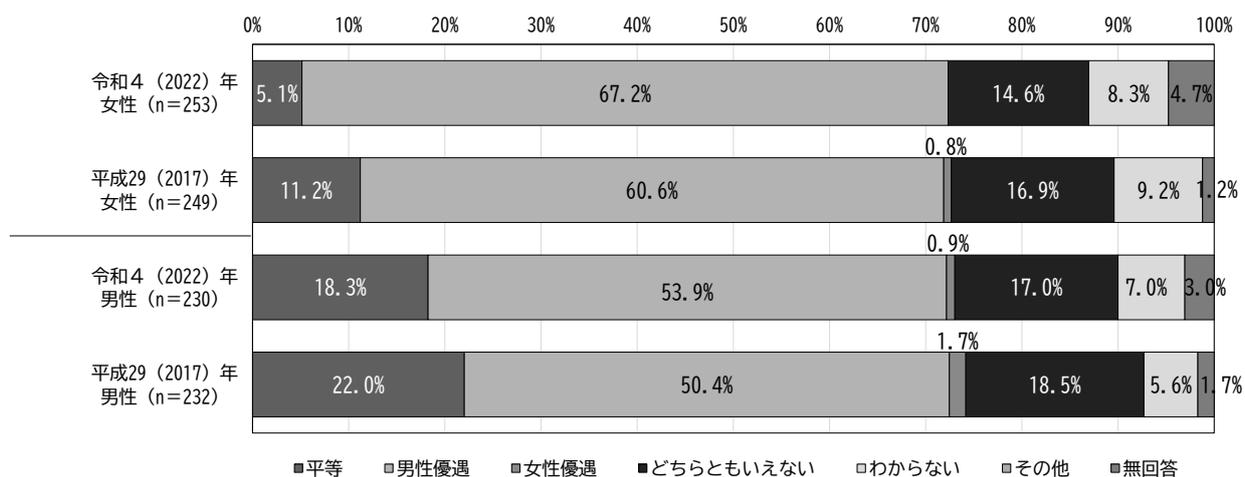
【年代別】



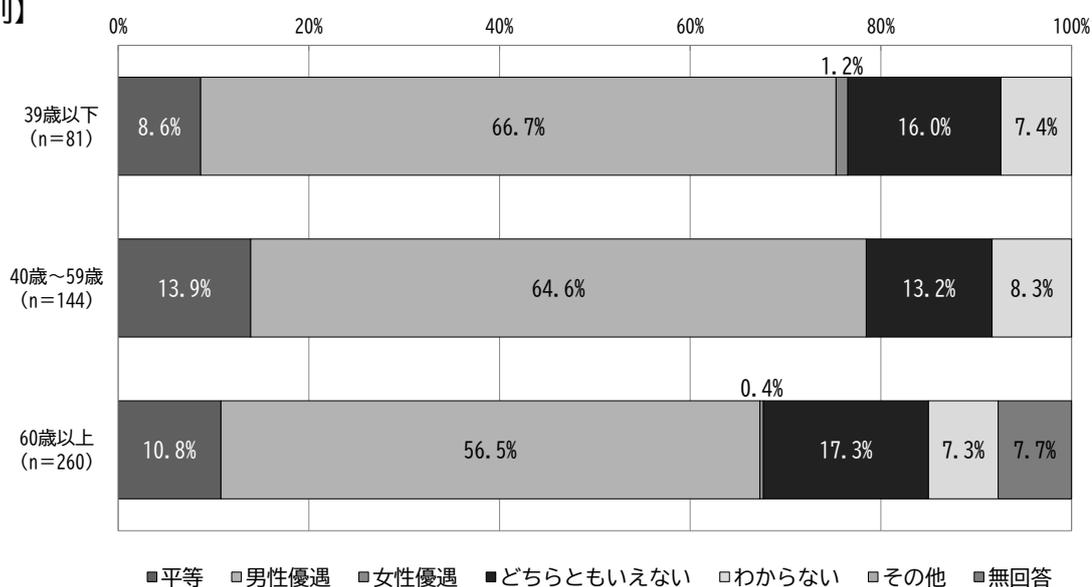
・政治の場では

政治の場での男女の地位の平等について、平成 29（2017）年の調査と比較すると、女性は、「平等」と思う割合が 6.1 ポイント減少しており、男性も、3.7 ポイント減少しています。

また、年代別でみると、「40 歳～59 歳」の世代で「平等」と思う割合が 13.9%と最も多いものの、全世代において「平等」と思う割合は低くなっています。このことから、依然として、男性優遇との意識が強い傾向がみられます。



【年代別】

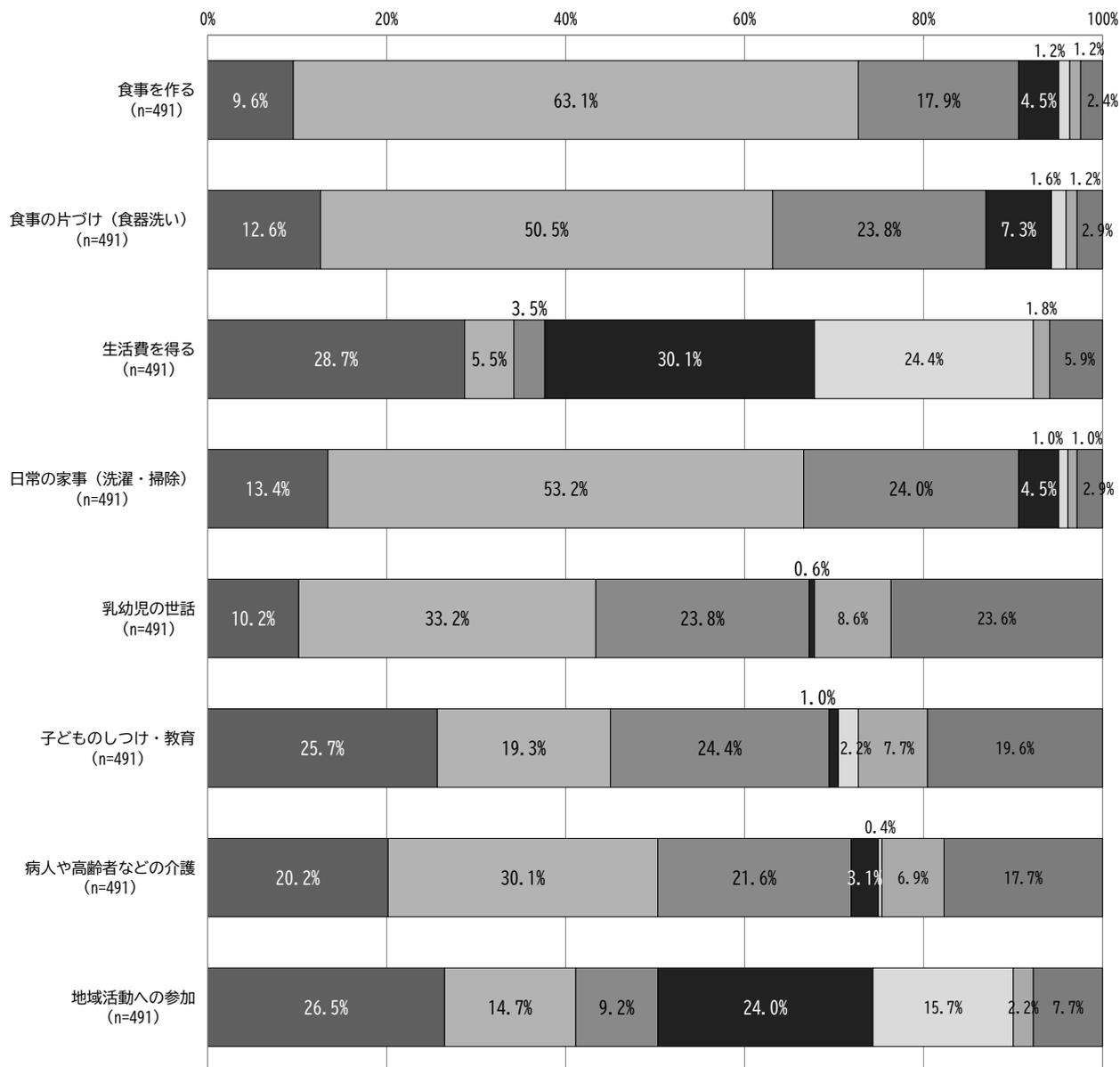


(2) 家庭内の役割分担

問. あなたのご家庭では、夫婦でどのように家庭内の役割を分担していますか。

家庭内の役割分担で、男性が女性より担当している割合が多かったものは、「生活費を得る」と「地域活動への参加」のみでした。「食事を作る」、「食事の片付け（食器洗い）」、「日常の家事（洗濯・掃除）」などは5割以上が「主に女性」となっています。

このことから、依然として家庭の中では「男性は仕事、女性は家庭」の考えがあるようです。



■平等 □主に女性 ■女性が主で男性が協力 ■主に男性 □男性が主で女性が協力 ■その他 ■無回答

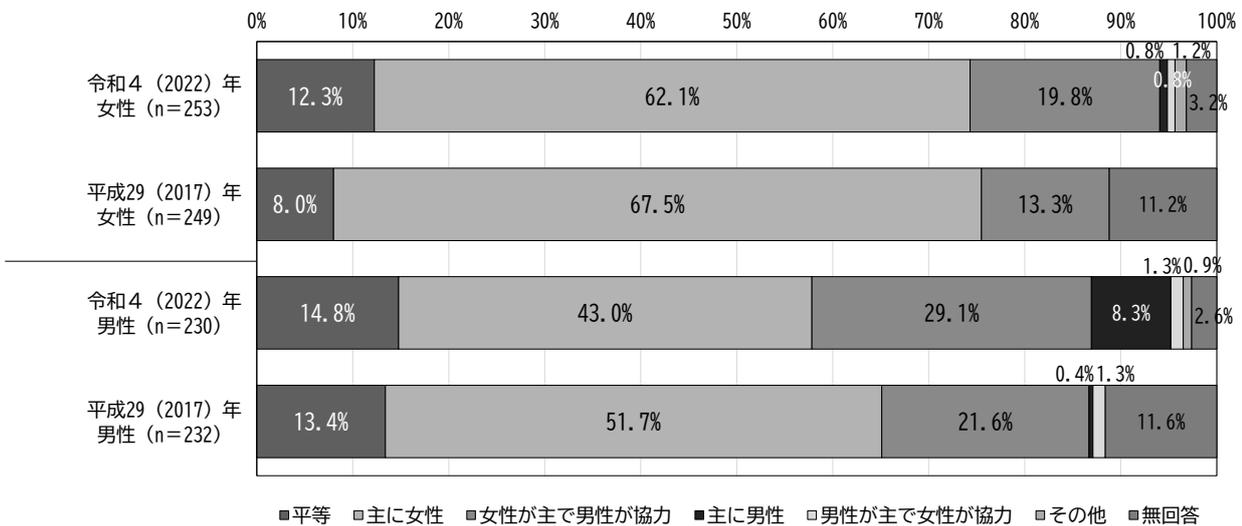
【平成 29（2017）年調査時及び年代別の比較】

・ 日常の家事（洗濯・掃除）

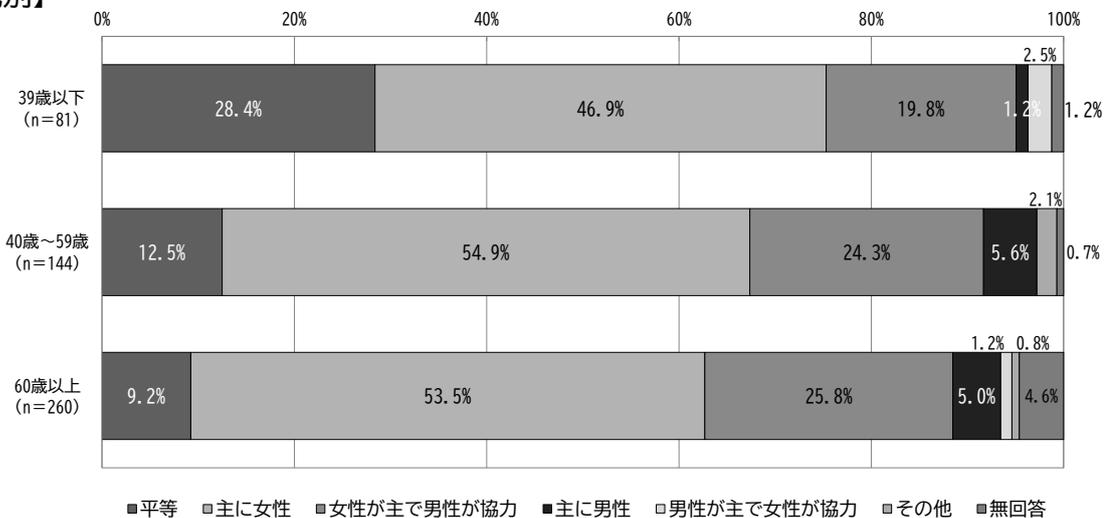
日常の家事（洗濯・掃除）の役割分担について、平成 29（2017）年の調査と比較すると、「平等」と思う割合は女性が 4.3 ポイント、男性が 1.4 ポイント増加しており、また、「女性が主で男性が協力」と思う割合も女性が 6.5 ポイント、男性が 7.5 ポイント増加しています。反対に、「主に女性」と思う割合は女性が 5.4 ポイント、男性が 8.7 ポイント減少しており、男性が日常の家事に協力している傾向がみられます。

また、年代別でみると、「60 歳以上」の世代で「平等」が 9.2%となっていますが、若年層になるほど「平等」と思う割合が高くなっています。

このことから、若年世代の男性が日常の家事に協力している傾向がみられますが、世代間には、平等意識に大きなギャップがあるようです。



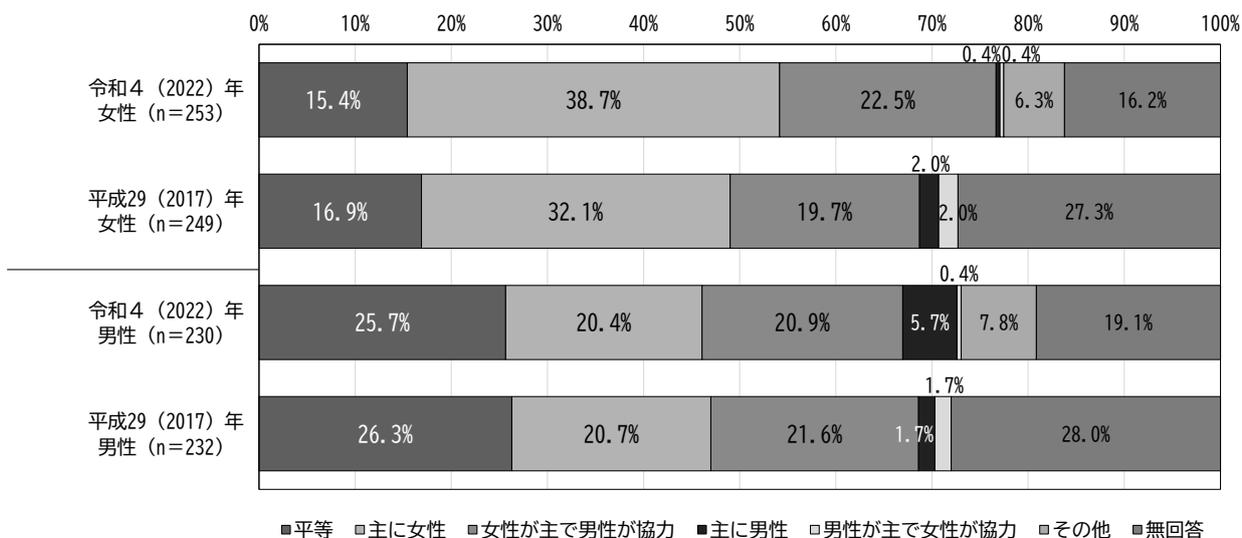
【年代別】



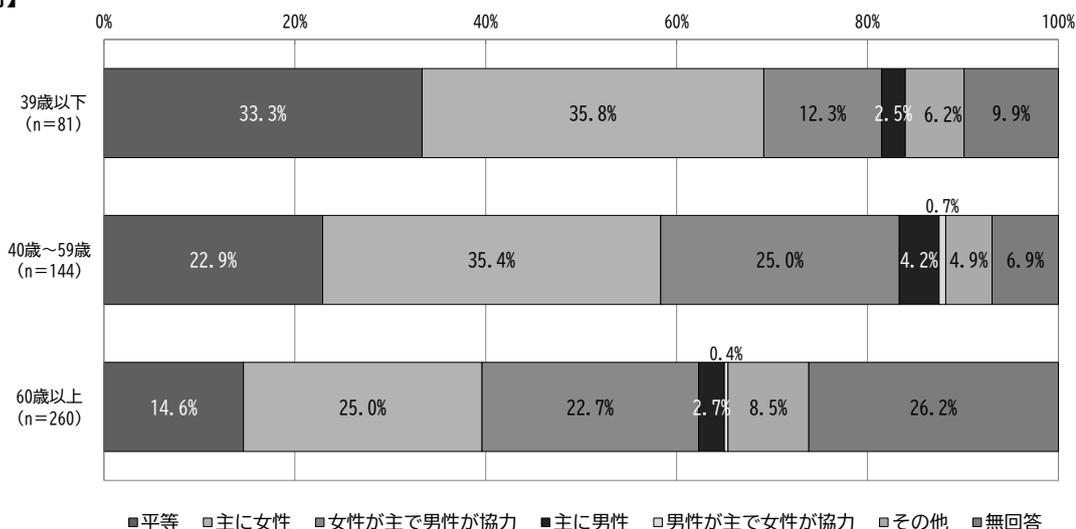
・病人や高齢者の介護

病人や高齢者の介護の役割分担について、平成29（2017）年の調査と比較すると、女性は「主に女性」と回答した割合が6.6ポイント、「女性が主で男性が協力」と回答した割合が2.8ポイント増加しています。一方で、男性は、「主に男性」と回答した割合が4.0ポイント増加したものの、全体的にあまり変化はみられませんでした。

また、年代別でみると、「60歳以上」の世代で「平等」が14.6%となっていますが、若年層になるほど「平等」と考える割合が高く、39歳以下においては、60歳以上の約2倍となっています。



【年代別】

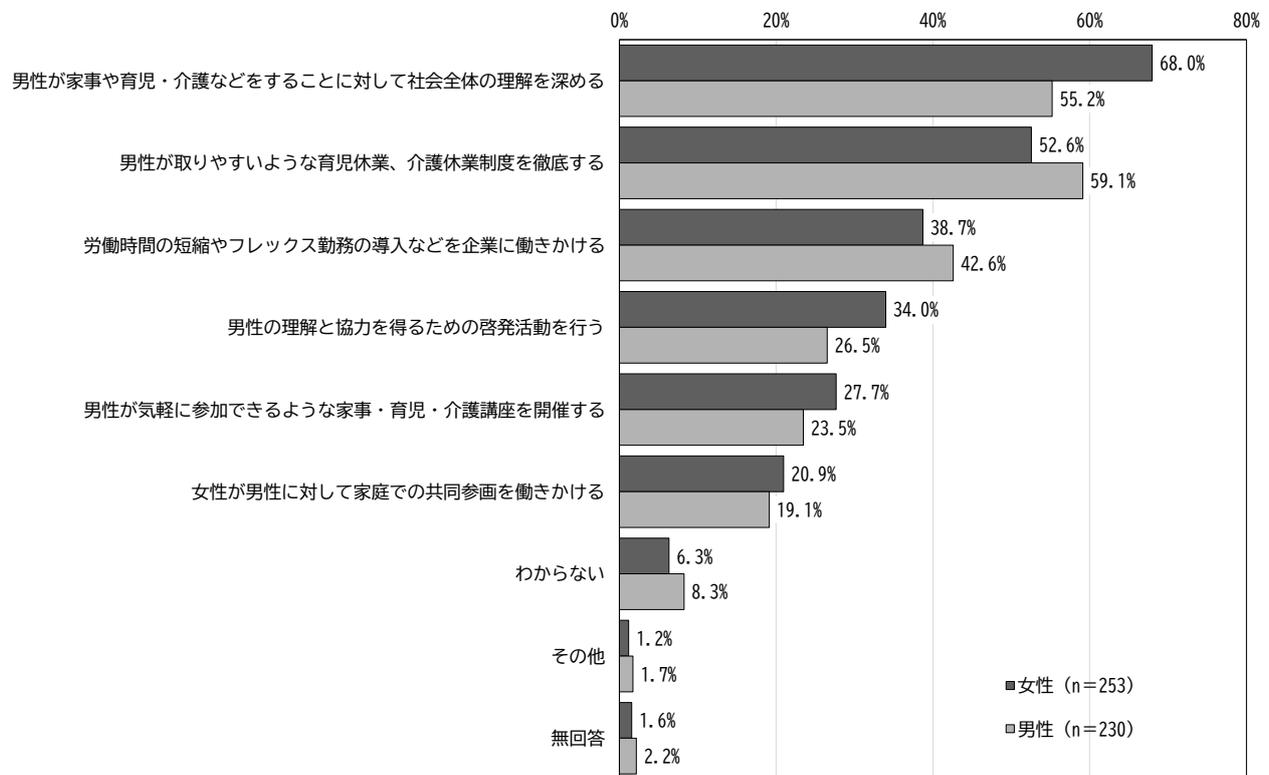


問. 男性にも、家事・育児・介護を行い、家庭での共同参画を進めることが求められていますが、家庭における男性の参画をもっと進めるためには、どのようなことが重要だと思いますか。

家庭における男性の参画をもっと進めるためには、どのようなことが重要だと思うかについて、女性は、「男性が家事や育児・介護などをするに対して社会全体の理解を深める」が68.0%で最も多く、次いで「男性が取りやすいような育児休業、介護休業制度を徹底する」が52.6%となっています。

一方で、男性は、「男性が取りやすいような育児休業、介護休業制度を徹底する」が59.1%で最も多く、次いで「男性が家事や育児・介護などをするに対して社会全体の理解を深める」が55.2%となっています。

男女ともに、休業制度の徹底や、社会全体の理解を求めています。

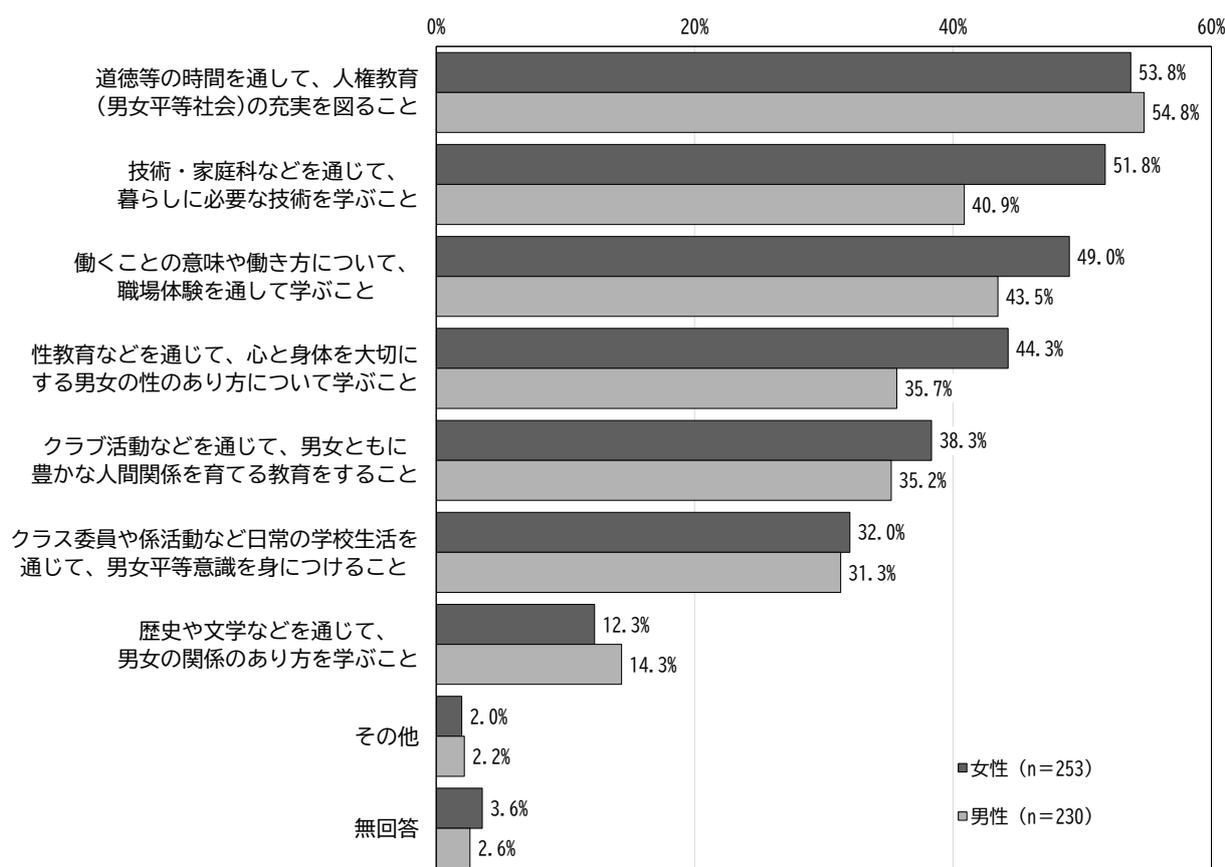


(3) 学校教育で力を入れてほしいこと

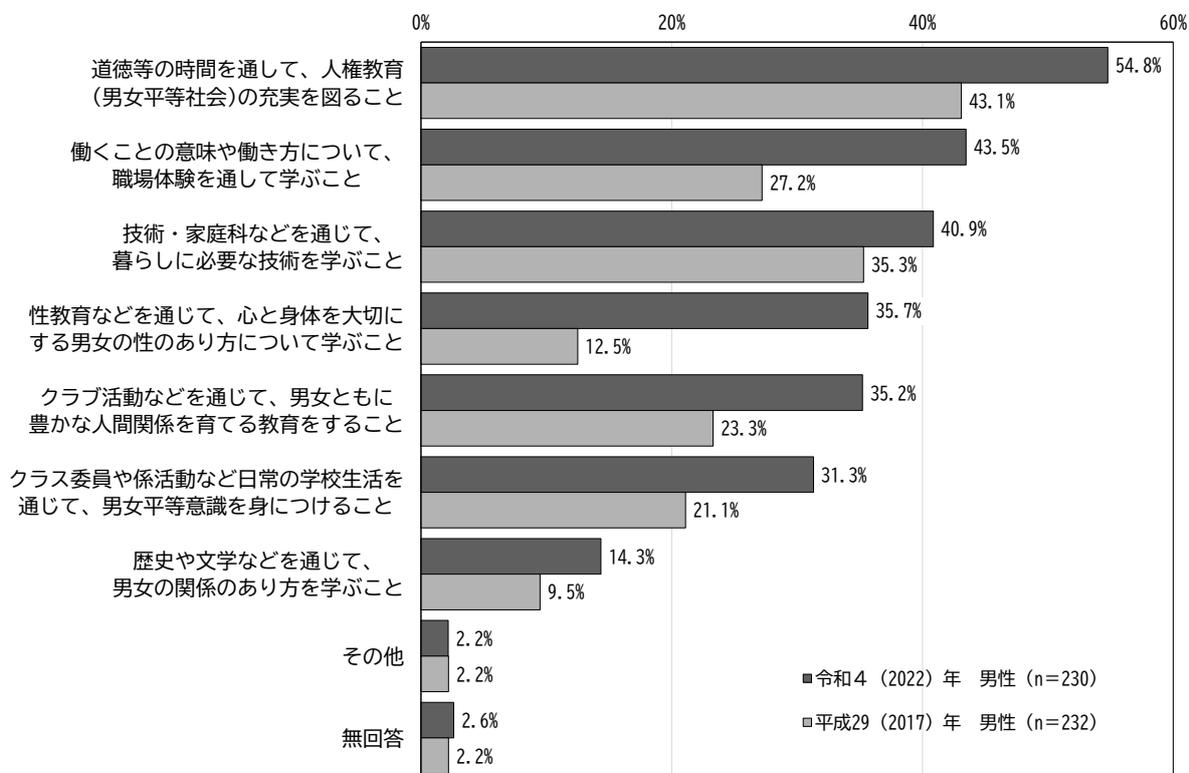
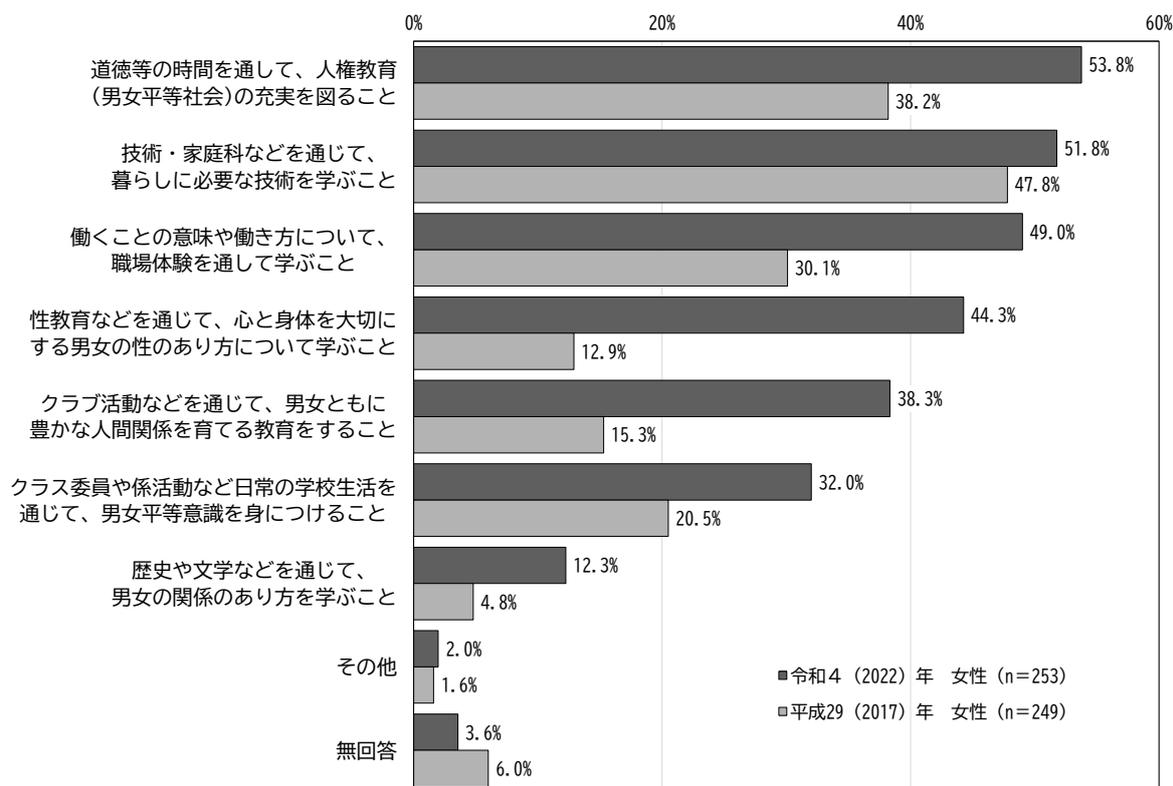
問. 男女が、対等な関係で協力しあって暮らす社会を作るために、学校教育の中で特に力を入れてほしいと思うものは何ですか。

学校教育の中で特に力を入れてほしいと思うことは、男女ともに「道德等の時間を通して、人権教育(男女平等社会)の充実を図ること」が最も多く、次いで女性は「技術・家庭科などを通じて、暮らしに必要な技術を学ぶこと」で、男性は「働くことの意味や働き方について、職場体験を通して学ぶこと」となっています。

平成 29 (2017) 年の調査と比較すると、女性は「道德等の時間を通して、人権教育(男女平等社会)の充実を図ること」は 15.6 ポイント増加しており、「性教育などを通じて、心と身体を大切にする男女の性のあり方について学ぶこと」の割合は 31.4 ポイント増加しています。一方で、男性は「性教育などを通じて、心と身体を大切にする男女の性のあり方について学ぶこと」の割合が 23.2 ポイント、「働くことの意味や働き方について、職場体験を通して学ぶこと」の割合が 16.3 ポイント増加しています。



【平成 29（2017）年調査時との比較】



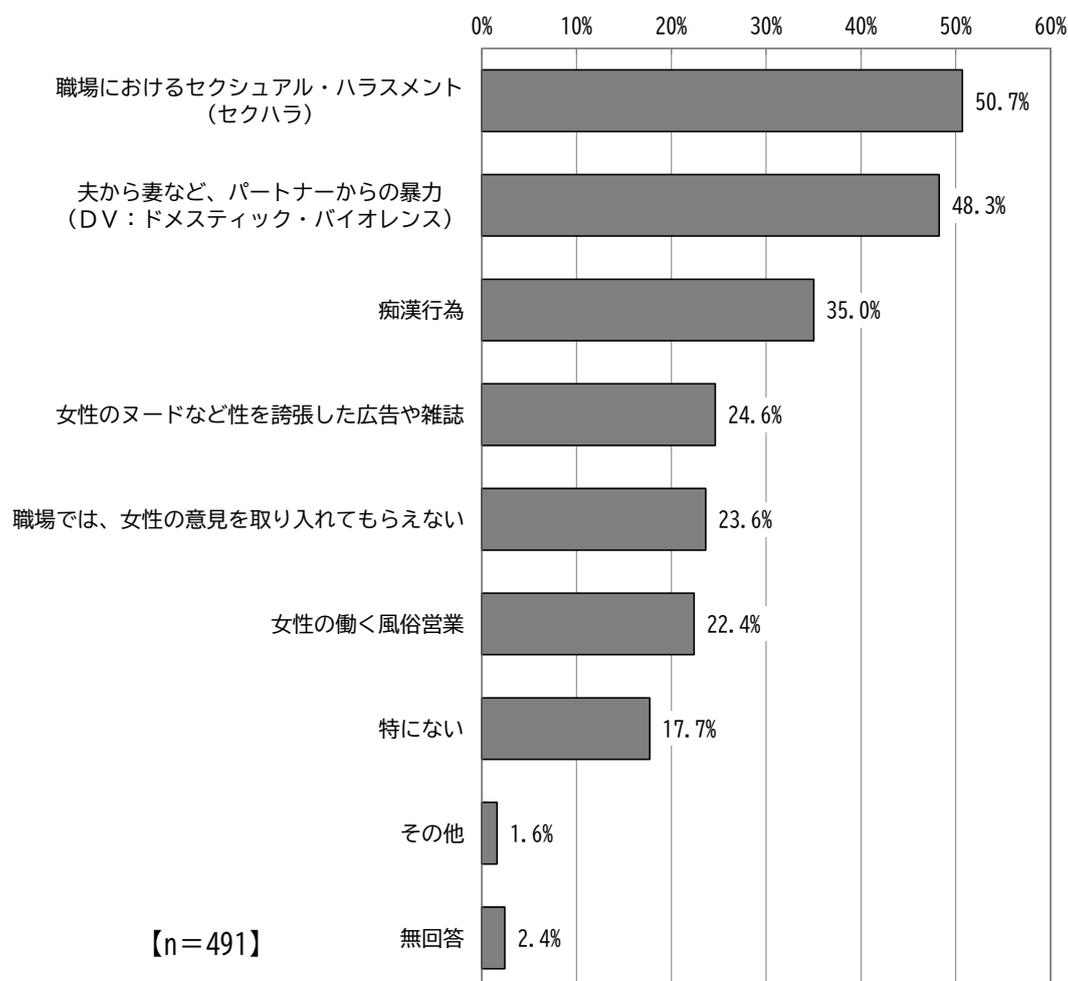
(4) 人権問題

問. あなたは、どのようなときに女性の人権が尊重されていないと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

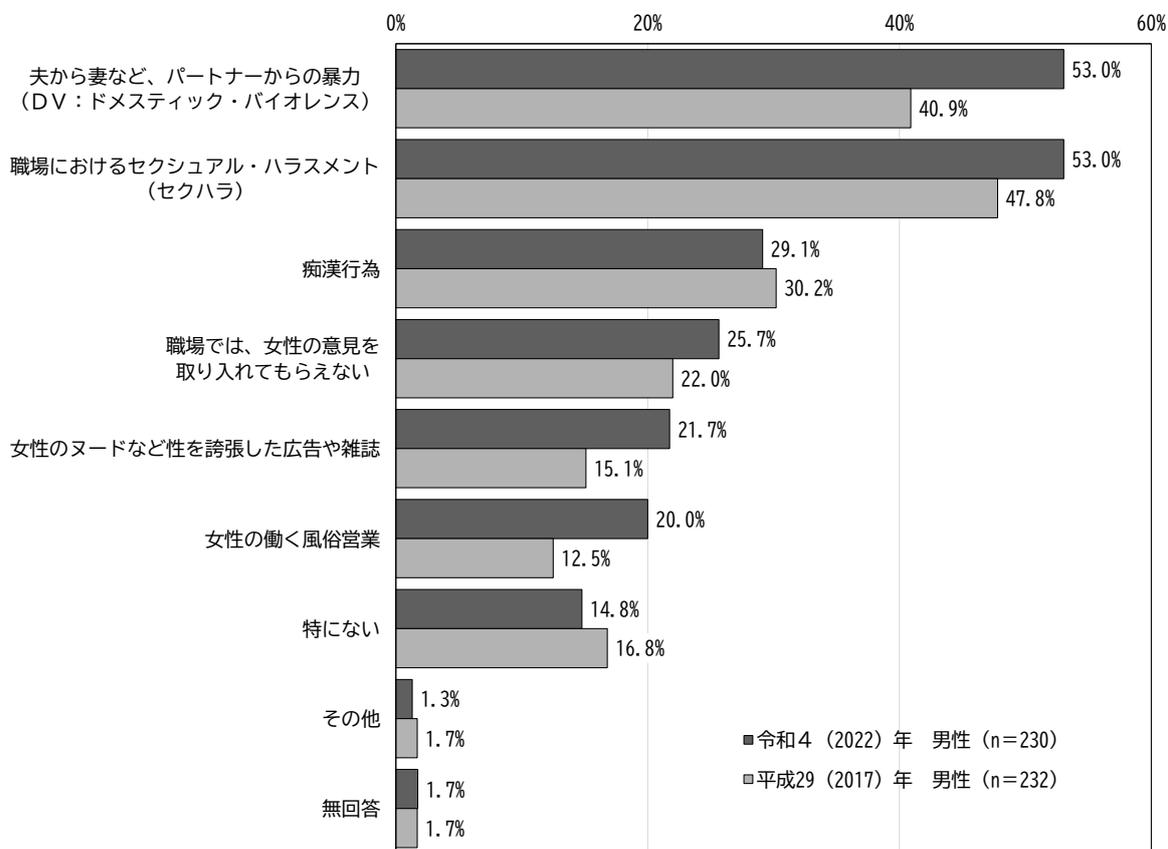
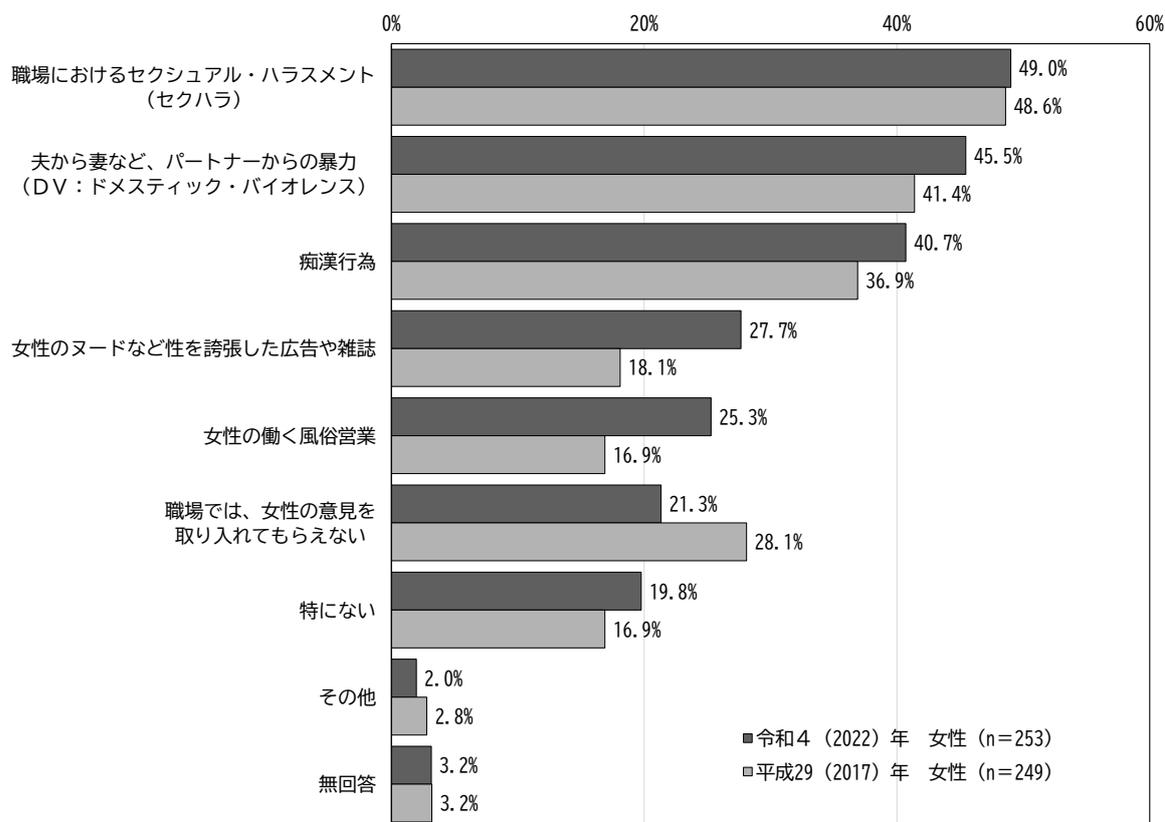
どのようなときに女性の人権が尊重されていないかは、「職場におけるセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）」が最も多く、次いで「夫から妻など、パートナーからの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）」となっており、ハラスメントに対して女性の人権が尊重されていないという割合が多くなっています。

平成 29（2017）年の調査と比較すると、女性は、「女性のヌードなど性を誇張した広告や雑誌」の割合が 9.6 ポイント増加し、「職場では、女性の意見を取り入れてもらえない」の割合が 6.8 ポイント減少しました。

一方で、男性は、「夫から妻など、パートナーからの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）」の割合が 12.1 ポイント、「女性の働く風俗営業」の割合が 7.5 ポイント増加しています。



【平成 29（2017）年調査時との比較】

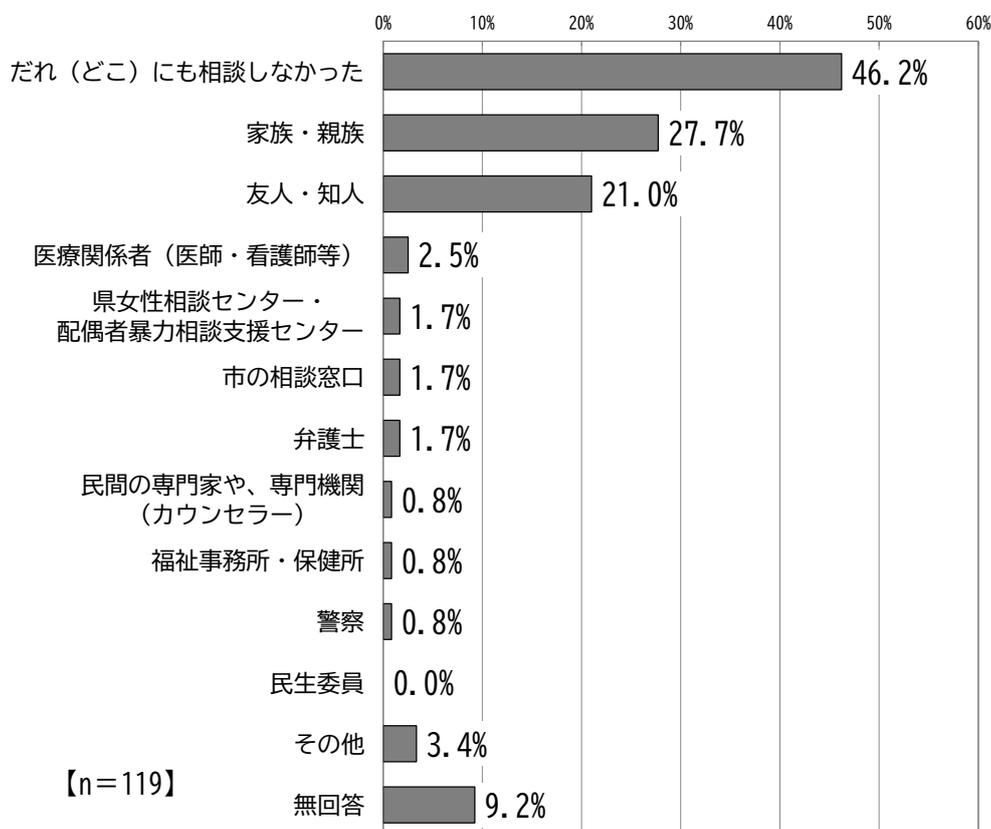


問. あなたが、ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害にあったとき、だれ（どこ）に相談しましたか。

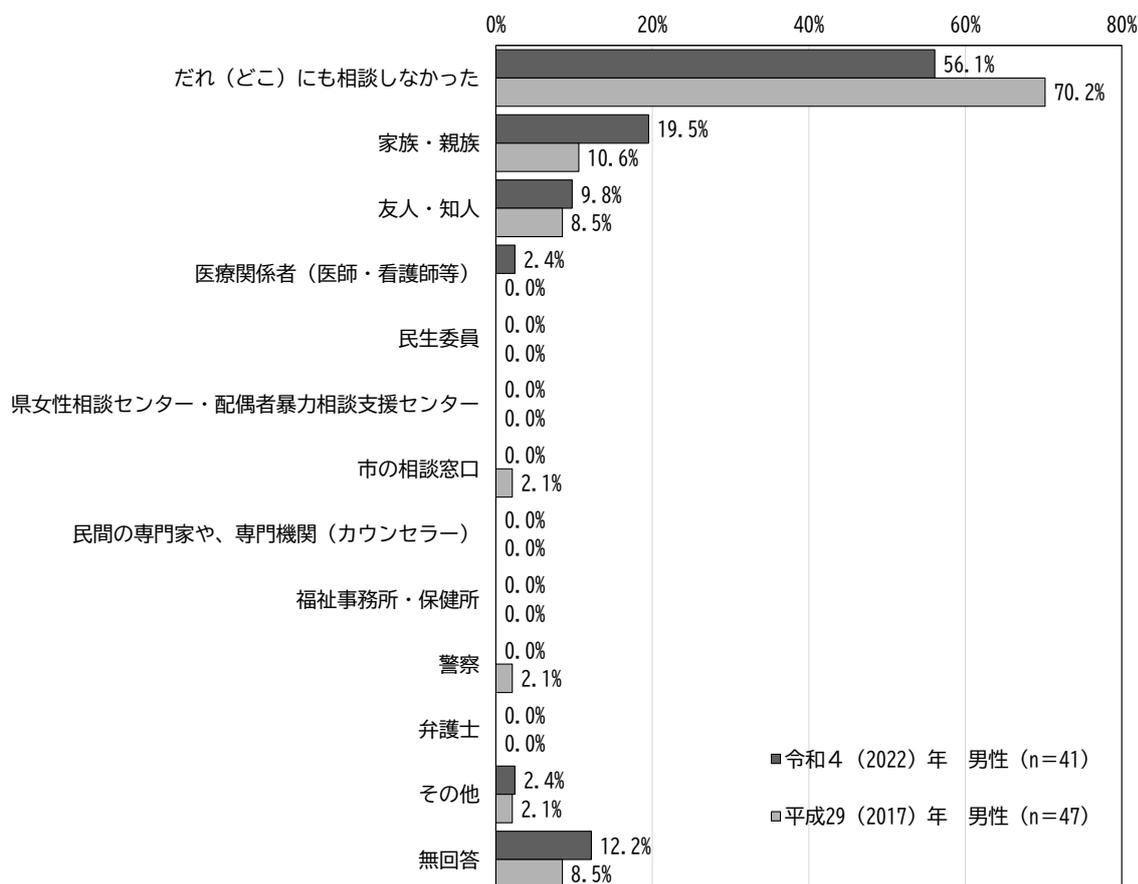
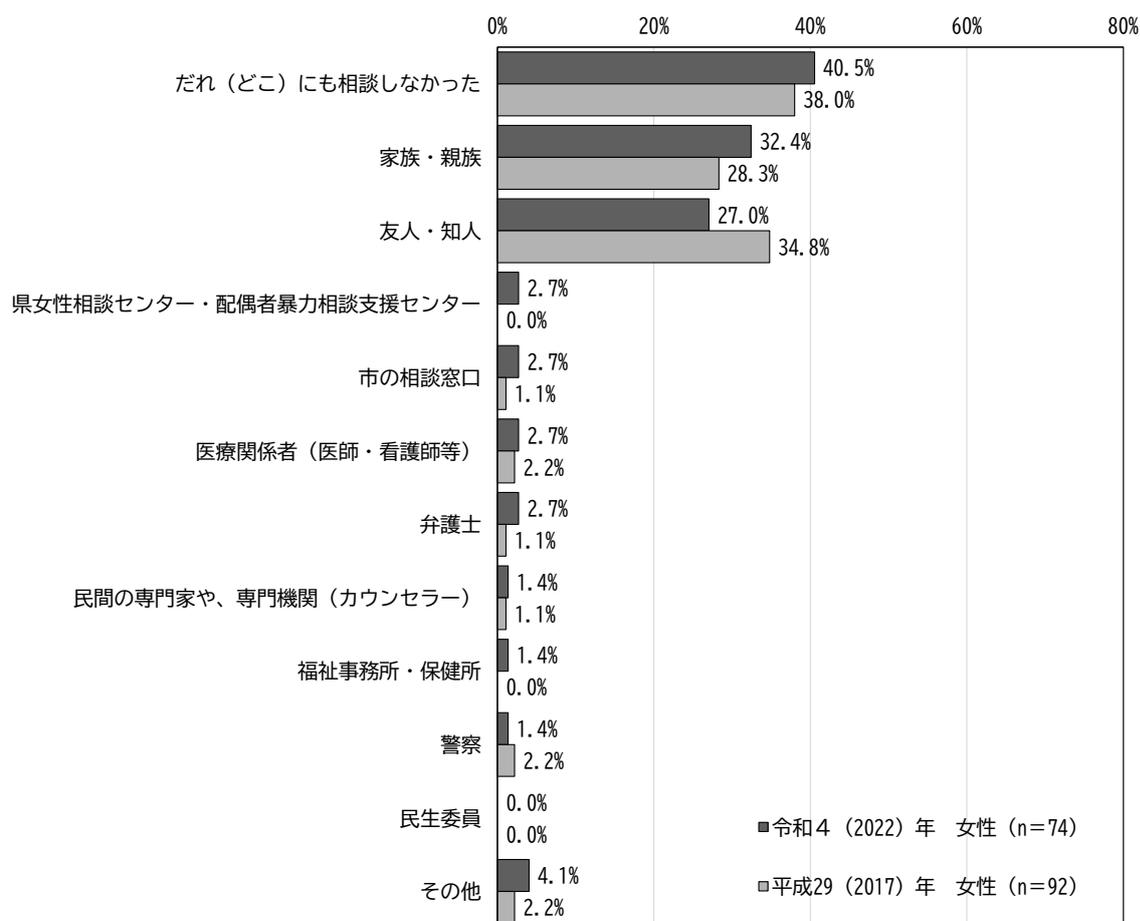
ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害にあったとき、だれ（どこ）に相談したかは、「だれ（どこ）にも相談しなかった」が46.2%と最も多く、次いで「家族・親戚」が27.7%、「友人・知人」が21.0%となっています。

平成29（2017）年の調査と比較すると、女性は、「だれ（どこ）にも相談しなかった」の割合が2.5ポイント、「家族・親戚」の割合が4.1ポイント増加し、「友人・知人」の割合が7.8ポイント減少しました。

一方で、男性は、「だれ（どこ）にも相談しなかった」の割合が14.1ポイント減少し、「家族・親戚」の割合が8.9ポイント増加しています。



【平成 29（2017）年調査時との比較】



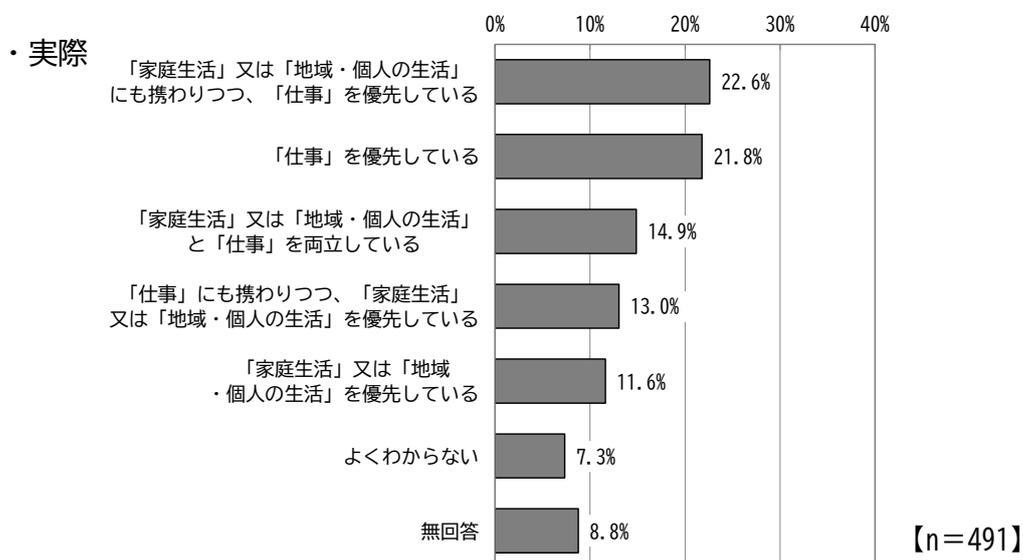
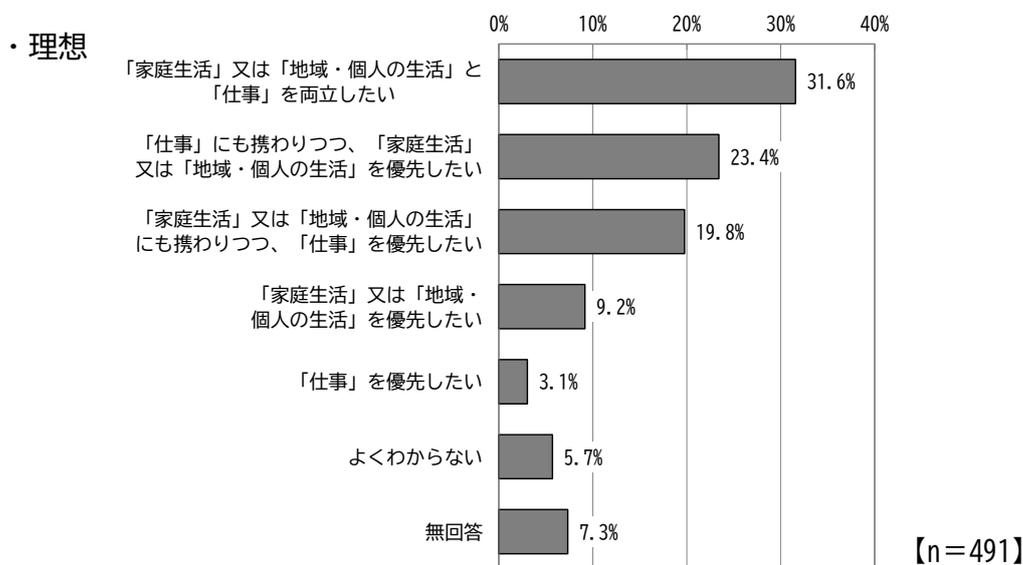
(5) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

問. 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の状況において、理想はどうあるべきだと思いますか。また実際はどうですか。

「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の状況において、理想はどうあるべきかについて、理想は『「家庭生活」又は「地域・個人の生活」と「仕事」を両立したい』が31.6%と最も多く、次いで『「仕事」にも携わりつつ、「家庭生活」又は「地域・個人の生活」を優先したい』が23.4%となっています。

一方で、実際は、『「家庭生活」又は「地域・個人の生活」にも携わりつつ、「仕事」を優先している』が22.6%で最も多く、次いで『「仕事」を優先している』が21.8%となっています。

理想として『「仕事」を優先したい』が3.1%に対し、実際は『「仕事」を優先している』が21.8%であることから、「仕事」又は「家庭生活」、「地域・個人の生活」を両立したいと思いつつも、実際には「仕事」を優先しているようです。



【平成 29（2017）年調査時との比較】

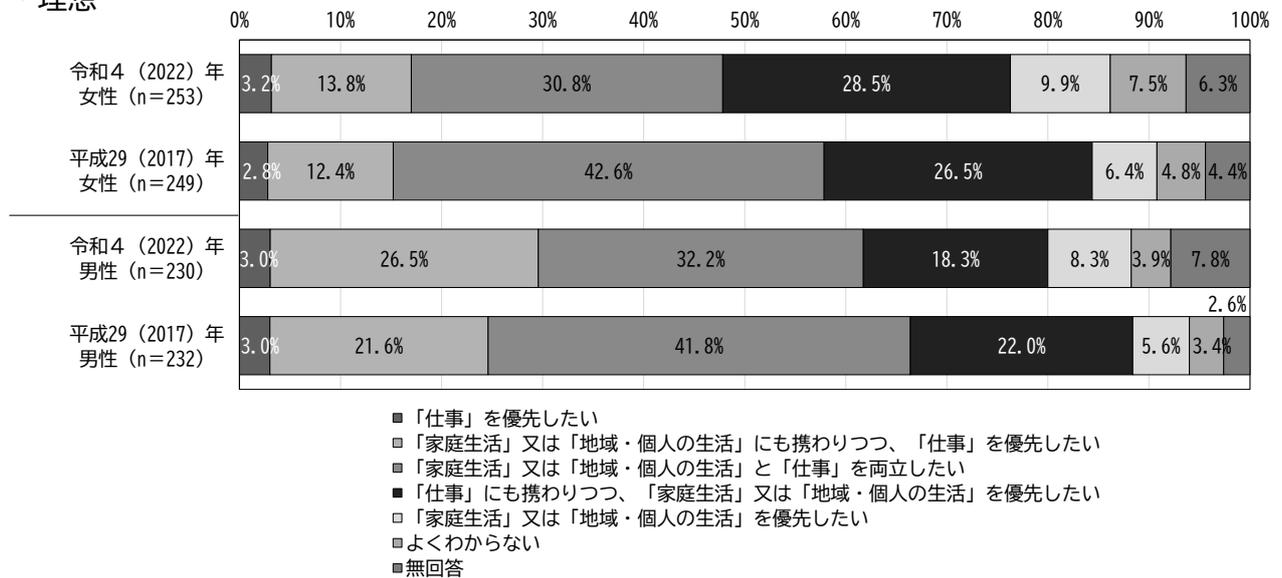
平成 29（2017）年の調査と比較すると、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の理想の状況について、男女ともに『「家庭生活」又は「地域・個人の生活」と「仕事」を両立したい』が最も多く、女性が 30.8%、男性が 32.2%となっていますが、平成 29（2017）年の調査時と比べて減少しています。

一方で、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の実際の状況について、『「家庭生活」又は「地域・個人の生活」と「仕事」を両立している』の割合は、女性が 18.6%、男性が 10.4%となっており、平成 29（2017）年の調査時と比べて若干増加しています。

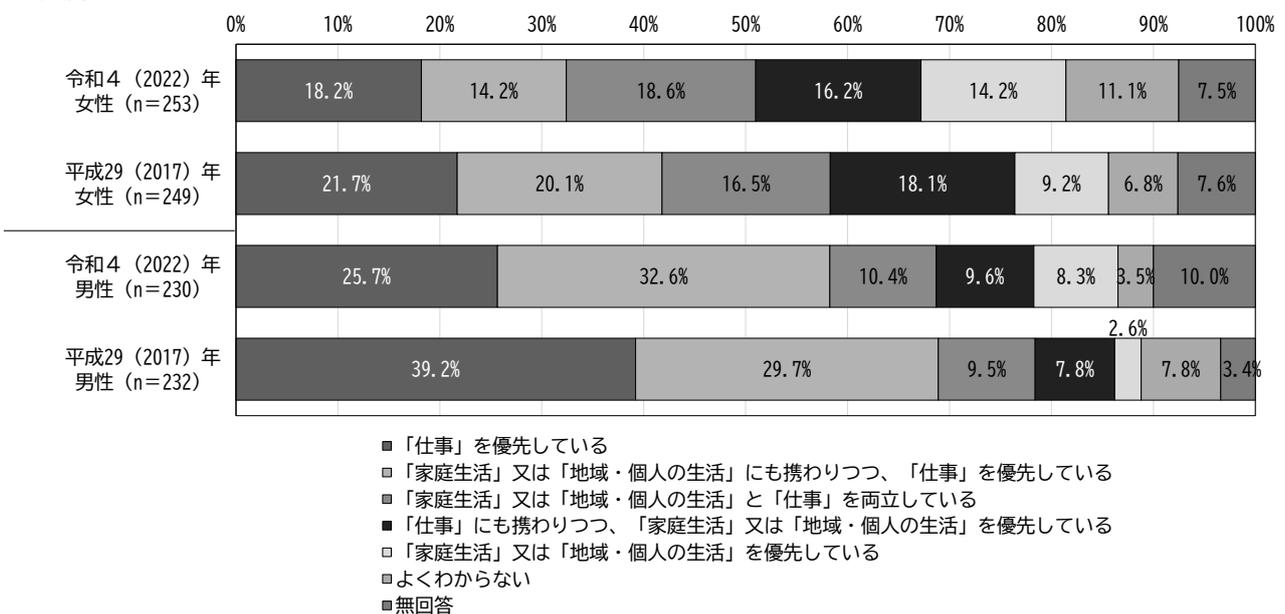
また、男女ともに『「仕事」を優先している』割合は前回調査から減少しています。

このことから、次第に両立できるようになってきているようにみられますが、理想と実際にはまだギャップがあるようです。

・理想



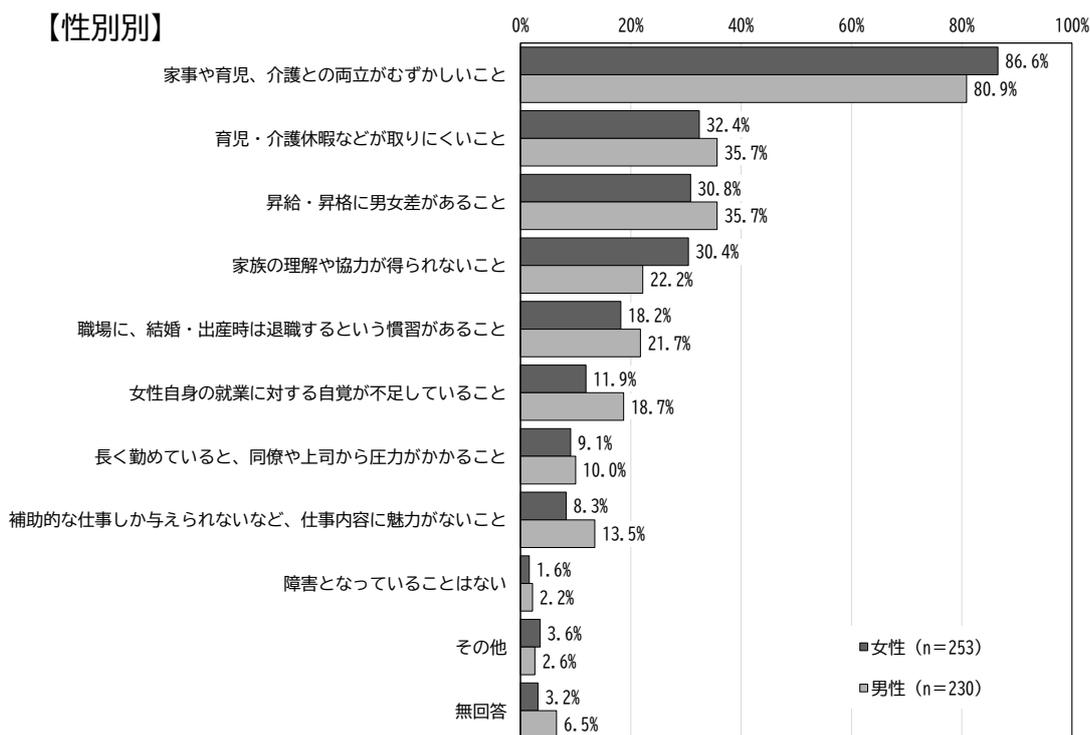
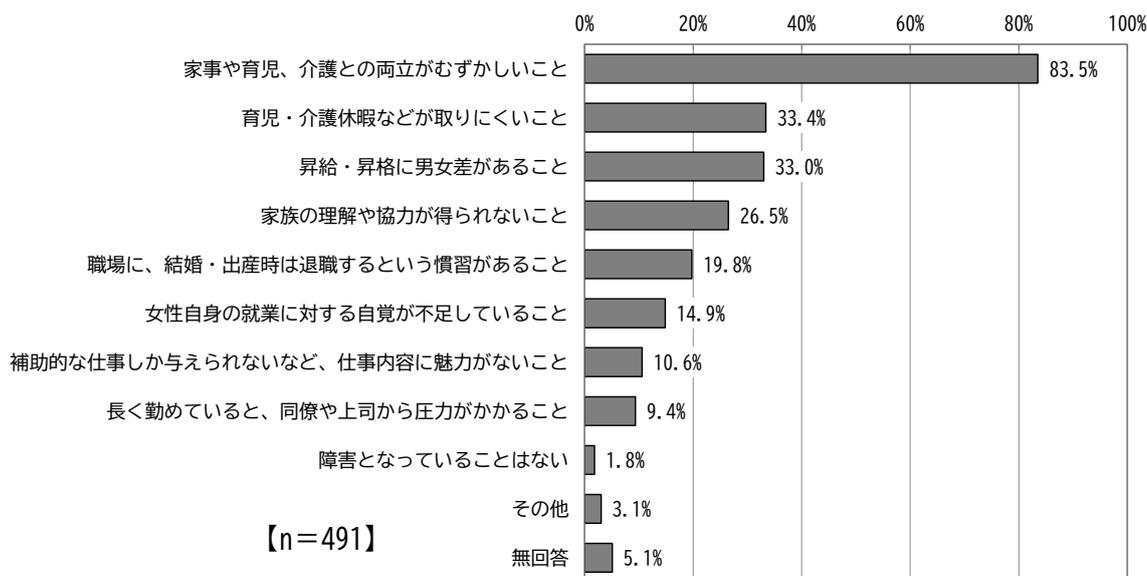
・実際



(6) 女性の社会進出への問題点

問. 女性が仕事を続けていくうえで、障害になっていることは何だと思えますか。

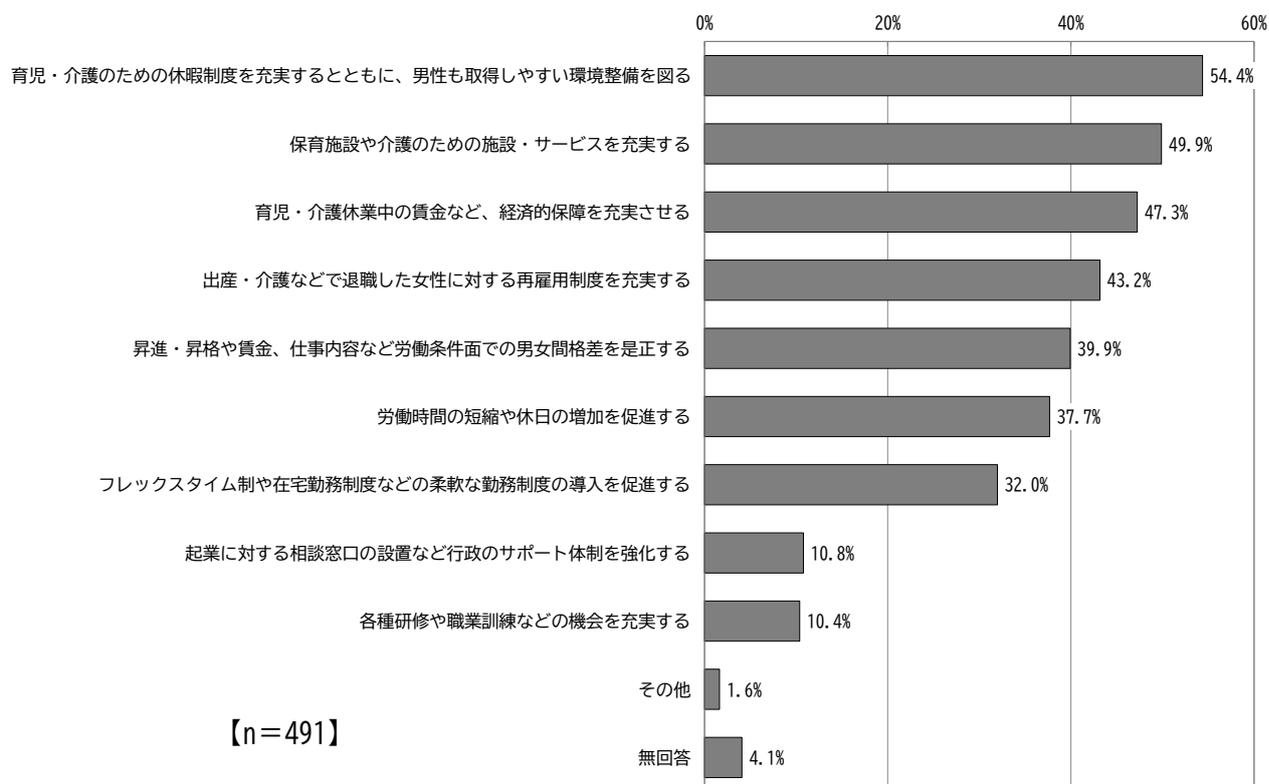
女性が仕事を続けていくうえで、障害になっていることは何だと思うかについては、「家事や育児、介護との両立がむずかしいこと」が83.5%と最も多く、次いで「育児・介護休暇などが取りにくいこと」が33.4%、「昇給・昇格に男女差があること」が33.0%となっています。制度の拡充や周囲の意識改革によって問題を解決していくことが求められています。



問. あなたは、男性も女性も働きやすい社会にするためには、どんなことが必要だと思いますか。

男性も女性も働きやすい社会にするために必要だと思うことについては、「育児・介護のための休暇制度を充実するとともに、男性も取得しやすい環境整備を図る」が 54.4%と最も多く、次いで「保育施設や介護のための施設・サービスを充実する」が 49.9%、「育児・介護休業中の賃金など、経済的保障を充実させる」が 47.3%となっています。

性別に関係なく、休暇制度や施設の充実など、就労環境の整備が求められており、就労しながらでも育児、介護が安心してできる環境整備が必要です。



(7) 固定的役割分担意識

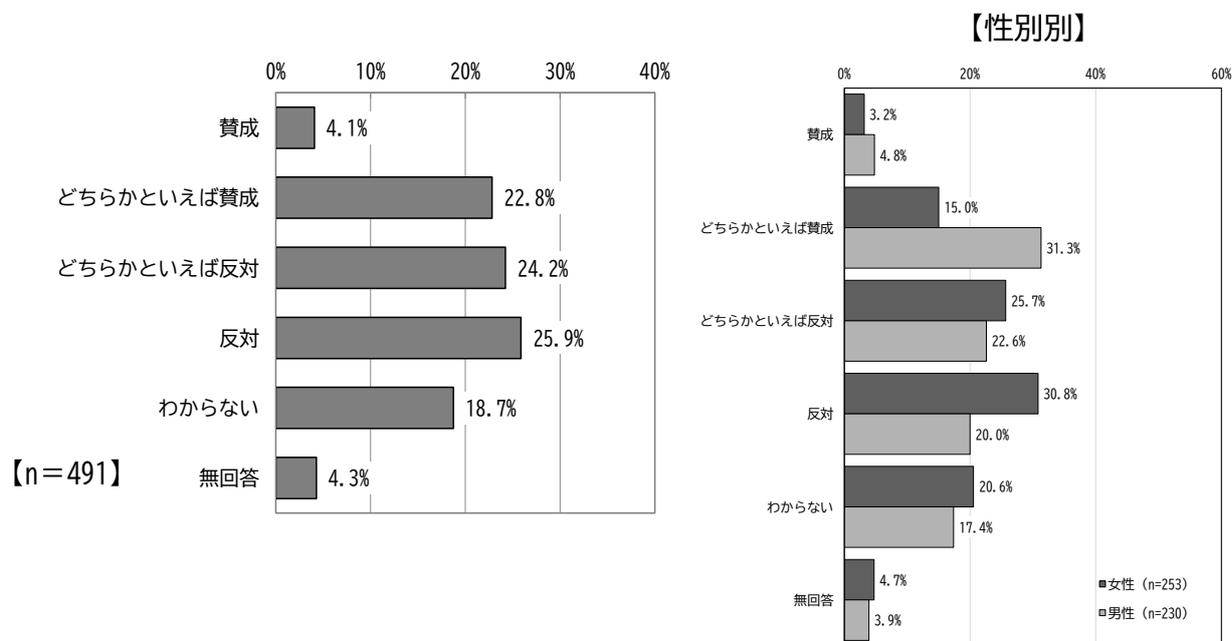
問. 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」との考え方についてあなたは、どう思いますか。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」との考え方をどう思うかについて、「賛成」(4.1%)と「どちらかといえば賛成」(22.8%)を合わせた『賛成』は26.9%で、「どちらかといえば反対」(24.2%)と「反対」(25.9%)を合わせた『反対』は50.1%となっています。

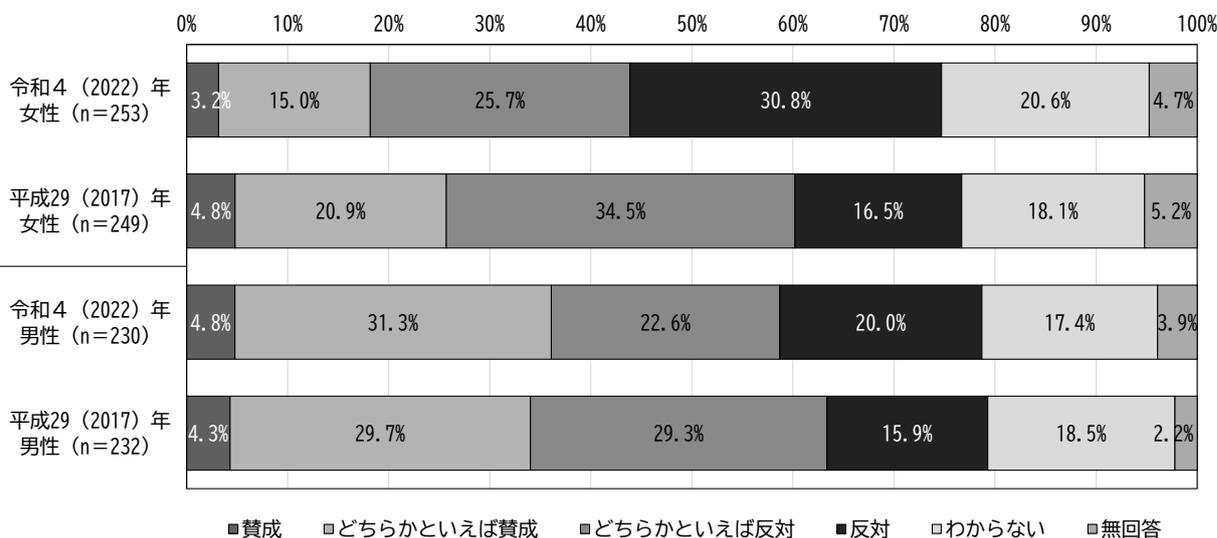
平成29(2017)年の調査と比較すると、女性は、「賛成」、「どちらかといえば賛成」を合わせた『賛成』が7.5ポイント減少し、「どちらかといえば反対」、「反対」を合わせた『反対』が5.5ポイント増加しています。

一方で、男性は、あまり変化はみられませんでした。令和4(2022)年では「どちらかといえば反対」(22.6%)、「反対」(20.0%)を合わせた『反対』が42.6%となっています。

依然として、男女の意識の差に開きがあるようですが、徐々に意識は変化しています。



【平成29(2017)年調査時との比較】



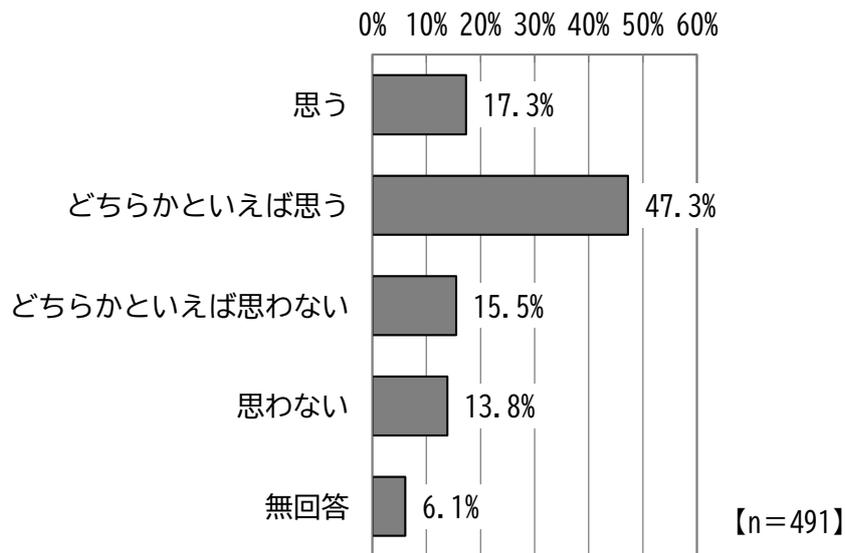
(8) 性的マイノリティについて

問. あなたは、性的マイノリティ（又はLGBTQ）に対する社会的な関心が高まっていると思いますか。

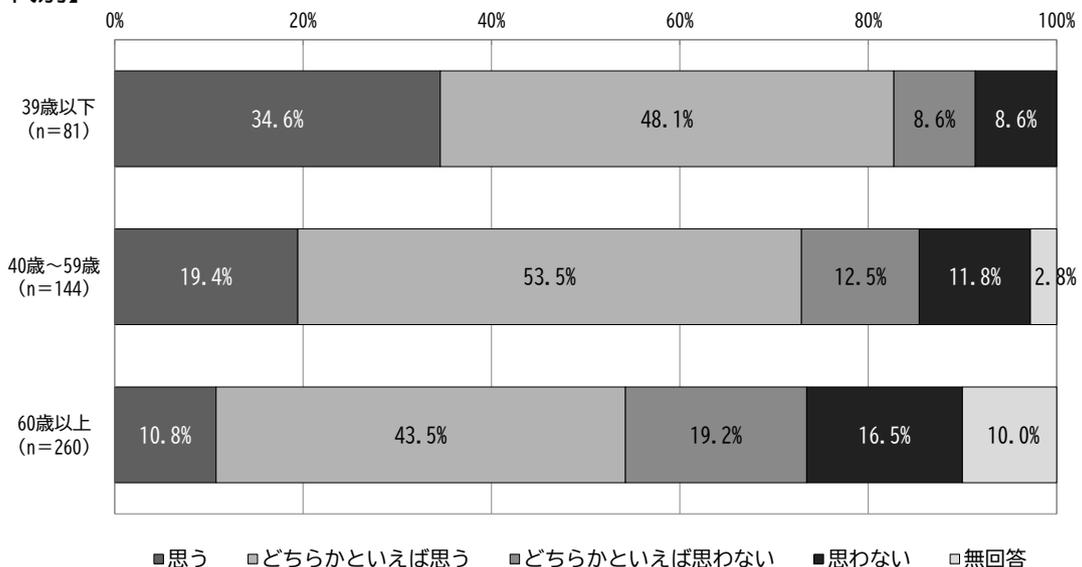
性的マイノリティに対する社会的な関心が高まっていると思うかについては、「思う」（17.3%）、「どちらかといえば思う」（47.3%）を合わせた『思う（計）』が64.6%となっていて、「どちらかといえば思わない」（15.5%）、「思わない」（13.8%）を合わせた『思わない（計）』が29.3%となっています。

また、年代別でみると、「39歳以下」の世代では、「思う」（34.6%）、「どちらかといえば思う」（48.1%）を合わせた『思う（計）』が82.7%に対し、「60歳以上」の世代では、「思う」（10.8%）、「どちらかといえば思う」（43.5%）を合わせた『思う（計）』が54.3%となっており、高齢者層になるほど「思う」割合が低くなっています。

このことから、社会全体では関心が高まっている傾向がみられますが、世代間には大きなギャップがあるようです。



【年代別】

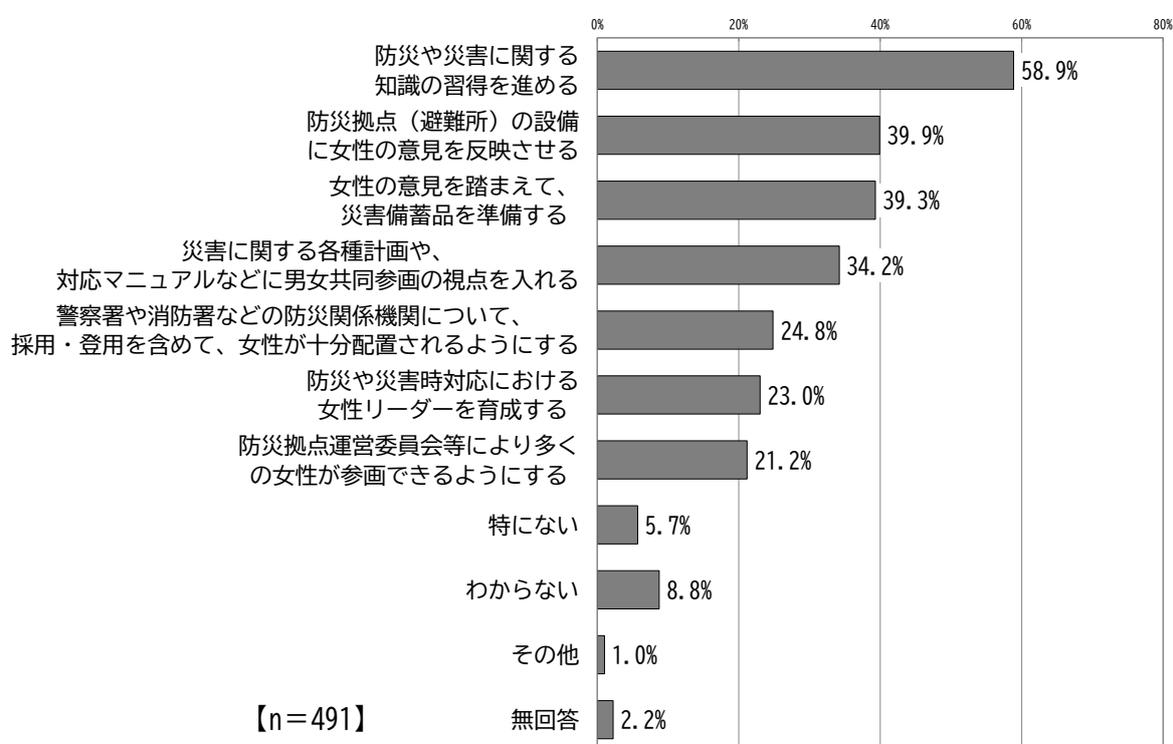


(9) 防災対策について

問. あなたは、地域における防災・災害対策において、男女共同参画の視点で特に重要なことは何だと思いますか。

地域における防災・災害対策において、男女共同参画の視点で特に重要なことについて、「防災や災害に関する知識の習得を進める」が 58.9%と最も多く、次いで「防災拠点（避難所）の設備に女性の意見を反映させる」が 39.9%、「女性の意見を踏まえて、災害備蓄品を準備する」が 39.3%、「災害に関する各種計画や、対応マニュアルなどに男女共同参画の視点を入れる」が 34.2%となっています。

防災対策に女性の意見を取り入れることが求められています。



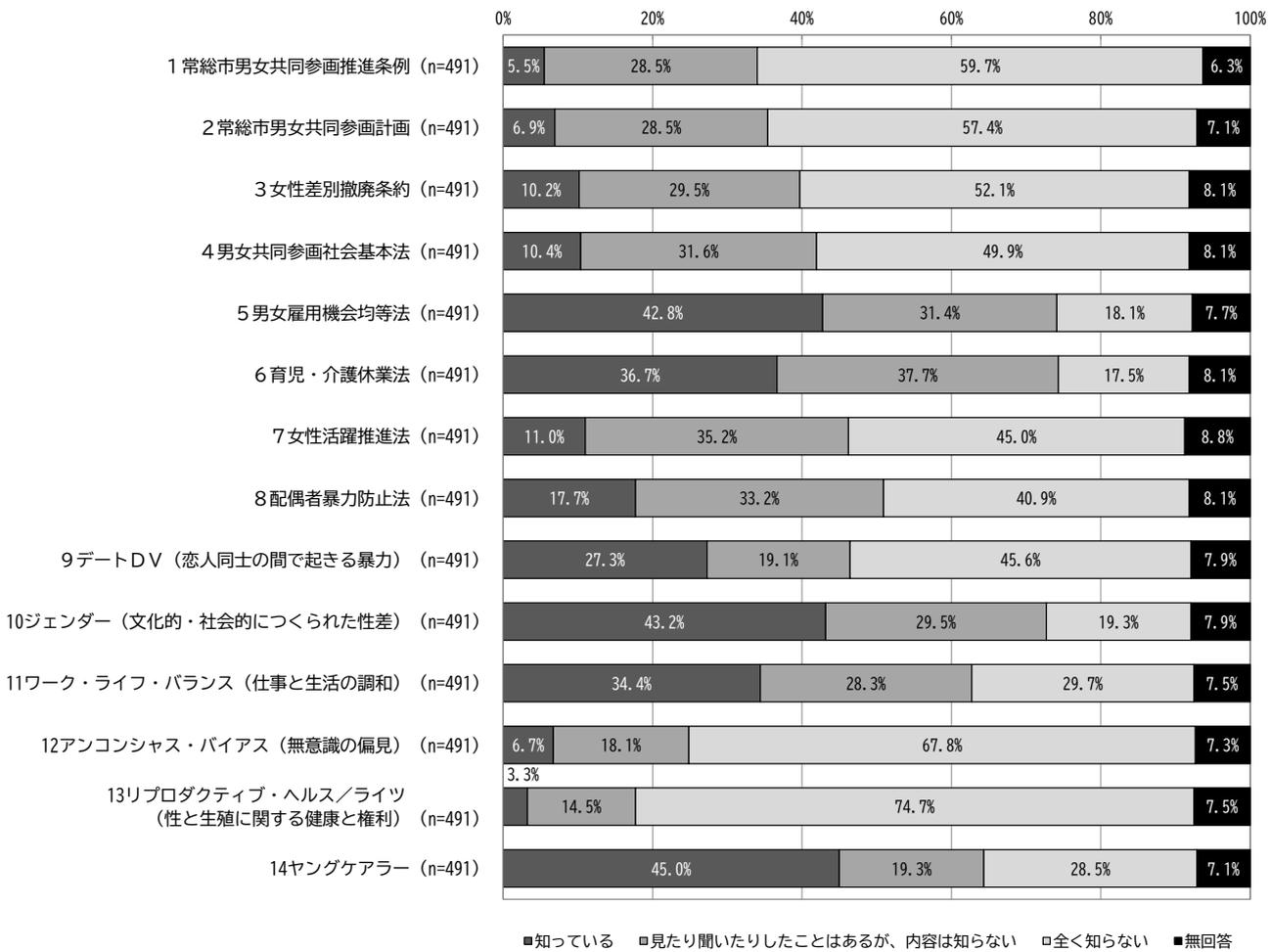
(10) 男女共同参画に関する言葉の認知度

問. あなたは、次にあげた言葉を見たり聞いたりしたことはありますか。また、内容をご存知ですか。

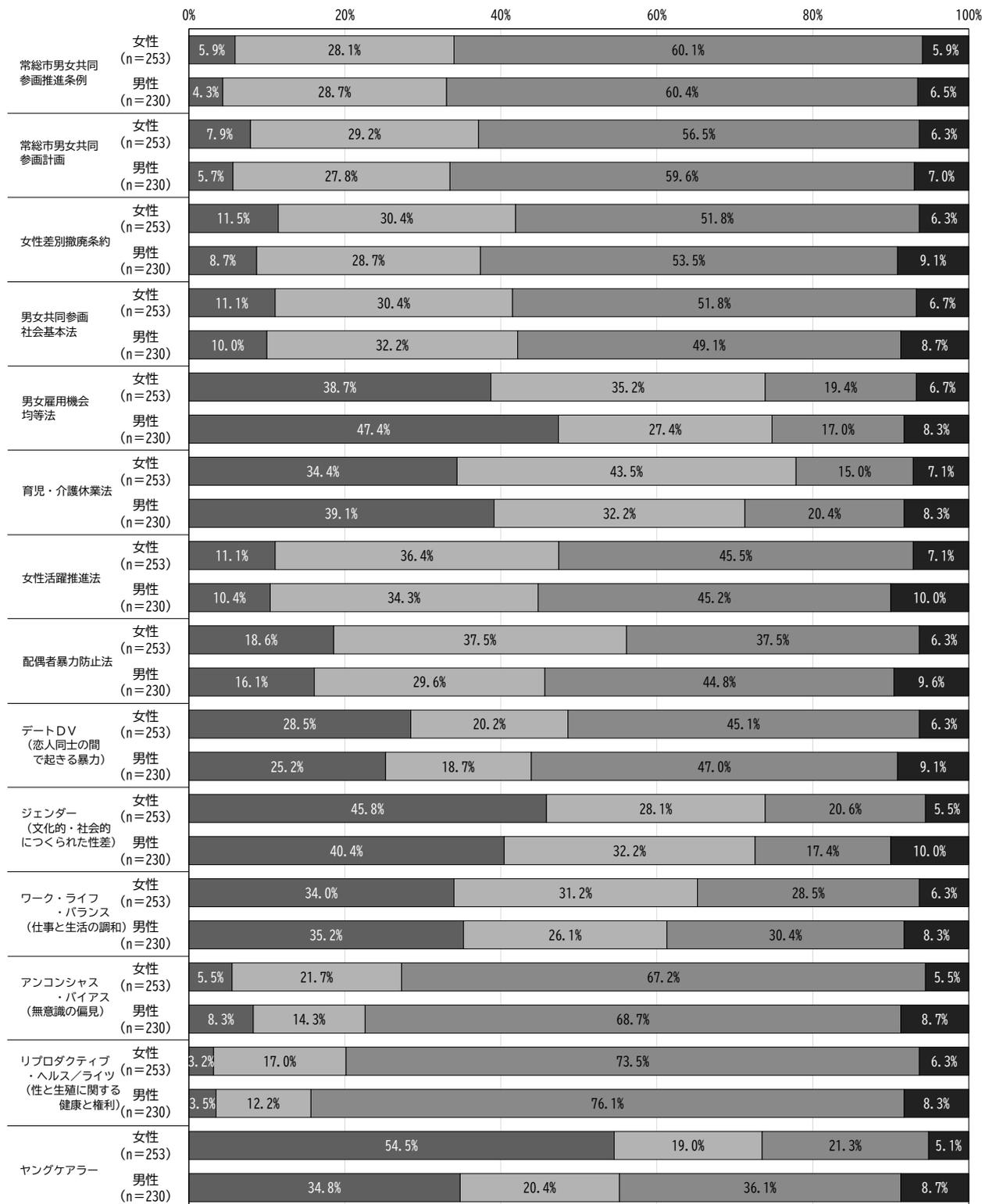
言葉の認知度については、「知っている」で最も多いのは『ヤングケアラー』が45.0%、次いで『ジェンダー（文化的・社会的につくられた性差）』が43.2%、『男女雇用機会均等法』が42.8%となっています。

反対に、「全く知らない」で最も多いのは『リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）』が74.7%、次いで『アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）』が67.8%、『常総市男女共同参画推進条例』が59.7%となっています。また、「見たり聞いたりしたことはあるが、内容は知らない」で最も多いのは『育児・介護休業法』が37.7%、次いで『女性活躍推進法』が35.2%、『配偶者暴力防止法』が33.2%となっています。

言葉によって、認知度は高くなっているものの、法律などは内容までは知らないという回答も多くなっており、さらなる周知徹底が必要です。



【性別別】



■知っている □見たり聞いたりしたことはあるが、内容は知らない ■全く知らない ■無回答

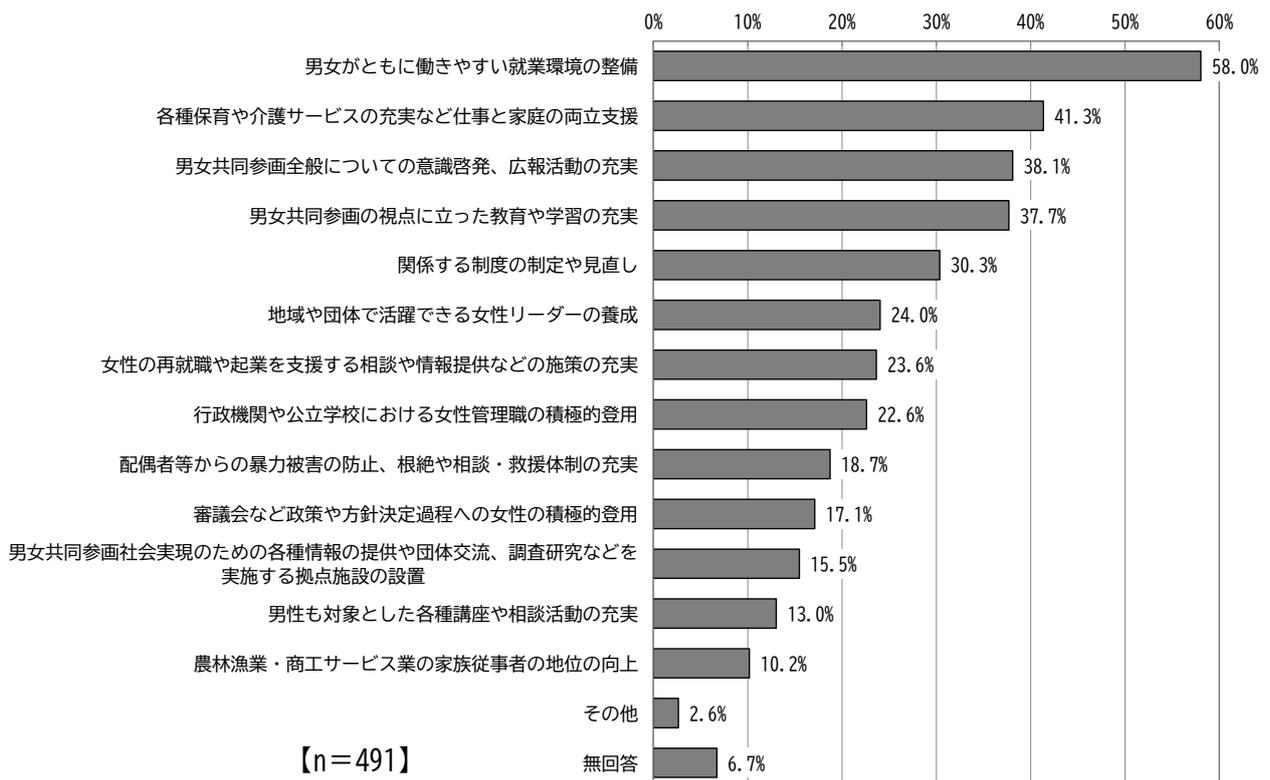
(11) 男女共同参画社会を実現するために、今後市が力を入れるべきこと

問. 男女共同参画社会を実現するためには、市は今後どのようなことに力をいれていくべきだと思いますか。

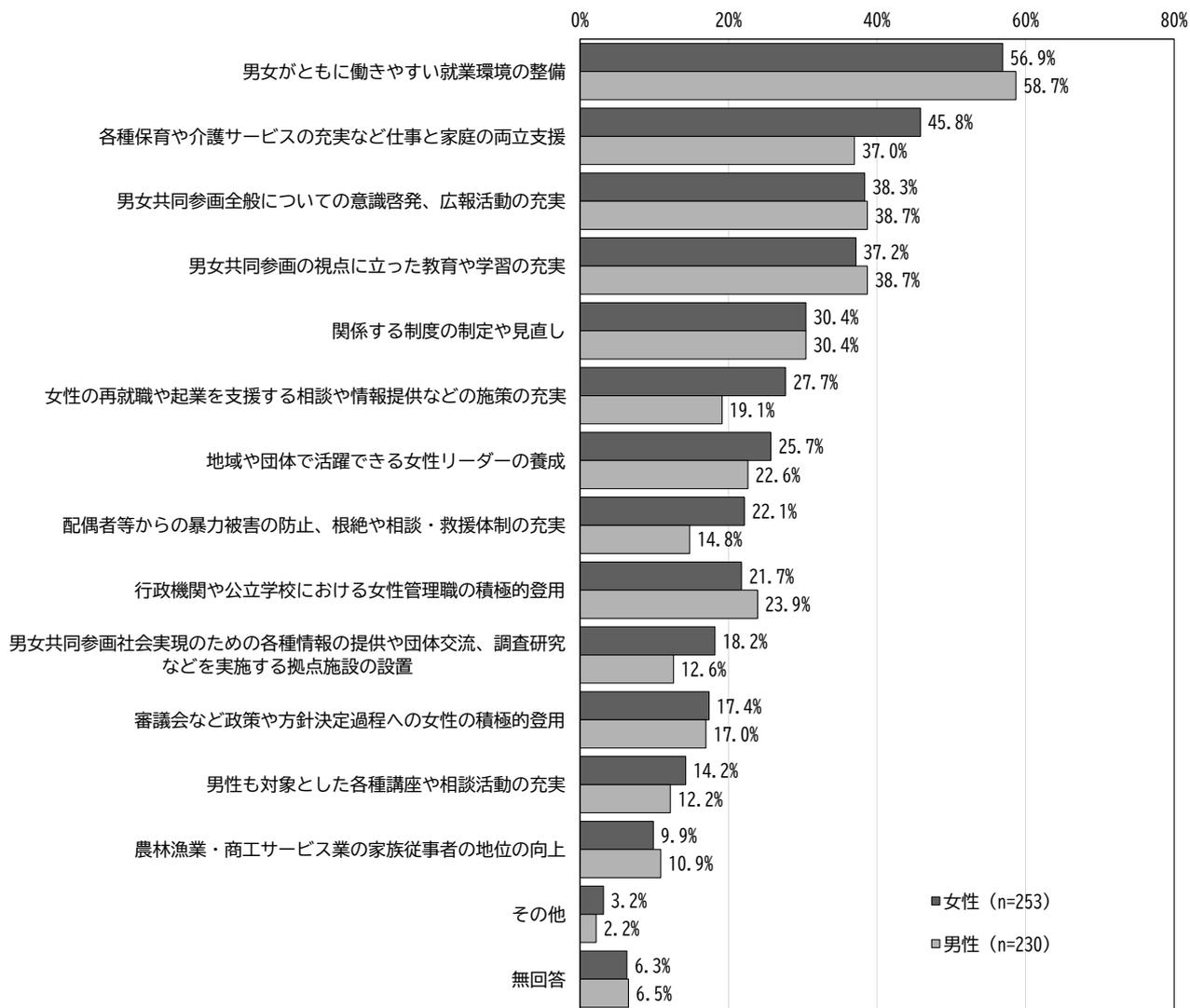
男女共同参画社会を実現するために、市は今後どのようなことに力をいれていくべきだと思うかについては、「男女がともに働きやすい就業環境の整備」が58.0%と最も多く、次いで「各種保育や介護サービスの充実など仕事と家庭の両立支援」が41.3%、「男女共同参画全般についての意識啓発、広報活動の充実」が38.1%となっています。

性別別にみると、男女ともに「男女がともに働きやすい就業環境の整備」が最も多く、次いで女性は「各種保育や介護サービスの充実など仕事と家庭の両立支援」が45.8%、男性は「男女共同参画全般についての意識啓発、広報活動の充実」、「男女共同参画の視点に立った教育や学習の充実」がともに38.7%となっています。

性別に関係なく就業環境の整備は求められており、女性は仕事と家庭の両立支援を、男性は男女共同参画全般についての意識啓発、広報活動、教育等を求めている傾向がみられます。



【性別別】



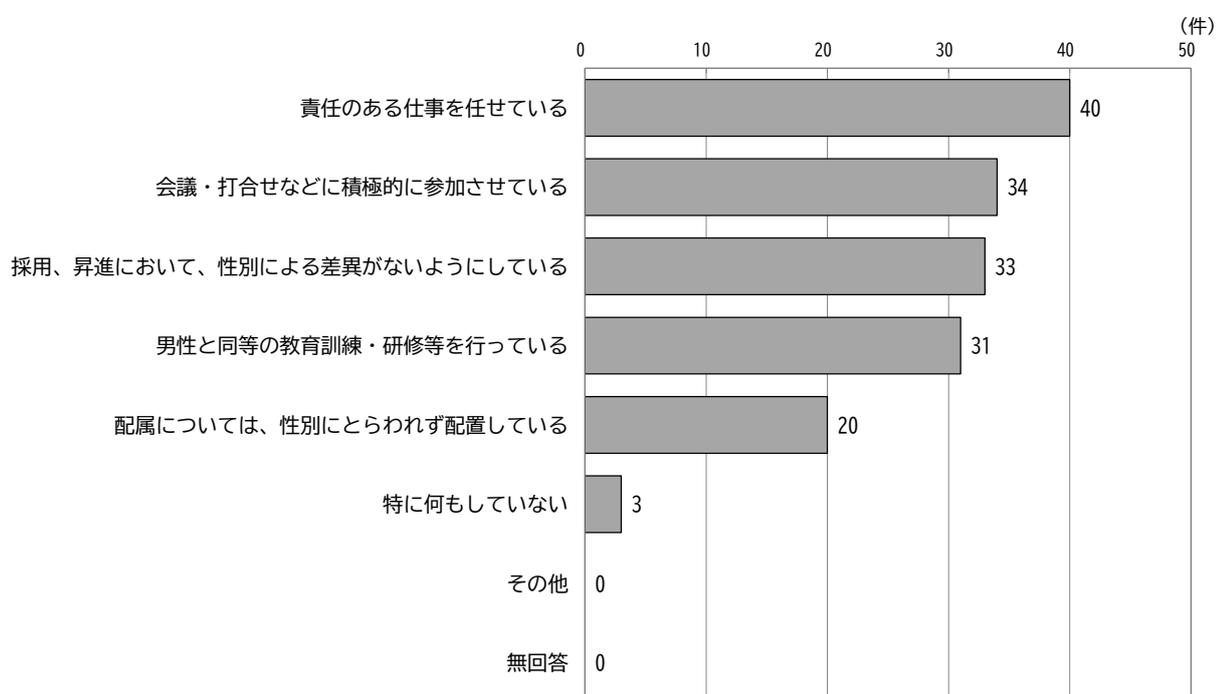
2 企業意識調査結果概要

(1) 女性の活躍推進における取組について

問. 貴事業所は、女性の活躍を推進する上で、現在取り組んでいることがありますか。

女性の活躍を推進する上で、現在取り組んでいることは、「責任のある仕事を任せている」が40件と最も多く、次いで「会議・打合せなどに積極的に参加させている」が34件、「採用、昇進において、性別による差異がないようにしている」が33件となっています。

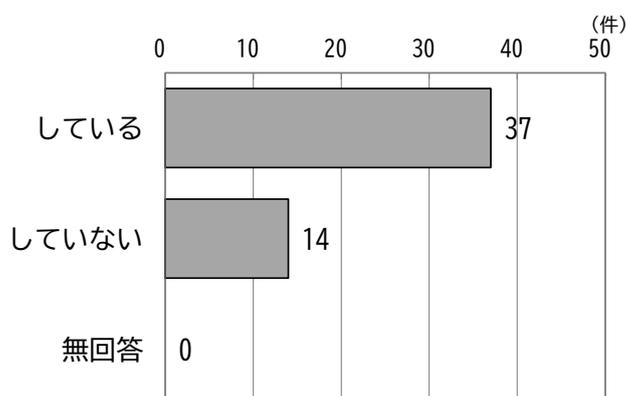
事業所においては、女性活躍を推進するための取組を行っている状況がみられますが、「特に何もしていない」が3件あり、さらなる意識啓発が必要です。



(2) ハラスメントについて

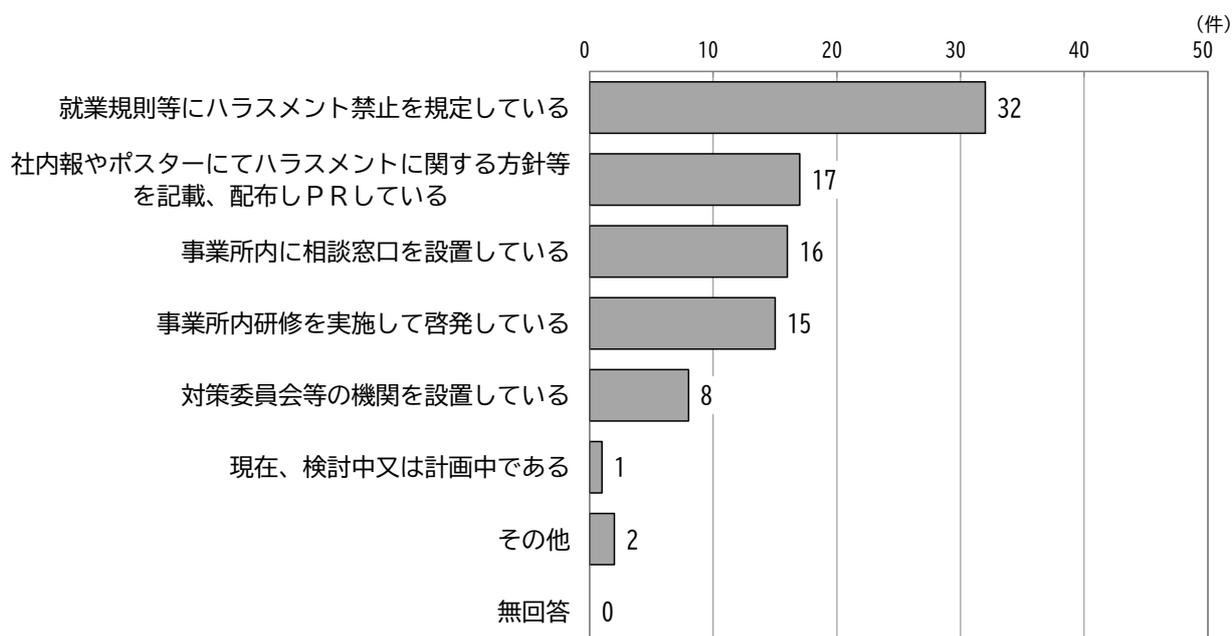
問. 貴事業所は、ハラスメントに対する取組をしていますか。

ハラスメントに対する取組をしているかについて、「している」と回答したのは37件で、「していない」と回答したのは14件となっています。約3割の事業所が取組をしていないと回答しています。



問. 「している」とお答えの方にお尋ねします。どのような取組をしていますか。

ハラスメントに対する取組内容としては、「就業規則等にハラスメント禁止を規定している」が32件で最も多く、次いで「社内報やポスターにてハラスメントに関する方針等を記載、配布しPRしている」が17件、「事業所内に相談窓口を設置している」が16件、「事業所内研修を実施して啓発している」が15件となっています。



3. 第2次常総市男女共同参画計画（後期実施計画）事業一覧

基本目標	第2次計画 事業番号	具体的な事業	区分	第3次計画 事業番号
1	1	「男女共同参画の視点から公的広報の手引き」を活用した行政文書の作成	事業内容変更	3
	2	男女共同参画広報紙「じょうそう」の発行や男女共同参画だよりの発行	継続実施	1
	3	市ホームページ上における男女共同参画に関する情報の提供と更新	継続実施	2
	4	あらゆる機会を通じた男女共同参画の啓発	事業統合	7
	5	あらゆる機会を通じた男女共同参画の啓発	事業統合	13
	6	あらゆる機会を通じた男女共同参画の啓発	事業廃止	-
	7	PTA総会などにおける保護者に対する男女共同参画の啓発	事業廃止	-
	8	DV（ドメスティック・バイオレンス）問題の周知	継続実施	35
	9	DV防止啓発	事業統合	36
	10	人権相談や市民相談、福祉相談等の窓口の周知	事業廃止	-
	11	人権相談や市民相談、福祉相談等の窓口の周知	継続実施	60
	12	人権相談や市民相談、福祉相談等の窓口の周知	継続実施	59
	13	結婚相談、ふれあいパーティーの開催	継続実施	62
	14	関係課及び関係機関との連携強化と相談体制の充実	事業廃止	-
	15	関係課及び関係機関との連携強化と相談体制の充実	継続実施	40
	16	女性相談窓口の周知	継続実施	61
	17	家庭教育学級などでの「出前講座」の充実	継続実施	20
	18	学校関係者等を対象とした男女共同参画の啓発	事業統合	36
	19	男性を対象とした家事講座の開催	事業統合	8
	20	市民・市内事業者を対象とした講演会の実施	事業統合	7
	21	男女共同参画関連図書の収集と企画展の実施	継続実施	6
	22	男女共同参画学習機会の情報提供	事業統合	2
	23	市民意見の積極的な聴取と情報公開	継続実施	4
	24	地域住民との協働による地区公民館講座と地区公民館まつりの充実	継続実施	12
	25	市民の声を活かした講座をつくるためのアンケートの実施	事業廃止	-
	26	地域活動における固定的性別役割分担意識の解消	事業統合	8
	27	人権・同和問題講演会や研修会などを通じた人権意識の高揚	継続実施	9
	28	市内事業所への情報提供	事業統合	69
	29	事業主及び労働者への仕事と家庭の両立に対する理解の促進	事業統合	65
	30	事業主及び労働者への仕事と家庭の両立に対する理解の促進	事業内容変更	66
	31	一般事業主行動計画の策定促進	継続実施	71
	32	職員研修の開催	事業廃止	-
	33	職員研修の開催	事業廃止	-
	34	研修会などによる育児・介護休業法の活用の促進	事業廃止	-
	35	女性職員の管理職への積極的な登用	事業廃止	-
	36	女性職員の研修等への参加支援	事業廃止	-
	37	職員におけるワーク・ライフ・バランスの推進	事業廃止	-
	38	一人ひとりの個性を生かす保育生活、学校生活の推進	事業内容変更	19
	39	一人ひとりの個性を生かす保育生活、学校生活の推進	継続実施	14
	40	男女共同参画を実践するための生活科、技術・家庭科、保健体育科授業の充実	事業廃止	-
	41	関係各課との連携による性教育及び思春期保健指導等の充実	事業内容変更	15
	42	市内在住外国人との交流会の実施	継続実施	26
	43	ALTを活用した学校における国際理解の促進	継続実施	24
2	44	ごみ問題に取り組むための勉強会の実施	事業廃止	-
	45	男性の家事・育児を対象とした事業の実施	事業統合	8
	46	子育てサークルの育成及び活動への充実	継続実施	45
	47	子育てサークルの育成及び活動への充実	事業廃止	-
	48	子育て講演会の開催	継続実施	41
	49	保護者を対象とした子育て相談の充実	継続実施	42
	50	託児付き講座・教室の実施	事業廃止	-
	51	男女で参加できる介護教室の充実	継続実施	52
	52	介護家族ネットワークの育成及び活動への支援	事業廃止	-
	53	介護ヘルパーの育成及び男性ヘルパー活用の促進	事業廃止	-
	54	リーダーの育成	事業廃止	-

基本目標	第2次計画事業番号	具体的な事業	区分	第3次計画事業番号	
2	56	あらゆる分野における女性の人材発掘及びリストの作成と活用	事業廃止	-	
	57	あらゆる分野における女性の人材発掘及びリストの作成と活用	継続実施	80	
	58	農業分野におけるリーダー育成	継続実施	73	
	59	各種審議会・委員会への女性登用の促進	事業内容変更	77	
	60	市政懇談会における女性の参画促進	事業内容変更	10	
	61	女性団体の育成及び団体間交流への支援	事業内容変更	79	
	62	女性団体の育成及び団体間交流への支援	事業廃止	-	
	63	女性団体の育成及び団体間交流への支援	事業廃止	-	
	66	女性団体の育成及び団体間交流への支援	事業廃止	-	
	67	女性団体の育成及び団体間交流への支援	継続実施	81	
	68	女性消防団員の入団促進	継続実施	82	
	69	各種まつり・イベント事業への男女の参画促進	継続実施	11	
	70	生涯学習講座におけるボランティア講師の育成と活用の促進	継続実施	21	
	71	家族経営協定の推進	継続実施	76	
	72	経営能力向上研修会の実施など商工会女性部活動への支援	事業廃止	-	
	73	保育内容の充実	継続実施	74	
	74	就職活動のための保育の実施	継続実施	75	
	75	ワーク・ライフ・バランスの促進	事業統合	65	
	76	女性が働きやすい就労環境の整備の啓発	事業内容変更	37	
	77	事業所向けの啓発活動の推進	事業統合	69	
	78	性別にとられない採用、研修、配置、昇進などの人事管理の推進	事業統合	70	
	79	性別にとられない進路指導の充実	継続実施	28	
	80	あらゆる機会を通じた男女共同参画学習の充実	事業廃止	-	
	81	生徒集会を活用した人権尊重の意識啓発の充実	継続実施	16	
	82	男女がお互いの性を尊重し、共同参画できる生徒会活動や学校行事等への支援	事業統合	13	
	83	外国人のための生活相談事業の充実	継続実施	23	
	84	外国人のための生活相談事業の充実	継続実施	22	
	85	外国人児童生徒のための学習支援の充実	継続実施	25	
	3	86	各年代にあわせた各種健康診査の充実	継続実施	29
		87	各年代にあわせた各種健康診査の充実	継続実施	30
		88	関係機関との連携による健康相談や健康事業の充実	継続実施	31
		89	関係機関との連携による健康相談や健康事業の充実	継続実施	33
		90	関係機関との連携による健康相談や健康事業の充実	継続実施	32
		91	関係機関との連携による健康相談や健康事業の充実	事業廃止	-
		92	人権尊重教育における性の大切さを意識する教職員研修会の実施	継続実施	18
93		リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理解の促進	継続実施	34	
94		DV被害者支援体制の構築	事業内容変更	38	
95		ひとり親家庭への支援の充実	事業廃止	-	
96		子どもと大人及び障がいのある方全ての交流活動の充実	事業統合	57	
97		子どもの人権を尊重するための相談体制の充実	継続実施	43	
98		子ども会やスポーツ少年団との子どもの活動の充実	継続実施	47	
99		子ども会やスポーツ少年団との子どもの活動の充実	継続実施	48	
100		青少年健全育成活動の充実	継続実施	49	
101		子どもを守る体制の充実	継続実施	50	
102		乳幼児医療費支給対象年齢の拡大の検討	継続実施	44	
103		関係機関との連携による小児医療体制の充実	継続実施	46	
104		高齢者の生きがい活動への支援	事業廃止	-	
105		高齢者の就労活動への支援	事業廃止	-	
106		高齢者の総合的な相談体制の充実	継続実施	55	
107		高齢者が地域で元気に暮らし続けることができる支援体制の充実	継続実施	51	
108		障がいのある方の社会参加活動への支援	事業統合	57	
109		障がいのある方の就職活動への支援	継続実施	58	
110		女性の視点を反映した避難所運営	継続実施	63	
111		女性防災リーダーの育成	継続実施	64	

※令和元（2019）年度の進捗状況結果により3項目を廃止としたため、55・64・65は欠番

4. 常総市男女共同参画推進条例

平成 19 年 3 月 22 日

条例第 6 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 基本的施策(第 8 条—第 14 条)

第 3 章 男女共同参画推進審議会(第 15 条—第 20 条)

第 4 章 補則(第 21 条)

附則

日本国憲法は、すべての人は法の下に平等であり、性別によって差別をしてはならないことをうたっている。

しかし、固定的役割分担意識やそれに基づく社会的慣行が依然として残されており、私たちの生き方に影響を与えている現実があり、男女平等の実現に向け、なお一層の努力が必要とされている。

さらに、少子高齢化、国際化、情報化等の急速な進展により、個人の価値観、ライフスタイル等の多様化が進む社会状況において、私たちは、豊かな自然の中で、よき伝統は文化としてはぐくみ、地域の特性を生かし、安心して生き生きと暮らすことのできる常総市を目指して、市、市民及び事業者が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本的理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進において基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、積極的に当該機会を提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応に起因して当該相手方に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に対する身体的、精神的、経済的又は性的な暴力及び虐待をいう。
- (5) 事業者 市内において、事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が、性別による固定的役割分担意識を反映した慣行にとらわれることなく、多様な生き方を自由に選択できること。
- (3) 男女が、あらゆる分野における施策方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、家庭の重要性を認識し、地域社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活における役割を共有し、社会生活との両立を行うことができること。
- (5) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展が著しいことを考慮し、国際的協調の下に行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携を図りながら、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努め、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画に関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、その事業活動において、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力し、男女が職場と家庭生活における活動の両立ができるよう就労環境の整備に努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、性別による差別的取扱い及び人権の侵害をしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画に関して、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるとともに、常総市男女共同参画推進審議会(以下「推進審議会」という。ただし、第15条を除く。)の意見を聴かななければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(報告書作成)

第9条 市長は、毎年、市が行った男女共同参画の推進に関する施策の進捗状況を明らかにする報告書を作成し、関係者等に公表しなければならない。

(積極的改善措置)

第10条 市は、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野の活動において、男女間に格差が生じている場合、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、審議会等における委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

(生涯にわたる健康への支援)

第11条 市は、男女が互いの性を理解し、尊重するとともに、生涯にわたる健康の保持が図れるよう学習の機会及び情報の提供その他必要な支援の実施に努めなければならない。

(総合的拠点施設の設置)

第12条 市は、市民、事業者、地域団体等による男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、総合的拠点施設を整備するものとする。

(相談等の申出)

第13条 市民又は市内に通勤し、若しくは通学する者は、性別による差別的取扱い、人権の侵害その他男女共同参画の推進を阻害する行為を受け、若しくはそのおそれがあるときは、市長に対して、相談等を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けるための相談窓口を設置するものとする。

(苦情等の申出)

第14条 市民又は事業者は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情、意見等を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、適切な措置を講じなければならない。この場合において、市長は、推進審議会の意見を聴くことができる。

第3章 男女共同参画推進審議会

(設置)

第15条 男女共同参画の推進のため、市長の附属機関として、常総市男女共同参画推進審議会を設置する。

(所掌事項)

第16条 推進審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 基本計画の策定
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策
- (3) その他男女共同参画の推進に関し必要な事項

(組織)

第17条 推進審議会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、市民、事業者、識見を有する者及び関係団体の代表のうちから、市長が委嘱する。この場合において、市民の委員の一部は、公募によるものとする。

(任期)

第18条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第19条 推進審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、推進審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 20 条 推進審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、必要と認めるときは、推進審議会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

第 4 章 補則

第 21 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
(常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年水海道市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

5. 常総市男女共同参画推進審議会委員名簿

氏 名	所 属	備 考
飯田 邦男	大学非常勤講師	会 長
飯田 ふじ子	人権擁護委員	
石 塚 剛	常総市議会	
入江 赳史	常総市議会	
海老原 和子	女性団体じょうそう事業委員会	
小磯 節子	公募	
篠崎 孝之	自治区長連絡協議会	
柴 典 明	常総市議会	
高橋 智子	公募	
土 河 隆	公募	
寺田 由紀子	商工会女性部	
中莖 道夫	青少年問題協議会	
長塚 美代子	石下生活改善グループ	
溝口 秀二	工業懇話会	
渡邊 澄江	元教諭	副 会 長

(50音順、敬称略)

6. 常総市男女共同参画推進本部設置規程

平成 20 年 12 月 12 日

訓令第 11 号

改正 平成 21 年 7 月 1 日訓令第 14 号

平成 22 年 3 月 29 日訓令第 3 号

平成 27 年 3 月 31 日訓令第 4 号

平成 29 年 3 月 31 日訓令第 3 号

平成 30 年 12 月 11 日訓令第 3 号

平成 31 年 3 月 29 日訓令第 3 号

令和 3 年 3 月 31 日訓令第 3 号

(設置)

第 1 条 常総市男女共同参画推進条例（平成 19 年常総市条例第 6 号。以下「条例」という。）

第 4 条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に実施するため、常総市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例第 8 条の規定による基本計画（以下「基本計画」という。）に基づく施策の推進
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の総合的な調整
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 推進本部は、副市長及び教育長のほか、常総市庁議の設置及び運営に関する規程（平成 20 年常総市訓令第 10 号）第 3 条第 1 項に規定する庁議構成職員をもって組織する。

2 推進本部に本部長及び副本部長を置く。

3 本部長には副市長を、副本部長には市民生活部長をもって充てる。

4 本部長は、推進本部の会務を総理し、推進本部を代表する。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部の会議にその他の職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

3 本部長は、会議における協議の経過及び結果について、市長に報告しなければならない。

(推進委員会)

第 5 条 推進本部に、次に掲げる事項を実施させるため、推進委員会を置く。

- (1) 基本計画に基づく施策の調査、研究及び立案
- (2) 男女共同参画の推進に関する関係部課間の連絡及び調整
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、推進本部が指示する事項

(推進委員会の組織)

第6条 推進委員会の委員は、別表に掲げる課等の長又は当該課等の長が指名する所属職員とする。

ただし、本部長は、必要に応じてこれ以外の職員を推進委員会の委員に加えることができる。

- 2 推進委員会に、委員の互選による委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、推進委員会を代表し、推進委員会の会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(推進委員会の会議)

第7条 推進委員会の会議は、本部長の命により、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、推進委員会の会議にその他の職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 委員長は、推進委員会の会議における協議の経過及び結果について、本部長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 推進本部及び推進委員会の庶務は、男女共同参画の推進を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 21 年訓令第 14 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 22 年訓令第 3 号)

この訓令は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年訓令第 4 号)

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年訓令第 3 号)

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年訓令第 3 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 31 年訓令第 3 号)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年訓令第 3 号)

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第6条関係）

課等名
市長公室防災危機管理課
総務部総務課
市民生活部市民と共に考える課
市民生活部市民課
市民生活部暮らしの窓口課
市民生活部人権推進課
福祉部社会福祉課
福祉部幸せ長寿課
福祉部こども課
保健衛生部保健推進課
保健衛生部健康保険課
産業振興部農政課
産業振興部商工観光課
都市建設部都市計画課
教育委員会事務局生涯学習課
教育委員会事務局指導課

7. 常総市男女共同参画推進本部委員名簿

氏 名	職 名	備 考
石 井 陽	副 市 長	本 部 長
岡 野 克 巳	教 育 長	
飯 泉 真 由 美	市 長 公 室 長	
横 島 義 則	総 務 部 長	
秋 葉 利 恵 子	市 民 生 活 部 長	副 本 部 長
堀 洋 信	福 祉 部 長	
植 竹 順 一	保 健 衛 生 部 長	
川 沼 一 巳	産 業 振 興 部 長	
小 林 寛 明	都 市 建 設 部 長	
森 田 修	教 育 部 長	
横 田 公 恵	会 計 管 理 者	
古 谷 篤	議 会 事 務 局 長	

8. 常総市男女共同参画推進委員名簿

氏 名	課 名	備 考
坂入 龍希	防災危機管理課	
片倉 康平	総務課	
小島 久美	市民と共に考える課	副委員長
市川 清華	市民課	
鈴木 真実	暮らしの窓口課	
茂呂 雄甫	人権推進課	
飯田 美希	社会福祉課	
古田 祐子	幸せ長寿課	
手口 美紀	こども課	
未広 正幸	保健推進課	委員長
野口 千秋	健康保険課	
平井 園子	農政課	
谷田部 久子	商工観光課	
加藤 卓也	都市計画課	
佐々木 祥子	生涯学習課	
渡邊 優子	指導課	

9. 諮問書

令和5年諮問第1号

常総市男女共同参画推進審議会
会長 飯田 邦男 殿

常総市男女共同参画推進条例第8条第2項の規定に基づき、次の事項について諮問いたします。

諮問事項

第3次常総市男女共同参画計画（案）の策定について

令和5年7月28日

常総市長 神達 岳志

10. 答申書

令和5年11月22日

常総市長 神達 岳志 殿

常総市男女共同参画推進審議会
会長 飯田 邦男

第3次常総市男女共同参画計画（案）について（答申）

令和5年7月28日付け、令和5年諮問第1号にて諮問された第3次常総市男女共同参画計画（案）については、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

- 1 市民・市民団体・事業者・学校等と連携を強化し、協働するよう努め、ワーク・ライフ・バランスの促進及び多様性を尊重する社会の実現を目指すこと。
- 2 固定的役割分担意識にとらわれないことがないよう、お互いに認め合い、助け合い、共に活躍できる社会を築くため、ライフステージに合わせた学習の機会の提供を求める。
- 3 暴力やハラスメントを許さない社会づくりに向けた啓発に努めるとともに、その防止及び被害者の支援を関係機関と連携しながら総合的に進められたい。
- 4 地域における防災力を強化するため、女性、高齢者、外国人及び生活弱者等の視点を取り入れた防災や災害対応を推進されたい。
- 5 SDGs の目標が男女共同参画を進める際の基本的な視点として共有されるように努めること。
- 6 事業評価には第三者の視点を取り入れた客観的な評価を行うことも検討し、男女共同参画の推進に努められたい。

第3次常総市男女共同参画計画

令和6（2024）年3月

常総市 市民生活部 人権推進課

〒303-8501

茨城県常総市水海道諏訪町 3222 番地 3

TEL：0297-23-2111（代表）

URL：<https://www.city.joso.lg.jp/>
